

## 令和4年12月定例会会議録（第1号）

令和4年12月2日 金曜日 午前10時00分開会  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	高橋富美子	議員
17番	佐藤卓也	議員	18番	小野周一	議員

### 欠席議員（1名）

6番 押切明弘 議員

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 保育推進室長	有江徹
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀

監査委員	大場隆司	監査委員局長	津藤隆浩
選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 局長	岸 聡
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 局長	横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主査	笹原佳子
主任	小松真子	主事	秋葉佑太

### 議事日程（第1号）

令和4年12月2日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 3 議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第 4 議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第 5 議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第66号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 議案の各常任委員会付託

（一括上程、提案説明）

- 日程第11 議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第60号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第61号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

## 開 会

**高橋富美子議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。欠席通告者は押切明弘さんの1名です。

なお、子育て推進課長が欠席のため、保育推進室長有江 徹さんが出席しておりますので、御了承願います。

これより令和4年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**高橋富美子議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子さん、佐藤文一さんのお二人を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**高橋富美子議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

**佐藤卓也議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る11月25日午前9時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和4年12月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております令和4年12月定例会日程表のとおり、本日から12月14日までの13日間と決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

このたび提出されます案件は、補正予算4件、議案7件の計11件であります。

案件の取扱いではありますが、議案第59号から議案第62号までの補正予算4件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、12月14日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第63号から議案第69号までの議案7件につきましては、本日本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し、審査をしていただきます。

次に、一般質問であります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名で行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月14日までの13日間にししたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

しました。

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、  
会期は12月2日から12月14日までの13日間と決

### 令和4年12月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要	
第1日	12月2日	金	本会議	議場	午前10時	開会。議案(7件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案の各常任委員会付託。補正予算(4件)の一括上程、提案説明。	
第2日	12月3日	土	休			会	
第3日	12月4日	日	休			会	
第4日	12月5日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 佐藤卓也、山科正仁、小野周一、 山科春美、小嶋富弥の各議員	
第5日	12月6日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 庄司里香、石川正志、叶内恵子、 佐藤悦子の各議員	
第6日	12月7日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査	
第7日	12月8日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査	
第8日	12月9日	金	休			会	本会議準備のため
第9日	12月10日	土	休			会	
第10日	12月11日	日	休			会	
第11日	12月12日	月	休			会	本会議準備のため
第12日	12月13日	火	休			会	
第13日	12月14日	水	本会議	議場	午前10時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(4件)の質疑、討論、採決。	

#### 議案7件一括上程

高橋富美子議長 日程第3議案第63号新庄市職員  
の高齢者部分休業に関する条例についてから日

程第9議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案7件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例についてから議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。12月議会、ありがとうございます。

この雪が今冬初雪と言われておりまして、今年は少し遅い雪かなと思ひますが、今後あまり降らないことを祈っているところであります。

さて、議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例について御説明申し上げます。

この条例は、職員の定年が段階的に65歳まで延長されることに伴い、本市におきましても今後、現在の定年年齢である60歳を超えて常勤する、勤務することとなる高齢期職員を対象として、地方公務員法第26条の3に規定する高齢者部分休業制度を新たに設け、60歳を超えた職員の多様化する働き方のニーズに対応できるようにするため提案するものであります。

内容といたしましては、高齢期職員が部分休業を申請した場合に、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の1週間の勤務時間の半分を上限として、部分休業できる制度であります。施行日は令和5年4月1日といたします。

次に、議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等

の条例について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行及び本市職員の定年引上げに伴う職員の任用、勤務時間、給与等の取扱いなどに関連する8つの条例について、必要な改正等を行うものであります。

施行日は、令和5年4月1日とし、60歳を超える職員の勤務時間、給与等の取扱いについて、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方公務員の定年につきましては、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされておりますが、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本市の職員の定年年齢についても、現行の60歳から2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げるとともに、定年年齢の引上げに伴い、定年前の再任用制度の新設、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入、定年前の職員に対する情報提供、意思確認制度の導入など、定年引上げに伴い必要な諸制度について規定するため、必要な改正を行うものであります。

施行日は原則として令和5年4月1日とし、一部の規定については、公布の日とするともに、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第66号新庄市市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う新庄市市税条例の改正のうち、施行日が令和4年4月1日のものについては3月31日に専決処分を行い、6月定例会で御承認いただきました。本案は、令和5年1月1日以降に施行される部分につきまして、御提案するものであります。

主な改正の内容といたしましては、個人住民

税の住宅借入金等特別税額控除につきまして、控除期間を令和20年度まで5年延長するとともに、対象となる住宅への居住開始年を令和7年末まで4年延長するものであります。

また、上場株式などの配当所得に係る個人住民税の課税方式につきましては、所得税の課税方式と整合を図るための改正を行うことといたします。

さらに、固定資産課税台帳の閲覧などに係る記載事項について、DV被害者などからの申出により、住所に代わる事項を記載する措置を規定するとともに、そのほか条文の整備を行うものであります。

これらの施行日が一様でないため、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、地域再生法の趣旨に基づき、東京23区内等に本社がある事業者が、本社機能の全部または一部を本市に移転した場合などにおいて、3年間に限り固定資産税の税率を引き下げ、対象となる事業者を税制面で支援するため、必要な事項を定めたものであります。

本案は、この条例の適用期限を令和6年3月31日まで延長するとともに、税率の軽減の対象となる設備等に係る県による計画の認定から供用開始までの期限を、現行の2年から3年に延長するものであります。

施行日は公布の日といたします。

次に、議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、新庄市横根山運動広場を廃止するため必要な改正を行うものであります。新庄市横根山運動広場につきましては、横根山工業団地に立地する企業の福利厚生に寄与するとともに、

広く市民の方々にも利用していただくことができるよう、昭和63年に工業団地内の緑地に屋外体育施設として設置したものであります。

施設の使用状況といたしましては、ここ十数年、使用団体や利用者数が少ない状況で推移しており、工業団地内全企業及び近年の使用団体、使用者から、今後の施設使用等について聴取した上で、近隣の他施設などでの使用が十分可能であると判断し、施設の廃止につきまして御提案申し上げるものであります。

施行日は令和5年4月1日といたします。

議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、新庄市升形児童館における児童の集団的な指導を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

施行日は令和5年4月1日といたします。

升形児童館につきましては、当面入所する児童の見込みがない現状を踏まえ、今後の方向性について庁内での検討を進めながら、升形児童館管理委員会、升形小学校、升形区長会への説明及び協議をさせていただき、令和5年3月31日をもって、升形児童館における集団指導事業を廃止することにつきまして、地区の了承をいただいたところであります。

なお、升形児童館におきましては、集団指導事業の廃止後におきましても児童厚生施設として自由来館事業は継続していくこととなりますので、自由来館事業につきましては、升形児童館管理委員会など、地域の皆様と引き続き協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** ただいま説明のありました議案7件について、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**4番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**高橋富美子議長** 八鍬長一さん。

**4 番（八鍬長一議員）** 私からは、1つの議案について質問します。

議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。いよいよ60歳定年が65歳に引き上げられるという上位法の改正に伴う市条例の改正であります。そういう点では、市民サービスを第一線で提供していく職員が、どういう労働条件の中でこの市役所の中で働いていくのかということについては、大変大きな問題であると思います。

その場合、憲法で定めていますように、団結権、団体交渉権、争議権など労働協約の問題もありますけれども、本市の場合には、職員労働組合とどんな話し合いをしているか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

といいますのは、先ほど言いましたように、一定年齢になると昇給がストップになる。一定年齢になると、私は55歳をピークとするのではないかと思うのですが、それから役職定年という、先ほどの市長の言葉もありましたけれども、一旦60歳で管理職は管理職から外れてしまうといったときの職場秩序の問題とか、それから当然65歳までの定年延長でありますから、定数内職員になるわけですから、今新庄市の職員構成というのは非常に逆ピラミッド型でアンバランスな状態になります。その是正をしようとしていることは分かるのですが、今後の職員採用とどう関連してくるのか。そういう点では、当該労働者としても、大きな自分の一生に関わる問題だと思いますので、職員労働組合との協議、交渉はどうしていますか。まず、お尋ねします。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** このたびの定年延長等に関する条例改正についての組合側との交渉をどのように行っているかとの御質問でございます。

組合側とは、こちら側から申入れを行いまし

て、協議、話し合い、説明の場を設けていただいたところでございます。

その中で定年延長につきましては、制度に伴うものであり、そういったところは致し方ないというところで、特に理解したというようなことをいただいております。

55歳昇給停止につきましては、以前、実は国からも平成25年ですか、通知が来たときに、一度申入れを既にしておりまして、そういった内容のことを今後しなければいけないということで、そのときも申入れを行っている経緯はございました。

この55歳昇給停止につきましては、定年延長とセットということで、財政的な面を加味したものとしまして私どもは認識しているところです。そういったところも加味しまして、組合側には話をしたところでございました。

55歳で昇給停止することによりまして、メリット、デメリットといいますか、そういったところもあろうかと思っておりますけれども、こちらの試算としましては、55歳から60歳までの5年間の金額、そして55歳で停止したときの金額と、現在行っている昇給制度の差額を出しまして、さらに60歳からの定年延長のその先の5年間の金額を出しました。60歳以上、定年延長になりますと、管理職は6級から、管理職ではない職、つまり5級に下がることとなります。そして、給与の面もピーク時の7割ということになります。その7割で計算しますと、昇給停止になったときのデメリットが解消されているというような結果になっておりましたので、そのような話をしたところでございました。ただ、こちらにつきましては、やはり全面的に賛成ではないけれども、やむを得ないだろうというような回答はいただいているところでした。

それからもう一つ、今後の採用の関連ということでございますけれども、先ほど市長答弁にもありましたように、今後65歳の定年延長が完



了するまでの間、2年に1回退職者がいない年が出てきます。これまで採用については、退職者の人数に合わせた形で新規採用職員を募集し、採用してきたのですが、定年延長が始まりますと、退職者の数がどうしても凸凹になってしまうというようなこともありますので、10年間の退職者の数を計算といいますか、試算しまして、それに合わせて平準化させたような形で採用したいと考えているところです。

以上です。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番(八鍬長一議員) 組合と交渉はしているということですが、いつ申し入れて、何回したのでしょうか。雇用責任者は当然市長であります、市長交渉はしたのでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 申入れにつきましては、口頭で初めにしたこともございましたが、正式には文書によりまして11月11日に申入れをした形になっております。その後、組合でオルグなどを行ってくださったようですが、その後、11月24日に説明いたしまして、昨日もう一度話し合いをしたところでした。

以上です。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番(八鍬長一議員) 市長との最終的な合意ということには、理解はしたと組合では言っているのですが、合意はしているのでしょうか。そこのところは大事なことでありますので、もう一度確認します。

それからもう1点、11月25日に議会運営委員会をしているわけです。その段階では、申入れはしているけれども、交渉はしていないはずなのですが、そうしますと組合の合意が得られていない段階で、議案として議会運営委員

会に諮ったというのは、私はいかがなものかと思うのですが、その辺についてもお答えください。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 市長との合意ということですが、直接市長と話をしたということではございませんが、総務課長交渉といいますか、私と話をしたということで、合意は得られたというようなことと認識しているところです。

それから、申入れと組合側との話し合いの件ですけれども、11月11日に申入れをしていたところでございます。そして、話し合いを行ったのが、説明などを行ったのが11月24日でございます。

以上です。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 昇給停止の部分の組合とのやり取りになりますけれども、私が総務課長に就任したときから、この件については組合と情報交換をやってきたところであります。この昇給停止については、国はもう当然導入しておりますし、ほかの自治体も相当数実施しているというような状況でありまして、他市の例も含めて、組合とはやり取りしてきたところでありました。

そして、合意文書ということでもありますけれども、これ以外の組合とのやり取りについて、最近では合意文書を交わすという手続は、これ以外も含めて取っていないというのが今の組合と執行部とのやり取りの状況でもあります。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

日程第10議案の各常任委員会付託

高橋富美子議長 日程第10議案の各常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 令和4年12月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（6件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例について</li> <li>○議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例について</li> <li>○議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第66号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> </ul>
産業厚生常任委員会 議案（1件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> </ul>

#### 議案4件一括上程

高橋富美子議長 日程第11議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第8号）から日程第14議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算4件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第8号）から議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予

算4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第59号から議案第62号までの令和4年度新庄市一般会計及び特別会計並びに下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第59号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ6億297万7,000円を追加し、補正後の予算総額を202億1,477万7,000円とするものであります。

5ページの第2表におきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業債及び農地災害復旧事業債を追加したほか、県営土地改良事業負担債や道路長寿命化事業債などの起債の変更を行っております。

8ページからの歳入では、マイナンバー関連の補助金として、15款国庫支出金にマイナンバーカード交付事務費補助金などを増額補正しております。

また、16款県支出金には、灯油購入等助成費に充てる低所得者世帯の冬の生活応援事業費補助金を増額補正したほか、6月豪雨で被災した農地の災害復旧（工事）に対する耕地災害復旧事業費補助金を新たに計上しております。

18款寄附金では、スポーツ振興のために頂いた寄附金などを予算化しております。

次に、11ページからの歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

2款総務費には、結婚新生活支援事業補助金、若者世帯住宅取得助成金を増額計上しております。

14ページ、3款民生費には、物価高騰対策といたしまして、民間保育所等食材等物価高騰対策支援事業費補助金を新たに計上しております。

また、15ページ、4款衛生費には、不妊治療されている方に対し、不妊治療費助成金を交付するために必要な費用を新たに計上しております。

16ページ、6款の農地費には、ため池の安全対策として、吉沢下堤安全施設整備工事に必要な費用を計上しております。

18ページ、8款土木費には、道路の除排雪業務費を増額補正しております。

20ページの10款教育費では、八向地区公民館の改修工事が完了したことに伴い、工事請負費を減額補正しております。

続きまして、23ページからの議案第60号国民健康保険事業特別会計補正予算及び議案第61号介護保険事業特別会計補正予算の2特別会計補正予算について、また議案第62号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては、財政課長及び上下水道課長に説明させていただきますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

（荒澤精也財政課長登壇）

**荒澤精也財政課長** それでは、議案第59号一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6億297万7,000円を追加し、補正後の総額は202億1,477万7,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございますが、ため池の安全対策として実施する吉沢下堤安全施設整備工事に充てるための農業水路等長寿命化・防災減災事業債、6月豪雨災害の復旧工事に充てるための農地災害復旧事業債を追加したほか、県営土地改良事業負担債や道路長寿命化事業債、その他の起債について、事業費の変更などに伴う補正を行っております。

次に、8ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、11款地方交付税でございますが、このたびの補正の財源といたしまして、普通交付税を、今年度の交付決定額との差額を計上しております。

15款国庫支出金でございますが、2項1目の総務費国庫補助金では、マイナンバーカード交付推進に係る人件費に対する補助金として、マイナンバーカード交付事務費補助金及びマイナポイント事業費補助金を増額補正しております。

続きまして、16款県支出金でございますが、

2項2目には、低所得者世帯の冬の生活応援事業費補助金が今年度に限り追加交付されることとなったことに伴い、増額補正を行っております。また、2項8目には、6月豪雨で被災した升形地区の災害復旧工事に対する耕地災害復旧事業費補助金423万5,000円を新たに計上しております。

次に、9ページの18款寄附金でございますが、ハーフマラソン大会にと頂きました寄附金100万円を計上しております。

19款繰入金及び20款繰越金につきましては、普通交付税と同様に、このたびの補正予算に充てる一般財源といたしまして、財政調整基金繰入金2億4,000万円、前年度繰越金1億3,887万1,000円を補正しております。

続きまして、11ページからの歳出について御説明申し上げます。

初めに、全体を通しまして、職員給与費の実績に基づく補正及び最上広域市町村圏事務組合分担金の変更に伴う補正を行っております。

2款1項7目企画費には、今後の申請見込みを踏まえ、結婚新生活支援事業費補助金及び若者世帯住宅取得助成金を増額補正しております。

続きまして、13ページ、3款民生費でございますが、全体を通して、令和3年度に行った事業の精算に伴う国・県返還金を計上しているほか、14ページ、2項1目児童福祉総務費には、給食の食材物価高騰対策として、民間保育所等食材等物価高騰対策支援事業費補助金150万7,000円を新たに計上しております。

15ページ、4款1項1目の母子保健事業費につきましては、不妊治療をされている方に対する助成として、不妊治療費助成金216万円を新たに計上しております。

続きまして、6款1項3目農業振興費及び6款1項4目畜産業費の減額補正につきましては、補助対象者の事業中止に伴い、各補助金を減額補正するものでございます。

また、16ページ、6款1項5目農地費の吉沢下堤安全施設整備工事につきましては、県の補助を受け、転落防止対策を講じるものでございます。

次に、18ページ、8款6項1目の除排雪費につきましては、道路の除排雪業務に係る委託料及び借上料など5億5,113万5,000円を増額補正しております。

20ページ、10款5項3目の地区公民館運営事業費につきましては、八向地区公民館改修工事等の完了に伴い、不用額を減額するものであります。

21ページ、10款5項12目北辰屋内運動場トイレ改修工事につきましては、今年度、下水道に接続する予定でありましたが、今年度中の接続工事が間に合わないため、減額するものであります。

最後に、11款災害復旧費でございますが、6月豪雨によって升形地区の農地のり面が崩落した箇所の復旧費用として852万円を新たに計上しております。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

23ページを御覧ください。

議案第60号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ5,602万6,000円を追加し、補正後の予算総額を32億678万7,000円とするものでございます。

26ページを御覧ください。

歳入は、6款1項に前年度繰越金を増額補正しております。

27ページの歳出、8款1項には、令和3年度の給付費等交付金の精算に伴う返還金を計上しております。

続きまして、29ページを御覧ください。

議案第61号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ50万1,000円を減額し、補正後の予算総額を39

億3,696万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、35ページからの歳出にありますとおり、事業の執行に応じて過不足を調整するための補正を行うとともに、歳入につきましても、歳出の補正に合わせた財源補正を行うものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** 上下水道課長矢作宏幸さん。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

**矢作宏幸上下水道課長** 私からは、議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、別冊の令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、建設改良事業費について補正するため記載しております。

第3条、収益的支出の補正につきましては、第1款下水道事業費用を742万4,000円増額し、計8億7,666万9,000円とします。これは、主に電力料金の高騰に伴い、処理場の動力費を増額するものであります。

第4条、資本的支出の補正につきましては、第1款資本的支出を8万円増額し、計8億7,916万4,000円とします。これは、職員給与費を増額するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億6,722万3,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

2ページを御覧ください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費の既決予定額5,100万5,000円に、補正予定額42万4,000円を増額し、5,142万9,000円と

します。

なお、3ページ及び4ページには、補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第62号までの補正予算4件については、委員会への付託を省略し、12月14日水曜日、定例会最終日の本会議において審議いたします。

散 会

**高橋富美子議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

12月5日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時44分 散会

## 令和4年12月定例会会議録（第2号）

令和4年12月5日 月曜日 午前10時00分開議  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	西田裕子
総合政策課長	川又秀昭	財政課長	荒澤精也
税務課長	佐藤隆	市民課長	伊藤幸枝
環境課長	小関孝	成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ
子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功	健康課長	山科雅寛
農林課長	柏倉敏彦	商工観光課長	小関紀夫
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	矢作宏幸
会計管理者 兼会計課長	荒田明子	教育長 兼職務代理	栗田正人
教育次長 兼教育総務課長	平向真也	学校教育課長	杉沼一史
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	津藤隆浩	選挙管理委員会	委員長	武田清治
選挙	管理	委員	会長	岸 聡	農業委員会	会長	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	横山 浩			

### 事務局出席者職氏名

局	長	武田信也	総務主査	笹原佳子
主	任	小松真子	主事	秋葉佑太

### 議事日程（第2号）

令和4年12月5日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	佐藤卓也	議員
2番	山科正仁	議員
3番	小野周一	議員
4番	山科春美	議員
5番	小嶋富弥	議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和4年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤卓也	1. 市長4期目の成果と今後の問題解決について 2. 駐車場の利便性向上について 3. 移住・定住政策について	市長
2	山科正仁	1. 当市内における公共施設建設や各種事業により変わっていく周辺環境について 2. 行政代執行後の整備について 3. 教職員の働き方改革の進捗状況および更なる業務量緩和に向けた取り組みについて	市長 教育長
3	小野周一	1. 持続可能な農業について 2. 子育て支援について 3. 高齢者世帯の排除雪支援事業について	市長
4	山科春美	1. 空き家対策について（管理不全空き家の対応について） 2. 高齢者の集いの場の立ち上げ支援について（健康寿命の延伸のために） 3. 当市の国民保護計画の対応について（全国瞬時情報システム「Jアラート」の発出がなされた場合）	市長
5	小嶋富弥	1. 奥羽本線太田踏切について 2. 鉄道のローカル線存廃について 3. 旧最上中部牧場について	市長



## 開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、小松副市長が欠席しております。また、教育長が欠席のため、教育長職務代理者栗田正人さんが出席しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は9名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名です。

それでは、最初に、佐藤卓也さん。

### 佐藤卓也議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、佐藤卓也さん。

（17番佐藤卓也議員登壇）

17番（佐藤卓也議員） 皇紀2682年、令和4年12月定例会、最初に一般質問させていただきます市民・公明クラブ佐藤卓也でございます。よろしくお願ひいたします。

平成29年の山車派遣事業から5年ぶりに新庄まつりの山車2台が、11月5日、6日に「新庄まつり in 巢鴨」として、東京都豊島区にある巢鴨地藏通り商店街や大正大学の周辺を運行し、新庄市を全国にアピールしてまいりました。

今回の派遣事業では、新庄まつり3団体の中核である神輿渡御行列が参加することで新庄まつりの本まつりが再現されており、私たち市民・公明クラブと起新の会の皆様が現地に行き、オープニングセレモニーとともに山車運行に参加してまいりました。

5年前は台風の影響により大雨が降り、大変な思いをいたしました。今回、5日、6日、2日間とも晴天に恵まれました。とてもすがすがしい秋晴れの中、夕暮れには山車にライトが照らされると宵まつりの気分が感じられ、スマホを片手に写真や動画を撮っている人も多く、囃子の音を聞いた方々の中には、涙を流し、来てくれてありがとうといった声も多く聞こえてまいりました。

大正大学のキャンパスでは、新庄市の特産品販売、新庄産そば粉「最上早生」を使用した手打ちそばや新庄焼きそばを販売するブースには多くの方が並んでおり、特に秋の味覚であるいも煮を無料配布するブースでは100メートルを超える行列ができており、食べておいしいイベントとなりました。

東京に足を運び新庄市を全国にアピールできたことをうれしく思い、実行委員会の声や見物客の方の多くの声を聞かせていただきました。

実行委員会の皆様や、協賛していただいた大正大学の関係者の皆様、一般社団法人コンソーシアムすがも花街道の皆様、改めて感謝申し上げます。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

最初の質問は、市長4期目の成果と今後の課題解決についてお伺ひいたします。

山尾市長は、平成19年9月に初就任し、令和元年に4期目の再選をいたしました。新庄市のかじ取りを行い、来年に16年を迎えることとなる山尾市長ですが、4期目16年の長い市政運営の中でどのような成果があったのでしょうか。

その中で、まだ解決できていない課題が多くあるのではないのでしょうか。その課題をどのように捉え、課題を解決していかれるのかをお伺いいたします。

その課題を踏まえ、令和4年度施政方針にもある、新庄市ならではの住みよさをかたちにし、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるまちを目指していかなければならず、そのためにも、職員一人ひとりが高い意識を持ち、掲げた目標に向けて全力で取り組むことで、全ての市民にとってやさしいまち、そして、安全に暮らせる共生社会の実現につなげていきたいと書いておりますが、どのように取り組むのかをお伺いいたします。

また、来年度は統一地方選挙として、4月には県議会議員選挙や市議会議員選挙が行われ、9月には市長選挙が行われます。

そこで、山尾市長の市長選挙立候補の意思をこの議場でお伺いしたいと思います。

2番目の質問は、駐車場の利便性向上についてお伺いいたします。

東北中央自動車道は、令和4年10月29日に東根北インターチェンジから村山本飯田インターチェンジ、11月20日には新庄鮭川インターチェンジから新庄真室川インターチェンジが開通いたしました。

最上地域が首都圏と直結することで、出荷額が伸びてきております木材、木工製品製造業などの地域産業の活性化や、地域への観光誘客や交流人口の拡大、自動車道と並行する国道13号線の渋滞緩和や安全性の向上、特に冬期降雪時の救急搬送が課題となっておりますが、迅速かつ安定した搬送が実現することで、救急医療

に多くの効果が期待されます。

自動車で多くの方が最上地域を訪れると、休憩所やトイレなどに駐車場が必要となってきております。駐車場整備を考える場合は、利便性や快適性、安全性やライフスタイルの変化を視野に入れて、必要十分な駐車場のスペースを確保することが快適な生活につながってまいります。

今後建設される道の駅や市有施設における駐車場の整備について、どのように取り組まれるのかをお伺いいたします。

最後に、移住・定住政策についてお伺いいたします。

東京圏は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県になりますが、令和元年に24年連続転入超過を記録する一方、地方では、人口減少、少子高齢化に加え、若年層の東京圏への転出により、地域社会の担い手不足が深刻です。

一方で、平成30年では移住相談件数は4万人を超え、より多くの方が地方への移住に関心を持つようになってきております。

新型コロナウイルス感染症流行に伴い行動制約が求められる中、新しい生活様式を模索し、地方移住という選択肢が考えられ、テレワークや住環境、暮らしを優先した移住環境の選択が現実味のある選択として多くの人に認知されたことは、皆さん承知のことだと思います。

そこで、現在、新庄市における移住・定住政策はどのように行われているのかをお伺いいたします。

効果的な移住・定住を推進していくために、今後の課題をどのように捉え、移住・定住を促進しているのかも伺いいたします。

施策を進めるためには、国や山形県、そして様々な団体と連携が欠かせませんが、国や県などどのような連携を図りながら、定住・移住促進の取組を行い、強化していくのでしょうかお伺いいたします。

新庄市は豪雪地帯のため、地域おこし協力隊の定着が低いように感じられます。地域おこし協力隊の方が最長3年の任期満了後に定住していただくための取組や、定住してもらうための今後の課題をどのように捉えているのかお伺いします。

以上よろしくお願いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は平成19年9月に初就任いたしました。当時はまず財政再建が大きな課題でありました。あれから15年が経過し、今こうして4期目を務めることができますのも市民の皆様、議員の皆様のご御理解、御協力によるものと、深く感謝申し上げます。

私の4期目は令和という新たな時代の幕開けの年に始まり、この年、新庄市は市制施行70周年を迎え、数多くの記念事業と市民提案事業により、市民の皆様と共に70周年をお祝いすることができました。

また、翌年に東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、日本中が高揚感にあふれ、世界中の皆様をおもてなしの心でお迎えしようと思気込んでいたときでもありました。

ところが、年明け後間もなく新型コロナウイルスがみるみる拡大し始め、マスクが品薄状態となり、仕事や学校行事をはじめ、あらゆる市民生活に影響が出てきました。

3月には東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定し、その後、緊急事態宣言が全国に拡大されました。

そうした中で、本市においては速やかに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、未曾有の事態を乗り越えるために、飲食関連業、運

輸業、旅館・旅行業、農業などの各事業者、低所得者や子育て世代などを中心に、国、県の支援事業のほか、市単独財源による事業者特別持続化給付金事業や、飲食店への応援給付金など、緊急経済対策として市民生活への支援を切れ目なく実施してまいりました。

今年度事業支援の1つとして、キッチンカー等を活用した創業や事業拡大を支援する事業について募集を行ったところ、多数応募の中から3者が採択され出店することとなりました。出店に際しては、市がイベントの情報提供や事業支援を行うこととしており、今後の活動に期待するところであります。

ワクチン接種の対応につきましても、新庄市最上郡医師会、新庄最上薬剤師会、山形県看護協会最北支部からの全面的な御協力をいただきながら、そして、県外からの医師を迎えての集団接種など、可能な限り迅速に多くの市民が接種できるような体制を整えてきたところであります。

現在は、オミクロン株対応のワクチン接種を確実に実施しながら感染症拡大防止策に努めておりますが、今後も市民の健康を守り、各種経済対策などにより市民生活を支援してまいります。

こうしたコロナ禍が続く中、4期目においても、「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」を就任当時の大きな柱として継続して掲げ、新たに「障がい者にやさしいまちづくり」を政策のキーワードとして、誰もがこのまちに住んで良かった、一人ひとりが輝き、元気で笑顔あふれるまち新庄のまちづくりを目指して尽力してまいりました。

「人行きかうまち」におきましては、雇用と交流の拡大を目指し、高規格道路の整備促進や企業誘致関連事業、道の駅整備事業、そしてコロナ禍においても新庄まつりの魅力の発信に力を注いでまいりました。

交通網の整備では、東北中央自動車道が10月末に村山～東根間が開通し、この11月には泉田道路の開通で、新庄市から首都圏まで高速道路でつながりました。

これらを起爆剤として、新庄の交流人口の拡大や、より一層の企業誘致により雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

この企業誘致におきましても、4期目の就任期間において中核工業団地への企業誘致が大きく進み、新庄市民はもちろん最上地域の各町村の雇用にもつながっております。そして、現在、新たな工業用地の完成に向けて進めているところであります。

歴史と観光の両面を兼ね備えたエコロジーガーデン周辺道の駅整備も、おかげさまをもちまして一歩一歩前進してまいりました。

このエコロジーガーデンにつきましては先日の全員協議会で御説明したところですが、現在、令和5年度から9年度までの第5期利用計画を策定しております。

国の登録有形文化財である趣ある旧蚕糸試験場を中心に、すっかり定着したkitokitoマルシェや目をみはるような自然豊かな四季の移り変わりをゆったりと楽しめ、人々が集う場所として、また、何度でも訪れたい場所として育てていきたいと考えております。

インターチェンジ付近道の駅においても、最上8市町村、商工会議所などを委員としたインターチェンジ付近道の駅検討会を立ち上げ、最上地域の魅力を発信できる道の駅に向けて協議を重ねているところであります。

新庄まつりにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に戦後初めて中止を余儀なくされました。

本年は、関係各位の協力を全面的にいただきながら通常開催に近い形で開催でき、新庄まつりを待ちわびた市民、市外の方々から大変喜んでいただけたものと思っております。

また先月、新庄まつり山車派遣事業として、東京巢鴨に5年ぶりに新庄まつりと市民の熱い思いをお届けしたところであります。

新庄まつりの起源となりました江戸時代の飢饉により疲弊した領民を思う戸沢正謙公の思いからであります。令和7年には新庄藩初代藩主戸沢政盛公が新庄城に入城してから400年を迎えます。

今年度は、新庄藩開府400年事業のキャッチフレーズとともにロゴマークを決定し、キックオフイベントとして今村翔吾氏を迎えトークショーを開催いたしました。

その今村翔吾先生であります。直木賞を受賞され、大変魅力あるお人柄で、小説「ぼろ鳶組」シリーズの御縁から、新庄初のしんじょう観光大使に任命させていただきました。

お二人目のしんじょう観光大使には、元NHKアナウンサーの山本哲也氏にお願いをいたしました。

お二人は新庄市の魅力を全国に発信してくださいとお願いし、今後も様々な形で新庄市と深く関わっていただけるものと思っております。

そして、現在、受け継がれた新庄まつりをはじめとした歴史的価値を守り、将来に引き継ぎ、さらに市内外に発信することを目的として策定している歴史的風致維持向上計画については、関係省庁への認定申請を経て今年度中に認定される予定であります。

新庄市の固有の歴史と伝統、多くの歴史的建造物や町並みが一体となって形成されるまちづくりは、大いなる新たな歴史づくりであると考えております。

「人ふれあうまち」につきましては、安全・安心の充実を目指し、高齢者、障がい者福祉、医療、雪対策、防災・防犯対策に努めてまいりました。

超高齢社会が進むことにより、人々に優しいまちでありたいと、私は常々考えております。

そこで、障がい者にやさしいまちづくりを政策のキーワードに据え、新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を令和3年3月に、続いて、新庄市手話言語条例を12月に策定いたしました。

医療の充実では、現在、県立新庄病院の改築が進んでおります。来年3月には建設工事が完了し、10月1日移転・開院の予定とされております。

最上地域の医療を支える基幹病院として、ヘリポートを整備した地域救命救急センターの設置や、がん医療の強化などの機能が新たに備わり、ますます充実した医療体制となります。

本市においては、克雪は永遠の課題ですが、雪と共に生きる工夫が必要です。

昨年度に創設した小型除雪機等購入費補助金は大変好評を得ており、今年度は11月中旬に予算250万円51台を完売いたしました。生活道路の除排雪の強化とともに、市民生活における雪対策への支援を今後とも行ってまいります。

近年、発生している局地的な豪雨や頻発する地震などの自然災害への対応については、高齢者世帯も多くなってきていることも相まって、危機感が増していると感じております。

自主防災組織育成事業により今年度新たに5団体が結成し、組織数としては119団体、組織率にして84.1%となりました。これも市民の皆様の意識の高さの表れと思っております。大変ありがたいことです。

今後も、設立のサポートを続けていくとともに、豪雨災害等に対する防災・減災に向けた施策について、地域の実情を踏まえながら充実を図ってまいります。

この10月には、コロナ禍により中止となっていた新庄市総合防災訓練を、升形小学校区の子供たち、住民の皆さん、関係機関と多くの方々との連携と御協力により3年ぶりに実施いたしました。

今回は初めて豪雨災害を想定した訓練で、体験学習や避難訓練、研修など、大変意義深いものとなりました。

また、安全・安心に市民生活ができるよう、防犯灯のLED化更新補助事業の継続や防犯カメラの設置、さらに、地域社会として犯罪被害者等を支える仕組みをつくり、犯罪被害者等の支援を総合的に行っていくため、犯罪被害者支援条例の制定を、現在、検討しております。

最後に、「人学びあえるまち」ですが、子供たちが健やかに成長し、やがて新庄市で暮らし、また子供たちを育てていく、そうした繰り返しの中でまちは持続し発展してまいります。子育てを支援し、若い人たちが希望を持ってこの地で暮らしていけるよう取り組んでまいりました。

まず、保育環境整備として、老朽化した中部保育所の整備を継続して進めてまいります。豊かな自然と歴史を感じることでできる最上公園内に建設される中部保育所ですが、木のぬくもりのある園舎で子供たちが伸び伸びと過ごせ、郷土愛が育まれる保育所となるであろうと確信しております。

民間立保育所等へは、建て替えや改修費用を支援する施設整備補助金の交付事業を、今年度スタートさせました。

子育て家庭への支援としては、小中学校新入学祝い金の支給や、国民健康保険税における15歳以下の均等割額の全額軽減、小中学生が体育館などの公共施設を使用する際には無料とするなどの取組を行ってまいりました。

また、子育ての不安に対する相談体制の充実のため、とことこルームの設置のほか、養護教諭の資格を持つ職員の増員により、民間立の幼稚園や保育所からは、発達に課題のあるお子さんや保護者の方への支援につながっているとの声をいただいております。

学校教育の面では、地域とともにある学校づくりを目指し、昨年度、2校目の義務教育学校

である明倫学園が開校いたしました。

工事については、新型コロナウイルス感染症や大雨などの影響もありましたが、子供たちが豊かな学校生活を送れるよう、地域住民の方々や子供たちの声を取り入れながら多くの工夫を凝らした校舎となりました。

また、子供たちの学習については、GIGAスクール構想の下、ICT教育を推進するため、ICT支援員の配置、教員のスキル向上、授業支援を行っております。

一方、社会教育関連では、旧本合海児童センターである八向地区公民館の改修工事が9月に終了し、10月1日から供用開始、社会教育施設にはWi-Fi環境を整備いたしました。コロナ禍によるウェブ会議等、市民の皆様にご活用いただければと思っております。

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大では、これまでの市民生活を一変させるような事態でありました。しかし、これからは、ウィズコロナ、そしてアフターコロナと変わってまいります。

世の中の状況の変化に対応しながら、新庄に残る歴史や文化遺産を認識し、新庄が持つ魅力を後世に伝えていくことが求められていると思います。

今後におきましても、市民の皆様が新庄に住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、まずは、この任期期間を責任を持って職員と共に取り組んでいく所存でございますので、議員の皆さんの御支援、御指導のほどよろしくお願いいたします。

次に、今後の公共施設における駐車場の整備についての御質問ですが、本市ではこれまで、各施設の設計段階において国土交通省による駐車場整備の指針を基本とし、それぞれの施設に必要な駐車台数や敷地の形状を考慮し、整備を実施してきております。

しかし、最近では出入りする際の接触事故の

防止やスムーズな乗り降りができるよう、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどにおいて二重線を用いたゆとりある区画を採用している事例が多いこともあり、現在、進めているエコロジーガーデン周辺道の駅整備においては、子供連れや高齢者、障がい者にも優しく快適な駐車場を目指しゆとりある区画を用いた設計に取り組んでいるところであります。

今後計画される市有施設の駐車場の整備や改修につきましても、このような考えを基に、利用者に優しく、安全性や利便性を考慮したものにしていきたいと思います。

新庄市役所の前の駐車場もその方針にのっとり区画線を整理しておりますので、今後とも利便性、快適性の高い駐車場整備に心がけてまいります。

次に、移住・定住策についての御質問にお答えさせていただきます。

本市における移住・定住の取組としては、移住相談の受付、移住者に対する支援制度、地域おこし協力隊を活用した移住交流コーディネートなどがあります。

移住相談においては、電話、対面での相談のほか、東京で開催される移住交流イベントに赴き現地での相談にも対応しております。相談に当たっては、住居、雇用、就農、子育てなどの情報を集約し、ワンストップでの相談対応に当たっております。

一般的に、移住の意思決定には3年から4年という時間をかけるとされる人生の大きな選択でありますので、丁寧な相談対応を行うことが重要であると考えております。

また、若者の移住者に対する支援制度として、若者世帯の住宅取得に係る負担を軽減し、定住の促進を図る若者世帯住宅取得助成金事業のほか、国や県からの補助を活用した移住世帯向け食の支援事業や移住支援金支給事業などを実施しております。

移住者への各種事業支援制度につきましては、移住相談などを受けた際に制度の周知に努め、本市への移住者の増加につなげてまいります。

次に、関係機関との連携であります。県の相談窓口である一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター、通称「くらすべ山形」と情報を共有しながら、同センターで実施している移住者向けの家賃補助制度などを移住検討者へ提供できるよう、連携を密にして取り組んでおります。

また、地域おこし協力隊についての御質問がありますが、退任後の地域おこし協力隊の定住率は現在5割となっており、今後、定住率を上げていくためには、最長3年という任期の間に退任後の仕事や住まいの確保といった定住環境の道筋を整えることが重要であると考えております。

そのため、今後の取組につきましては、地域との関係づくりや起業に向けた情報収集など、退任後の定住に向けた支援体制をより充実させてまいりたいと考えております。

移住・定住政策につきましては、スムーズな移住につなげるために、移住検討者にいかに本市の魅力を伝え生活をイメージしてもらえかが重要となりますので、移住体験プログラムの拡充を含め、本市への移住へつなげられる取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** では初めに、市長4期目の成果、様々挙げていただきました。

やはりいろいろなことがあった。一番最初は財政再建が主だったと思います。4期目も様々な課題があると感じました。

それで、令和7年の開府400年や道の駅、インターチェンジ付近道の駅の検討会も含めて、まだまだやることが多くあると思います。それ

に伴って、来年は選挙ですので、ここである程度市長の考えをお聞きしたかったと思ったのですけれども、今の演壇での答弁だといまいち聞き取れなかったもので、もう一度その確認をしていただきたいと思います。

というのは、山形市長、上山市長、酒田市長などではいろいろな発言がありますけれども、私たちも9月には選挙があります。まず、私たちの選挙が一番大事だと思うのですけれども、その後にも必ず市長選があります。

ぜひともここで、市長のお考えであったり、やることがあるとなればお聞きしたいと思うのですけれども、そのお考えはどのように考えているでしょうか。ここでいま一度お伺いしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 繰り返ししか発言がないので大変申し訳ないと思うのですが、市民の皆様が新庄に住んでよかったと思えるまちを目指す。まずは、任期期間を責任を持って職員と共に頑張りたいということだけを伝えさせていただきたいと思います。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** 分かりました。これ以上質問しても答えは返ってこないと思いますので、ぜひとも任期中はしっかり頑張っていて、市勢発展のために尽くしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。やはりこれ以上はなかなか答えてもいただけないので、よろしくお願いします。

その間において、今、市長は常々言っています。先ほども、繰り返しになりますが、障がい者にやさしいまちづくりがキーワードだと言っておりますけれども、その中において1点気になったことがございました。

特に私が気になったのは色に対してのグロー

バルデザインだと思います。なかなか皆さんが持っている色もあると思うのですけれども、私もちょっと色の見え方が人と変わってしまっていて、見える色と見えない色がございます。

やはりこれからまちづくりを考えるにおいては、障がい者にやさしいということは、段差も含めてなのですけれども、見えない、要は、色というものは、もしかして自分と持っているものが違うように見えることもあると思います。

この色に対するグローバルデザインもしっかり考えていかないと、市長が目指している、この障がい者にやさしいまちづくりにはいかないと思うのです。ぜひこれからもそういった色に対してのグローバルデザインを考えていただきたいと思いますと思うのですけれども、そこら辺の考えをもう一度よろしくお願いいたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 市民生活に必要となるユニバーサルデザインという意味合いで、私から答えさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃっているように、人様々な特徴によりまして、その感覚がそれぞれの人によって違う場面があるということも認識しているところであります。

道路や建物、また、その付随する施設等につきましても、近年、ユニバーサルデザインということで、誰しもが使いやすい施設の整備というものが必要になっているということも認識しているところでございます。

また、議員おっしゃるように、色に対しての感覚としても、誰しもが理解できるものを目指していくということが必要になってくると思います。

当然、色に関しましては、それぞれの場面において必要となってくる表示の仕方ということも当然あると思っておりますけれども、その色に関する部分につきましても、それに代わる形

や図形等も考えながら、それぞれの人が分かりやすい、理解しやすいものを目指していきたいと考えております。

今後の施設の整備、またインフラの整備等におきましても、段差を少なく、また誰しも理解ができる色や形、また使いやすい形状にも併せまして、今後、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**17番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番(佐藤卓也議員)** よろしくお願ひします。

すみません。私、グローバルと言いました。ユニバーサルです。失礼しました。ユニバーサルデザインをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それに伴ひまして、次に、駐車場の整備についてお伺ひしたいと思ひます。

駐車場の整備に関しては、国の基準が、この駐車場升というのですか、升の大きさが多分2.5メートルと伺っております。

先ほど、市長答弁の中では、道の駅、また市役所前の駐車場は広く取っているということだったのですけれども、やはりこれからは、先ほど言ったとおり、利便性が非常に重要になってきます。あと、快適性。特に新庄市は雪が降りますので、雪を下ろしたときのある程度の幅が必要になっております。

今後、新庄市の考え方として、国の基準の駐車場升の2.5メートルでいくのか。また今、コンビニエンスストアやショッピングモールなどでは、2.5メートルではなくては2.8メートルないし3メートルというところもあるのですけれども、利便性や快適性を目指すのならば、新庄市独自としてそこら辺の基準を定めたほうがよろしいとは思ひうのですけれども、その考え方についてどのように考えているのかお伺ひしたいと思ひます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。



**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 駐車場升の利用しやすい寸法ということで御質問いただいたところです。

先ほど、市長からの答弁にもございましたように、これまでの新庄市にあります施設の整備に当たりましては、これまで国土交通省が示している駐車場の整備の基準ということで、その値を基にして整備を進めてきているところです。

国土交通省の基準から言いますと、これまで小型車、普通車に関しましては2.3メートルから2.5メートルの幅、また、長さに関しましては5メートルから6メートルという基準の中で進めてきているところでございます。

これまでの施設整備によりましては、その基準をベースにしながら敷地の形状なども考えて、施設の利用台数、必要な台数もございますので、その中で進めてきたわけでございますけれども、近年、コンビニエンスストア、またスーパーマーケットなどで利用されております二重線を用いた駐車枠につきましては、今までの単線による駐車枠とは違いまして、ラインに寄っていったりというふうなことがなかなかできない、しにくいというか、中心に止められるということもございましたので、その二重線を用いる升の整備ということも進めていきたいと考えているところです。

現在、エコロジーガーデン周辺の道の駅の整備に関しましては、この二重線を用いた区画線の中で幅に関しては2.8メートルを基準にしながら計画を進めていくということで、設計に取り組んでいるところです。

また、升の長さにつきましても6メートルを基準にしながら、大型車でも鼻先が出ないような形での形状を基にして進めていきたいというふうに考えております。

ただ、既存の施設等に関しましては、それぞれの施設の必要な駐車台数などもございますので、その折り合いも考えながら、あまり幅を取

り過ぎると必要な台数が取れなくなるなどということもございますので、それも入れながら、利用しやすい駐車枠の整備、また改修についても、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** その中において、一番駐車場が広い、大きいところといえばやはり駅です。要は、東側になりますけれども、新庄市でもかなり多くの台数が止められると思います。

あそこはもう広域のものも入っておりますので、皆さんが考えているのは1,000台ですか、あそこに止められるとはなっていますけれども、あそこを今さら線を引き直すということはないと思うのです。

ですから、今、線がもう薄くなっていますし、これから整備する場合、広域との連携も含めてなのでございますけれども、新庄市が多分一番台数が多いと思うので、ぜひとも新庄市が率先してそういう基準を基に線を引き。要は二重線を引いたり、これからもゆとりのある寸法を取っていくのだとなれば、広域のほうも一緒に多分整備すると思うのです。ぜひそういう考えを最上郡一つになって取り組んでいただきたいと思っております。

あそこも、私たちも最近出張には行かなくなったのですけれども、冬場行きますと雪がすごくて、隣のほうと重なるのがすごく心配だったとか、やはりそういう声も多々聞こえてきます。

そして、東京から帰ってくれば、どさっと雪があつて置く場所もない。長靴があればいいのでしょうけれども、革靴で寄せるのも大変だ。やはり隣の場所に傷つけられないとなれば、かなり慎重にしなければいけないという心の問題もありますので、ぜひともそういうことを解決するためにも、市有施設になりますけれども、新庄の東口の整備もしっかりやっていただ

きたいと思いますけれども、そこら辺の考えもどうなっているのかお伺いしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 駅東の駐車場、1,000台駐車場ということで、新幹線の延伸の際に整備させていただいた駐車場を管理をしているという状況でございます。

こちらの駐車場に関しましては、当然市が管理する部分、また最上広域で整備をした部分、また山形県が整備した部分と合わせまして1,000台の駐車場の駐車枠を確保しているというふうな施設でございます。

それぞれの施設整備をされた範囲がございますので、一度にどうということまではなかなか難しい部分があるかと思っておりますけれども、今後、線の消えかかっている部分の改修等に併せまして、駐車場の拡幅等の検討も併せて広域などとも協議をしながら進められればと思っておりますので、その辺、今後は広域、県とも連絡を取りながら進められればと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

**17番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番(佐藤卓也議員)** ぜひよろしくお伺いします。1,000台にかかわらず、ぜひともその検討をよろしくお伺いしたいと思います。

次、最後の質問になりますけれども、定住促進、移住促進についてお伺いしたいと思います。

改めてですけれども、移住と定住は言葉は違うと思います。しかしながら、新庄市に来ていただくための移住政策というのが、ちょっと資料を頂きましたけれども、あまりにも少ないような感じがいたします。

移住・定住促進をやっている地域は、もう少しホームページなどにもしっかりとって、来てくださいということがあります。

失礼な言い方になるかもしれませんが、ある程度の補助があったりするということのも一つの魅力だと思いますけれども、今の新庄市の補助を見ますと、なかなか来ていただけるようなものではないような気がします。

ここで、令和5年度にとっても非常にこれは重要な課題だと思っておりますけれども、そこら辺の力の入れようが薄いと、私は今のところ感じておりますが、今後、先ほどの答弁も含めれば課題が山積していますので、もう少し移住・定住に新庄市も力を入れてはいかがでしょうか。そこら辺の考え方をもう一度お伺いいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 移住・定住について実績としてあまりにも力を入れていなくて少ないのではないかというふうな質問、御意見を頂戴いたしましたけれども、移住政策につきましては、昨年12月に地域おこし協力隊の方が移住コーディネーターということで任務で着任いたしましたので、今、取組を、その方の活動を中心に行っているところでございますけれども、確かにほかと比べまして移住への取組とか、実績からしても非常に少ないというところは把握しているところでございます。

補助につきましても、今現在あるのは若者住宅取得助成金の中で移住加算という部分がありますけれども、確かにそれだけで移住者を誘導するというものにはなっていないというようなところが現実としてある状況になります。

今後の課題ということになりますけれども、今、議員おっしゃったように補助が少ないという部分については、お金だけ増やせばいいのかという部分も一方では課題としてあると思っておりますので、それも含めて、今、地域おこし協力隊の方が、お試し住宅というところでも何かできないかというふうな、移住体験ツアーみたいなところがないかといったところも取組

を進めているところでありますので、これに加えて予算的な支援も含めて、また他市の状況等を勘案しながら総合的に検討していきたいと考えております。

以上です。

**17番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番（佐藤卓也議員）** 今、総合的にと言ったのですけれども、総合的だと要は平らです。要は平均的になってしまいます。

やはり力を入れるところは、インターンシップ、学生の方に力を入れたり、そしてまた、情報の発信をするような形でふるさと回帰センターを設立なさったり、また最近ですと、新しいのが保育園留学というものがあります。

保育園留学というのは、地域と子育て家族をつなぎ未来をつくる留学プログラムということで、1週間から2週間、子供が保育園に通いながら家族で地域に滞在できる暮らし体験というものがこの前のテレビ報道でもなっております。

やはりこういうものを積み重ねて、もう少し新庄市が、総合的ではなくてとんがった政策を打ち出すことが必要ではないですか。もっとももっととんがっていく必要があると思うのです。そのとんがったものをつなぎとめるのが地域おこし協力隊だと思うのですけれども、そういった考えももっと必要だと思うのです。

そしてまた、山形県では「やまがた暮らし応援カード」という事業もあります。新庄市で登録しているのは今のところ一般店では2店しかない形ですし、あまりにも総合的になり過ぎて、角がないのです、どの政策も。あまりにも小さい丸になり過ぎて。もう少し角を多くして、丸を大きくしていったほうがいいでしょうか。

あまりに私たちもああだこうだと言って重箱の隅をつついて、何か小さくなって角が削れてしまうようなことでは駄目で、もっと大きく羽

ばたいていただきたいと思うのです。

そういった中でも移住・定住政策はもっと飛び出していきたいと思うのですけれども、なければ、なかなか新庄市には定住にならないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 今、議員からいろいろと御意見をいただいた部分で、保育園留学につきましてはこの前情報提供いただいて私も調べてみましたけれども、北海道の厚沢部町というところで先進地としてやっているところで、人口3,500人のところに申込みが130家族、東京から開所と同時にあったということで、リピート率が95%ほど。そして今現在、既に600組の家族が、1週間から2週間と今、議員おっしゃいましたけれども、そういった形で来られているということで、自然という言葉からすれば新庄最上地域も当然負けていないわけで、そういった北海道と同じような体験もできるのかなというふうには思っておりますけれども、過疎のまちということで、とがっていろいろもったしたほうがいいのではないかというふうな御意見でしたけれども、こちらのほうは過疎のまちということで、もう本当に一発逆転の発想で特化して力を入れていける部分というのがあるのかなと感じています。

これをまねしようとしても、新庄の場合は保育所の空き状況でありますとか本当に受け入れられるとか、あと職員のマンパワーの問題とかいろいろありますので、これと同様のことはなかなか難しいのかなと思いますけれども、加えてインターンシップという部分につきましても、実際、現在、商工のほうで様々学生トライアルのインターンシップを受けたときの奨励金事業とか、あと企業訪問した際の交通費の支給とかという部分もやってはいるのですけれども、

それがすぐ県外からの学生を受け入れて移住につなげていけているかという点、なかなか単発で終わってしまっているというふうなところがあります。

私どもとしても特化して移住に取り組みたいと思うのですけれども、そういった部分も含めて改めて、また全体の事業がありますので、その中でどれだけ力を入れられるかということも含めて、検討していきたいと考えております。

**17番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**高橋富美子議長** 佐藤卓也さん。

**17番(佐藤卓也議員)** まるっきりまねしろとは言いませんので、こういうものを参考にして、新庄ならではのものができると思うのです。あくまでもこれは参考事例ですので、まるっきり同じことをすれば多分失敗すると思うので、いろいろなところをいろいろ取り入れながら、しかもアイデアを出しながら、移住・定住政策が今のところあまりないようですので、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

今回の質問は全体的に市民に寄り添った形の質問をさせていただきましたけれども、新庄はまだまだ魅力あります。もっともっと出していかなければもったいないと思いますので、ぜひとも皆さんのアイデアを結集し、私たちも一生懸命頑張りますので、移住・定住政策に取り組み、また、新庄が住んでよかった、暮らしてよかったなというまちにできるように頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問は以上です。

**高橋富美子議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 山科正仁議員の質問

**高橋富美子議長** 次に、山科正仁さん。

(10番山科正仁議員登壇)

**10番(山科正仁議員)** おはようございます。

議席番号10番、市民・公明クラブ山科正仁です。

発言通告書に従いまして一問一答にて質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1番としまして、当市における公共施設建設や各種事業によって変わり行く周辺環境についてという点で、4点について質問させていただきます。

まず、1点ですが、現状としまして、今現在も新しい県立新庄病院の周辺というのが、病院の建設等、宅地開発行為、それから店舗等の建設によりまして、非常に環境が変わってきております。

それに伴いまして周辺の住民の方々の環境も変化しております。市としてはどのような地域づくりのビジョンを持っているのかを伺いたいと思ひます。

2点目となります。2点目は県立東北農林専門職大学、仮称になりますが、その開校が令和6年4月と間近に迫っておるわけですが、入校する学生に対する市の住宅等の支援策や市内への学生を誘導する施策をどのように考えているのか、これを伺いたいと思ひます。

3点目になりますが、義務教育学校周辺の通学路についてです。その市道整備をどのように考えているのかを伺いたいと思ひます。

4点目です。現在、各地で農業基盤整備事業や高規格道路整備事業、着々と進められておる現状であります。このために、大型車両等の

頻繁な往来で市道に非常に傷みが生じているという点は御認識のことかと思えます。この市道の整備の必要性と整備計画の在り方、これをどのように考えているのか。

以上、4点をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

当市内における公共施設建設や各種事業により変わり行く周辺環境についてということで、初めに、新たな県立新庄病院周辺の地域づくりのビジョンに関する質問でございますが、県立新庄病院は新庄最上の二次医療を担うとともに、地域住民の生命と健康を守る地域の拠点として最上地域の核となる施設であります。

病院の移転はこの地域の人や交通に大きな変化をもたらすものでありますので、移転後の周辺の土地利用を想定した変更が必要と判断し、この変化に対応できるまちづくりの基盤として都市計画用途地域の変更を行い、これからの土地利用について方向性を示してまいりました。

これらのことから、生活便利施設や公共交通手段が集中するなど利便性の高い地域となることを想定し、上水道、下水道の延長を含めた整備も実施しております。

次に、東北農林専門職大学の学生に対する市の住宅等の支援策や学生を市内に誘導する施策についてお答えさせていただきます。

現在、市では、中心市街地にある空き家等をリノベーションし、専門職大学の学生が居住できる準学生寮として整備に向け準備を進めております。

また、学生の通学手段の1つとして山交バス鳥越線の活用について関係機関と協議を進め、学生の通学手段を確保したいと考えております。

県内で唯一の4年制大学がなかった当地域に東北農林専門職大学が開校し、多くの学生や教員との関わりの機会を得られることは、町なかのにぎわいの創出はもちろん、大学との連携によりさらなる地域活性化が図られるものと期待しておりますので、引き続き県との意見交換を行いながら、大学の総合力を地域振興に生かす取組を進めてまいります。

次に、義務教育学校周辺の通学路としての市道整備に関する御質問であります。本市では小中一貫教育を推進するため、平成27年に県内初の小中一貫教育校である萩野学園を開校し、令和3年には本市で2校目となる義務教育学校明倫学園を開校しました。

義務教育学校は中学校区の小中学校を統合した学校であるため、児童生徒が集中するだけでなく、学校周辺においては車両等の通行量も増加します。

そのため、萩野学園では、通学する児童生徒が多くなる市道に、通過する車両速度を抑制し歩行者空間を確保するための路面標示であるグリーンベルトや、県道には自転車の走行空間を確保するための路面標示を設置しております。

また、2校目となる義務教育学校明倫学園の周辺についても複数の市道があり、その中でも県道から移管となった市道北町上西山線は通学する児童生徒が最も多い路線でありますので、片側にガードレールのある歩道を設置し、道路は散水消雪にしておりますが、通学する児童生徒のみならず歩行者の安全確保と、これまでの通行車両に加え、学校行事などによって増加する車両を十分に考慮する必要があると考えております。

現在、明倫学園の外構工事が実施されておりますので、工事完了の令和6年度には路面の損傷を補修する舗装補修工事や路側に設置する防護柵であるガードレールの更新工事などを実施していく予定であります。

また、市営住宅小桧室団地周辺住宅地の市道についても通学する児童生徒が多い路線であり、通過する車両速度を抑制するためのゾーン30の区域に定められた路線でもあるため、必要とする施設の整備や更新工事について実施してまいりたいと考えております。

また、大型車両などの往来で傷みが発生している市道の整備についてでございますが、御指摘のとおり、農業基盤整備事業や高規格道路整備事業により大型車両が頻繁に往来していた市道につきましては、亀甲状のひび割れや舗装面の穴なども発生しているところでございます。

これまでは、事業実施中でもあるため、道路パトロールや地域からの情報によりパッチングなどの部分的な舗装補修の対応を実施してまいりましたが、このたび、高規格道路の泉田道路開通により工事車両の走行が一段落した谷地小屋、野中、中川原などの地区については、順次、全面的な舗装補修工事を実施してまいります。

また、高規格道路の新庄金山道路の赤坂地区の基盤整備事業につきましては、まだ事業実施中でありますので、当面はパッチングなどの舗装補修の対応とさせていただき、事業完了後に舗装補修工事を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

なお、今回、高規格道路泉田道路が開通したことにより13号線の大型車両の通行が激減し、萩野地区においてこれまで朝晩、高規格、大きな車両等の交差が大変だったところも大分緩和されるのではないかなと期待しているところであります。

以上、道路1つができることによって大きな変化があるのだなということを改めて感じたところも印象として付け加えさせていただき、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** それでは再質問させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

まず、1番目の県立新庄病院の周辺に関する質問に対する再質問となりますが、まず、用途地域を変更してこれから商業地として、または良好な住宅地として栄えていくのかなと思っております。

この近隣住民の方々、今現在住んでいる方々より、いろいろなこの環境変化に対する今現在の問合せ等はございますか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 新しい県立新庄病院の建設地周辺のまちづくりということで御質問いただきました。

ただいま御質問の近隣住民、これまでお住まいの住民の皆さんからの様々問合せということでございますが、現在のところ、私どものほうへの問合せというものに関しましてはまだいただいている事例はございません。

以上でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 工事中ということで、まだあっても騒音ぐらいなものかなと私も思っておりましたが、今後、環境整備されていって病院ができて新たな商業圏というかが出来上がってくると、当然この地価が上昇するのではないかなと予想されます。

それに伴ってやはり評価額も上がるということで、確かに地権者というか土地を持っている方で、きちんと賃貸借契約して家賃収入もしくは地代の収入があると見込まれて暮らしていけるという方だったらまだいいのでしょうかけれども、それもなく、ただ本当に安穏と暮らしたかったというふうな方もたしか住んでおられますので、その方々の固定資産税がこれからも上

がっていくことが予定されるということは多分想定されているのかなと思いますが、この負担を強いられる住民の方々に対するいわゆる緩和策というか、市としての緩和策等をどのように考えているのか。税務課ですけれども、よろしくをお願いします。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 病院が移転しただけでは価格は上がらない、周辺の開発が進んで価格が上がっていくということでございますけれども、価格が上がるといことは、すなわち、税金が上がることもそうですけれども、資産価値も上がるということでもございます。

したがって、私どもでは、その辺の特にその部分に関してどのような対策というふうなことは、特に考えてございません。

以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 分かりました。

当然のことながら資産価値も上がるし財産価値が上がりますので、また環境もよくなるのでその分の応分の負担というのは必要なのかなと思います。これは一般的にその家が、言葉悪いでしょうけれども、存続していく条件なわけです。

例えば、そこに高齢者の方がやっと住んでいるような方もいらっしゃると思います。みんながみんな裕福に暮らしているわけではないということです。その辺のしっかりした考慮もした上での施策が必要かと考えますので、この点どのような施策が考えられるのか、取り得る施策を、分かる範囲で結構ですのでお願いいたします。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 例えば、固定資産税を減免す

るとかという方法もあろうかとは思いますが、今のところ公平性等も考えまして、資産価値が上がるわけでございますので、そのような手法を取るということは考えてございません。

以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 現時点ではそういう対応は考えていないというお答えをいただきました。今後出来上がってから、ある程度の状況を見て柔軟に対応していただきたいと思います。

2番目に入りますが、県立東北農林専門職大学、仮称の開校間近ということで、先ほど市長から答弁ありましたが、空き家のリノベーションということで活用していくと。

これは、去る12月2日でしたが、総合政策課のほうから、東北農林専門職大学の開学前における学生等の受入れ体制整備の取組状況についてという資料を頂きました。これは全議員にメールで配られたものですので全議員分かっているかと思います。

この中で空き家の活用リノベーション事業ということで挙げられております。確かに令和6年度を目指して空き家をリノベーションして、それを学生たちに安く賃貸してそこに住んでいただく、そこから学校に通っていただくというふうな施策かなと思います。

ただこれにおいて、資料の内容にも書いてありましたが、10戸程度を想定して令和5年度の予算にたたき台として入れていくというふうな内容だったと思います。

現在、現実を考えて、今現在、職種を持っている民間業者というか、オーナーの方、実際に応募があったオーナーの方はいらっしゃいますか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 専門職大学開学に向けて

の学生向けの住宅提供ということで、現在、新庄市、山形県、また山形県の住宅供給公社と住宅供給に関しての協定を結ばせていただいて、今現在取り組んでいるところであります。

この中で、事業の方針説明ということで一旦させていただきまして、会場へは20名を超える事業関係者の方々からお集まりいただきまして、説明をさせていただくことができました。

実際にその後、物件に関しての希望というか、活用の希望者ということでエントリーシート提出もいただいているところございまして、現在、5件ほどのオーナーの方から様々な内容についてお問い合わせいただいているというふうなことでございます。

今後、これらの皆様に関しましては、それぞれの物件、協定を結んでいる各団体のほうと調整をさせていただきながら確認をさせていただいて、今後の進め方などについて協議を進めていくというふうなことになってございますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** オーナー、今のところ5件の方が興味を示されているというふうな御回答でしたけれども、これが例えばその令和6年開校までに間に合わせるために逆算していけば、その改修費、補助金の面からの申請から始まって、ある程度の期間が決められてしまうと思うのです。

令和5年度の予算に盛り込むという内容の資料でしたのである程度は進んでいくのかなと思いますが、現実的に新庄市だけが勝てばいいというか、新庄市が独り勝ちというふうな話ではないと思います。

他町村との連携があって初めて、先ほど市長からもありましたけれども、山交バスを使った移動にしても、例えば市と近隣舟形町とか最上

町と大蔵村とか戸沢村全て、真室川町も鮭川村もそうですけれども、全て連携した魅力のある取組というのが必要だと思うのです。

具体的に今現在、他町村との連携というのをどのように取っているのか、もしくはこれからどういうふうにとっていくのかという点をお伺いしたいと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、専門職大学に関する他町村との連携という部分での御質問です。私のほうからお答えいたしますけれども、現在、県と8市町村の担当課長において、定期的にこういった支援策等について様々各市町村で何ができるのかというふうな部分について議論をしているところでございます。

その中で統一した部分を、8市町村で共同でというところで何かするかといった議論も必要かと思っております。なかなかそこまで至っておらず、それぞれ、新庄でいえば準学生寮とあと山交バスを活用した通学支援というところになっていきますけれども、今後ほかの町村とも含めまして何か共通した形での支援策を、お互い負担金等を出してやっていくかというところで、今後議論が進んでいくかどうかというふうなところ、今ちょうどそういった段階にあるというところがありますので、今後、県も関わってきますけれども、そういった議論になっていくものと想定しております。

今の段階では、それぞれ各市町村でできることを検討している段階だということでございます。

以上でございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** もう期日が迫ってきていると思うのです。令和6年度ですから、令和6年度4月の開校予定ですので、時期的にはも



う何というか、絞り込んだ施策を考えていかないと、具体的な施策を考えていかないと間に合わないのではないかなど。

ただ普通に学生が来て新庄市のアパートを借りて暮らして学校に通うというふうなパターンになるともう、何もやらなかったと同じになってしまうと思いますので、しっかりした今後の方向性というのを見ていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3番目に入りますが、この義務教育学校周辺、先ほど市長もおっしゃいましたが、確かに通学の児童生徒の増加、それから交通量の増加という点で、従来の市道ではとても対応し切れない、危険というか、危ない状況が続いている現状もたまにあります。

確かにドライバーの方も気をつけてくださっておりますので幸い事故もなく済んでおりますけれども、事故が起きないということをいいとして、そのまま放っておくというわけにもいかないと思うのです。

グリーンベルト、それからガードレールという施策を取っているという話もありましたけれども、グリーンベルトについては冬期間はもう見えなくなってしまう、雪に埋もれば見えなくなってしまうというふうなものです。

ガードレールにしても、御存じのとおり、雪が寄せられればガードレールも雪の中に隠れてしまうという、大雪のときはそう見て取れるという点で、根本的にどうやってやるのかという点をしっかり考えないと、拡幅工事にしても予算がかかるとしても、県との協議、県からの補助金とかいろいろな補助金があると思うのです。

その辺考えて、今後すぐにはできないにしても、今後通学路として最善の、こういうような方法だったら一番うまくいくよと、一番安全に児童生徒が学校に行けるよ、家に帰れるよというふうなことを取ろうと。そのような施策をどのように考えているのかお伺いしたいと思いま

す。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 義務教育学校周辺の通学路に関する市道の整備の方法ということで御質問いただきました。

現在、実施している状況としましては、先ほど市長答弁にもありましたとおり、また議員おっしゃいますように、萩野学園周辺のグリーンベルトの歩行者空間の確保、また、自転車専用の部分の拡幅というようなことが実施されております。

こちらにつきましては、当然、降雪期間、雪が積もってしまうと色が見えない、そのエリアも分かりにくくなるということも認識しているところでございます。

また、ガードレールにつきましても、明倫学園周辺につきましてもはガードレールで保護された歩行者空間、今現在もあるわけでございますが、こちらについても除雪等の関係におきまして狭くなる場面も出てきているということも認識しているところでございます。

これからの整備の方針ということで御質問いただいたところでございますが、今現在、ここをどのようにするというふうな明確な計画までは取れていないということが現状でございますが、明倫学園周辺の通学路、先ほど、説明させていただきました北町上西山線の道路整備に関しましては、今現在、消雪道路も整備されているということもありまして、現在の破損している状況が多く見受けられる舗装面の改修と、歩道と車道を区分しているガードレールを整備することによりまして、冬期間でも雪のない歩行者空間を確保することができるということも考えているところでございます。

今後、整備に関しましては、その舗装の補修のやり方、またガードレールの種類等の選定もさせていただきながら、より使いやすい、冬期

間でも危険のない歩行者空間を確保できるように整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 分かりました。

ぜひ、市道に関しては、児童生徒ばかりではなくて高齢者も通りますので、しっかりした管理を取っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと時間がなくなりそうなので4番に行きますけれども、農業基盤整備、高規格道路事業による道路の破損という点の質問でした。

これは市長答弁で、事業後にしっかりした全面舗装を各箇所で行うというふうな答弁をいただきましたので、その辺で地元の方々にも話ができるなと思ったところでございます。

ただ、この全面舗装、それからそういう工事に着手するに当たりまして、やはり事業主体側にもある程度の、ある程度というか、原状復旧のための費用負担というのを求めるべきではないかなと、公平の観点から考えれば思うのですが、いかがでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 公共事業に伴いまして大型車両の通行によって市道の破損状況が大きく進んでしまっているという状況に関しましては、事業主体であります国土交通省、また山形県のほうにも協議の場を設けていただきながら、現在、協議を進めているところでございます。

高規格道路の整備に関しまして、泉田道路の開通に伴いまして、国土交通省のほうとは実際に現場の担当の方と市道の状況を立会いの中で確認をしていただいているという作業も実施させていただいているところです。

今後は、その補修の範囲、またその補修の方

法などにつきましてはこれから国交省との協議の中で決定していくということになるかと思っておりますけれども、その辺の事業の区分等につきましては、国土交通省と一緒にその範囲について協議を進めていながら、補修について進めていきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** ぜひ、事業主体というのにも責任はもちろんあるかと思っております。自然に劣化して、経年劣化で破損したとはまた違うものですから、その辺はしっかり協議のほうをお願いしたいと思っております。

事例としましては、飛び石があつたり、落石というか、細かい砂利ですけれども落ちてガラスを破損したなどという事例もあるものですから、しっかりしたパトロールと指導というか、注意喚起をお願いしたいと思っております。

それでは、2番に入ります。行政代執行後の整備についてという点で1点挙げさせていただきます。

北本町のアーケード撤去というのが、今、代執行が行われまして進んでおります。執行後における市道の今後の整備、管理の方向性と、その整備管理面における財政面の負担見込みというのを伺いたいと思っております。お願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 北本町アーケード撤去代執行後の市道の整備管理の方向についてであります。北本町のアーケード撤去につきましては、9月議会の補正予算可決後に解体業務を発注し、11月1日より解体作業に着手しております。

現在、アーケードの上屋部分の大半の撤去が進み、除雪前にある程度の解体の見通しが立ってきたところであります。

アーケード解体後の市道の整備及び管理につきましては、現時点では、改めて市道改良などの整備をする予定はございませんが、今シーズンの冬からは歩行者空間を確保するための除雪が必要となりますので、当面は除雪車による歩道除雪を実施してまいります。

また、経年劣化や除雪による舗装面の損傷などが生じた場合におきましては、他の市道と同様に舗装補修などの修繕を実施してまいります。

アーケード解体により新たに発生する歩道除雪の経費は120万円程度かかる見込みであり、この部分の財政負担は増えることとなりますが、歩道利用者に支障を来さないよう管理していく必要がございますので、御理解くださるようお願いいたします。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

この北本町アーケードに関しては代執行費用の面でいろいろありましたけれども、これを切り離して考えていきたいと思えます。

冬になりまして、例えば観光客が車で降りまして、まずは雪がない、少ないなという印象を受けると思えます。いわゆる歩道には無散水の融雪が入っておりますので、雪がない状態で歩けると。それが、南本町はまだないなど、北本町に行ったら雪がどっさりあるというふうな非常に格差ができてしまうという点があるかと思えます。

その辺考えまして、もう全体として考えた除雪の考え方をしないと、改修費用を取っていないからしばらく放っておこうなどとはできないと思えますので、その辺に関する都市整備課の考えはどうでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 北本町アーケードの行政代執行に伴いまして、現在の歩道の状況に関し

ましては、先ほど市長の答弁にありましたように、現在、まだ計画というものはございません。

当然、冬期間、降雪によりまして歩道の除雪が必要になるということでございます。こちらにつきましては、無散水以外の市道と同様、機械による除雪によりまして歩行者空間の確保をしていくということになってくるかと考えております。

また、北本町商店街また町内会におきましても、これからも住民の方が生活される場ということで、夏も冬も市道を利用させていただくということになります。そのためには、市道を適正に管理して利用させていただくことが重要な部分になってくると考えております。

議員おっしゃいますように、今現在、駅から南本町までに関しましては、道路改修等の事業によりまして無散水の部分になっておりまして、歩行者の方々も利用しやすい道路状態となっているということも認識しております。

当面の間は北本町につきましては機械による除雪によりまして、無散水と同様というところまではいかないかもしれませんが、十分に利用できるような形での除雪体制を整えながら進めていきたいと考えております。

また今後、商店街の中でも新たな事業を展開されている方も多くいらっしゃいますので、その皆さんとも協議をさせていただきながら、今後の市道の整備等に関しましては協議の中で、また市の事業計画の中で進めていければと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 北本町の方々にとってみればアーケードのない自分の店舗の前というのは初めての経験だと思いますので、どのように除雪の体制、通路は歩けるけれども前面道路

に出るためには自分で切り開いて出るしかない  
と思いますので、その辺、今年一冬過ごしてみ  
て、いろいろな意見を聞いて進めていただき  
たいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、教育部門に入らせていただきます  
が、3番の教職員の働き方改革の進捗状況及び  
さらなる業務量緩和に向けた取組についてとい  
うことで、3点について質問させていただきます。

まず1点目は、現在、タブレット等を活用し  
たICT教育というのはかなり教育現場に浸透  
してきております。これはデジタル社会に適  
応した子供たちの育成等、教育現場の効率化  
による教職員の業務量の緩和という点が主眼  
であろうと思います。

これは当市における教職員の働き方改革への  
効果はどうであるかということをお伺ひした  
いと思います。

2点目は、さきの新庄市総合教育会議にお  
きまして、教員の多くにとって部活動の負担  
が大きいということが指摘されましたが、  
この部活動をはじめとする、授業以外の  
児童生徒との関わり方、これをどのように考  
えているかという点をお伺ひしたいと思  
います。

3点目です。地域と学校をつなぐ方策とし  
まして、今、市内の各校で学校運営協議会  
というものの設立が始まっております。協  
議会とこの運営が充実していけば、学校行  
事等における教職員の負担軽減につながる  
のではないかと考えますが、市として、こ  
の協議会に期待する運営の方向性について  
お伺ひしたいと思ひます。

以上3点お願ひいたします。

**栗田正人教育長職務代理者** 議長、栗田正人。

**高橋富美子議長** 教育長職務代理者栗田正人さん。

**栗田正人教育長職務代理者** 教育長に代わっ  
てお答えいたします。

初めに、タブレット等の活用による教職員  
の働き方改革への効果についての御質問にお

答えます。

学校におけるタブレット等の活用は、子供  
たちの教育面のみならず、教職員の業務軽  
減に役立っております。

例えば、授業で使用する資料やプリント  
等をデータでタブレットに配付することによ  
って印刷業務等の削減につながっております。  
手間をかけずに多くの資料を配付できるの  
で、児童生徒が多くの情報から必要な内  
容を読み取る力や情報を整理分析する力の  
育成にもつながっております。

そのほか、データでの配付による印刷業  
務等の削減につきましては、職員会議や校  
内の様々な会議等におきましても同様で  
ございます。

また、児童生徒一人一人に対して行う  
各種アンケートを紙ではなくタブレットで  
実施することによって、アンケート結果の  
集計や分析業務を大幅に簡略化させるこ  
とができております。

保護者対象のアンケートも児童生徒が  
タブレットを家庭に持ち帰ることで、同  
様に業務削減につながっております。

今後は、さらなる活用推進のために教  
職員間で使用しているコミュニケーション  
ツール内の活用例を紹介したり、教務主任  
やICT担当教員を対象とした各種研修会  
の中で情報交換を行ったりすることで、具  
体的な活用例の周知と共有を図り、業務  
量の緩和に向け取組を進めてまいります。

続きまして、教員の授業以外での児童  
生徒との関わり方についての御質問にお  
答えします。

市内の小中、義務教育学校においては、  
授業以外の教育活動の中でも、各校で掲  
げる教育目標で目指す児童生徒の育成に  
向けて日々実践を行っております。

特に中学校や義務教育学校の後期課程  
では、部活動の中で心身の成長を促すよ  
うな生徒指導的な関わりや、人間関係な  
ど課題解決を考えさせるようなカウンセ  
リング的な関わりなども行

いながら、個々の成長を支えております。

国が進めている令和5年度からの段階的な休日の部活動の地域移行が実施された際には、教員がこれまで行ってきた部活動の時間を通した関わりの時間は減少しますが、地域移行の実施により教員の負担が軽減されることで精神的な余裕や生徒との関わりや対応について考える時間を確保することができ、必要な生徒にはより丁寧できめ細やかな関わりができるものと考えております。

今後も、教育目標で目指す児童生徒の育成に向け、教員の働き方とのバランスを考えながら、各校における教育活動を進めてまいります。

最後に、学校運営協議会についての御質問にお答えします。

学校運営協議会は、地域住民の意向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現すること。また、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供の豊かな成長を支えることを目的としております。

本年4月に、市内全ての小中、義務教育学校において学校運営協議会が設置され、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールが始まっております。

協議会では、教育現場に対し、地域で教育できることや人材の紹介など前向きな意見も多く出されており、コミュニティ・スクールの推進により地域が学校づくりに積極的に関わっていただけると考えております。

また、地域学校協働活動と一体的な推進で子供の成長を支えることで、子供たちのふるさと意識の醸成に結びつくとともに、地域づくりにも役立つものと考えております。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 栗田代行、ありがとう

ございました。

1番についてですが、確かにコロナ禍の中で大変タブレットが有効に活用された事例は多々聞いております。

それで、かなり子供たちもタブレットに対してスキルが上がったというか、家庭でも家庭と学校のやり取りが非常にスムーズになったという点も聞いております。

ただ、手法として考えた場合に、例えば各市としてほかの自治体と比べていろいろな工夫をしてタブレットを使ったとか、差別化を図っているという点がありましたら、御伝授ください。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、ICTを含むタブレットの活用につきましては、児童生徒の学習支援の面と、あと、働き方改革にもつながります校務支援の面とございます。

そういった中で、まず、教職員がこのようなICT、タブレット等の活用を学習支援の中でという部分においては、非常に戸惑いがございました。

ICT、パソコン関係に強い教員もおれば、あまり専門的な知識については弱い教員もおりましたので、そういった部分がまず最初の課題となっております。そういった意味におきましては、今年度よりICTの支援指導員という形で、企業から入っていただいているところでございます。

これにつきましては非常に効果を上げておまして、実際、ICTやタブレットを含むこの活用につきましては、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実する上では必要不可欠なツールではございますが、なかなか活用が難しいという昨年度来の課題がございました。

そういった意味では、細かいところまで相談

ができること、授業に実際に一緒に入っていた  
だいてTTとして活躍いただくこと、様々な試  
みが今出ているところでございます。

そういったものを本市におきましてはネット  
上で共有しまして、各校の中で、一緒にうちの  
学校もこんなことやってみようとか、そういう  
ふうなところをやっているところがございます。

ほかにも校務支援という形では、先ほど議員  
からお話ございました家庭とのつながりはも  
ちろんでございますが、これまで1人の教員が  
非常に多くの業務を行っていた、例えば運動会  
の準備などについては児童生徒自らが行うとい  
うことで、教員の負担が軽減されるだけでなく、  
子供の学びにもつながっているというよう  
なこともございました。本市として、その部分  
については非常に大きいものと考えております。

以上でございます。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番(山科正仁議員)** 課長、ありがとうございます。

大変、我々も見えない、タブレットをどのよ  
うにやっているかと、ちょこちょこちょこちょ  
こ学校に行ってみるわけにもいきませんので、  
しっかりした教員の方々の情報交換というのを  
行って推進していただきたいと思えます。

時間がないので(2)に入りますけれども、  
部活動について、この前テレビを見ていました  
ら、新聞か、新聞を見ていましたら、教職員の方  
のアンケート結果ですが、教職員の方々の7  
割近くが部活動が負担だという点を挙げられて  
おりました。3割の先生ぐらいしか、もう熱心  
に部活をやるよと言ってくださる方がいないとい  
うような現状であろうかと思えます。

これは部活動の地域化というのを考えた場合  
に、部活動も土日は地域でやってくださいとい  
う話になるのでしょうかけれども、もう部活動廃  
止論にまで行くのかなと思っております。

これを考えた場合に、部活動自体は学校管轄  
でしようけれども、地域化がなった場合は執行  
部側のほうにも、確かにもう教育委員会を離れ  
て新たに、仮称、例えば部活動地域化推進室  
みたいなものをつくって対応しないと、あまりに  
も教育委員会側にだけ地域との父兄とのやり取  
りというか、学校から離れた活動も全部管理し  
ろというわけにはいかなくなると思うのですが、  
市長、どうお考えですか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 大変ありがとうございます。

総合教育会議の中でもその点話されておるわ  
けでありますけれども、1つには、大きな流れ  
としては家庭教育の充実ということが挙げられ  
るのだろうというようなことであります。

学校教育の中で行われる教育外の活動につい  
て、教育委員会が責任を負うというような時代  
から、それを家庭教育あるいは社会教育がどの  
ように対応していくかという時代が来る、それ  
が試されているというような時代の移行期であ  
るというふうに考えております。

ですから、家庭にあって全てが、例えば市内  
にある指導者がお金を取って指導したという場  
合、その連盟の方々があれはおかしいというよ  
うなこともあります。その方にとっては、で  
はピアノの塾とかそういうものはどうなのだ  
というような意見があると、このような対応があ  
るのだと思うのです。

その辺の家庭での保護者の考え方が、今後、  
どのような形に変化していくのかということが、  
またそれによって生計が成り立つような外部で  
の在り方ということは、社会教育での指導とい  
うようなことになってくると思えますので、家  
庭教育における保護者の考え方が今後10年ぐ  
らいの間に大きく試される時代が来るのではない  
かと、学校に背負わせるという時代ではない時  
代が来るのではないかなというふうに予測して

いるところであります。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** まさにそのとおりだと思います。

なぜ教育委員会という制度があるのかという点を考えれば、あまりにも政治のほうから学校教育に関して口出すなという話だと思うのです。

学校はやはり学校教育のプロフェッショナルが固まっている教育委員会があるわけですから、ただそこからもう離れてしまっていくようなシステムに関しては、教員の方々の業務量の緩和という点を考えれば、やはりもう市全体で考えないと、負担していかないと、とても緩和できないのかなと思っておりますので、その点、しっかり協議というか、いろいろな点で、今、市長がおっしゃったような内容で、教育委員会のほうも対応していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

あと2分ですね。

3番目に入りますが、学校運営協議会というふうな組織であります。

今ありましたように、地域とのつながりが義務教育学校になるとどうしても希薄になってしまうと。大きな集団だった場合に、我々が協力しなくてもどこかの地域が協力するだろうという点でちょっと一線を離れてしまうという点が非常に問題なことになっております。

これを埋めるために、その地域の方々から選出された運営するための協議会という点で設立しているわけですがけれども、ただ、なかなか設立した協議会の内容がどのように委員の方々に周知されているのかと考えると、なったのはいいのだけれども、なかなか何をやっていいのかわからないと。

例えば、先ほど私が言ったように、質問に入っていましたが、学校行事を軽くすると、学校行事の先生の負担を少なくするためにといった

場合にどのような手法があるのかという点は、恐らく社会教育課のほうで分かっているはずだと思うのですが、その辺の周知の仕方という点をどのように今後工夫していくのかという点をお答えください。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**高橋富美子議長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 学校運営協議会をその学校に関わる保護者の方々、地域の方々にとどのように周知していくかという部分になるかと思ひますけれども、それ以前の段階で、学校においてはやはりこれまでやってきた活動をまず中心に学校運営協議会ではまず諮っていただくようなことになるのかと思ひております。

それに関わって、学校のほうに地域の方々がな関わっていただくということで、このようなことをやっていただきたいと。

そのような運営協議会の中で話し合った中で、地域の方々にこういうことを呼びかけていきたいとか、そういうものを通して地域の方々に盛り上げていただければというふうに思っているところでございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 山科正仁さん。

**10番（山科正仁議員）** 時間になりますので、ぜひ充実した対応を考えていただきたいと思ひます。

実際に行事の負担軽減させるためには、地域の方にしっかりこういう協議会があるんだよと、ここに協力してくださいというPRがないと無理だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、私からの質問といたします。ありがとうございました。

**高橋富美子議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

### 小野周一議員の質問

高橋富美子議長 次に、小野周一さん。

(18番小野周一議員登壇)

18番(小野周一議員) 質問に入る前に、議長、マスクを取っていいですか、許可をお願いします。

高橋富美子議長 登壇する際には外しても構いません。元に戻ったらつけてください。

18番(小野周一議員) ありがとうございます。

12月定例議会一般質問をします市民・公明クラブの小野です。よろしく願いいたします。

質問に入る前に、農業再生協議会から通知されました、農業生産資材高騰対策支援事業助成金に対し感謝をしている農家の声をこの席から告げまして、通告しております持続可能な農業について質問をしたいと思います。

10月25日現在の最上地域の水稻作況が「平年並み」から「やや不良」の作況指数98、東北全体の作況指数も18年ぶりに「やや不良」の98と、東北農政局から公表されております。

「やや不良」の作況指数と肥料等の農業資材の高騰により、農家経営はもちろんですが、それよりも営農意欲の低下が大変危惧されます。

全国の農業経営体数が20年足らずで半減し、2022年度全国の農業経営体数が初めて100万を割り込んだと報道されております。

農業を基幹産業として位置づけている本市の農業経営体数も、農林業センサスによるとこの20年間で約800戸も減り、1,053戸の経営体であります。

農村地域社会の多様化が進む一方で、地域コミュニティの希薄化も見られます。本市の持

続可能な農業を維持するために、法人化、集落営農、規模を拡大する大規模農家と、地域を支えている家族で経営している中小規模農家の経営体をどう位置づけていくのか。

国においても、新たな食料・農業・農村審議会において、中小規模、そして、兼業農家を重視する政策が推進しております。

地域内でこのように規模の異なる農家がいるこそ、私は農家の、農業の多様化が生まれるものと思いますが、本市の地域の実情に寄り添った農業施策についてお聞きしたいと思います。

次の質問である地域計画の策定についてお聞きします。

本市は、これまでに地域で中心となる経営体の育成、農地の集積などの実現に人・農地プランを作成してまいりました。農業経営基盤強化促進法の改正法が今年5月に成立し、人・農地プランは法定化により地域計画として、農地の集積、集約化の推進、第三者への農業の経営継承などの課題を踏まえながら、令和7年3月末までに各市町村において策定することが定められております。

地域計画として農地ごとに10年後の担い手、本市の将来の農地の在り方を定めた地域計画の策定のスケジュールについて質問をいたします。

次に、みどりの食料システム戦略についての新庄市の取組について質問します。

農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指す農水省が策定したみどりの食料システム戦略は、中間目標として2030年、そして達成すべき最終目標の2050年までに、中長期的な観点から戦略的に取り組む農業の方向性を見据えた政策方針であります。

2030年度を目標に環境負荷の低減策として化学農薬の使用量10%低減、化学肥料の使用量20%低減、また、有機農業の取り組む面積を6.3万ヘクタールに増やす数値目標を示し、2024年までに全都道府県の主要品目の産地の栽



培暦を見直す計画の工程表を示しております。

まずは、第1段階の2年後に迫った2024年度までの本市の取組と、中間目標年度の2030年度までの数値目標に向けた環境負荷の低減策を生産現場にどのように周知し実行されるのか、取組について質問をしたいと思います。

次に、新庄市総合計画の重点課題の1つに掲げられている子育て支援について質問をいたします。

昨年度、少子化が進む新庄市に190人の新生児が誕生しました。多様化する今の社会において、若い母親たちは子育てと仕事の両立に対し大変な不安にさいなまれております。

第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画に現状や課題、そして方向性が示されていますが、計画期間も残り2年になりました。若い母親たちから子育てするなら新庄市と信頼されることを願い、質問をします。

無作為抽出による令和4年度まちづくり市民アンケート調査によると、子育てについて8項目のアンケート調査の平均値は、ニーズ度は平均値よりも高いが、重要度、満足度はともに平均値より低い調査結果が出ております。

これらの調査結果に基づいて、子育ての施策や事務事業の重点化に今後どのように改善、活用されていくのか質問をしたいと思います。

次に、認可保育所への柔軟な入所要望の対応について質問します。

育児休業制度が拡充され、子育て世代の保護者就労が増え、働き手が必要な事務所では人手不足の状態が続いております。ハローワークのホームページを見ますと、新庄市の有効求人倍率は昨年9月1.29倍に対し、今年9月1.36倍となっており、雇用環境における保育所の役割はますます大きくなっております。

広報しんじょう10月号に令和5年度の保育所などへの入所案内が載っており、来年4月1日時点での年齢、保育を必要とする事由により保

育所、認可外保育所に振り分けられ、これらの申込みは保育所入所の前年の11月中旬に要件を備えている必要があります。

しかし、この申込み期間を過ぎた直後に要件を備えることになった家庭は保育を欠く状態の家庭となり、その後、最長で1年半近くの間、子供が入所できない状況が続き保育所に預けてくても預けられず、1年半もの間十分に働けず生活に困窮する状況は、どこの家庭でも起こり得ることです。

このように何らかの急を要するような場合、法律上の対応または市の条例における対応策が当然用意されているものと思いますが、どのような対策が法律や市の条例にあり、どういう場合に該当するのかをお聞きしたいと思います。

また、入所している保育児童が何らかの理由で年度途中で退所して定員割れや空きが生じた場合、新規入所者の受入れのこれまでの実績と募集の周知の方法について質問をいたします。

また、以前からこの議会で取り上げられている問題として、兄弟が同じ保育所に入所できなかった事案について質問をしたいと思います。

第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画によりますと、保育所における入所状況が整理されております。

入所定員の充足率は令和元年度までの6年間の平均値が、市立で90.07%、民間率で96.1%になっており、事業計画に90%台の充足率の要因が整理されております。

令和4年度に同じ保育所に何らかの理由で兄弟が入所できない事案があるとしたら、その件数とできなかった理由、そして、来年度に向けての対応についてお聞きしたいと思います。

最後に通告しています高齢者世帯の除排雪支援事業について質問をいたします。

本格的な冬の到来が来ますが、本市の高齢者施策として、高齢者世帯冬期生活支援事業実施要綱を定め、屋根の雪下ろし、または玄関前、

通路等の雪払いを実施しております。

令和4年4月1日現在、新庄市の65歳以上の高齢者は総人口の33.2%で、山形県の平均と比較して低いとはいえ、着実に高齢化社会に進んでおります。

除排雪支援事業の対象となる世帯は1,800世帯を超え、高齢者のみの世帯3,179世帯の約56%を占めております。

支援事業はシルバー人材センター、建設業組合、また塗装業組合の3団体に依頼されておりますが、作業員の確保等が大変厳しくいろいろな課題があり、支援を受けられる高齢者世帯の方々から大変困っているという声を聞きます。

昨年度申請があった件数に対し対応できたケースと、今年の冬に向けての課題と対応策について質問をいたしたいと思います。

また、課題解決の方策の1つとして、山形県、寒河江市で条件をつけて実施している職員のサクランボ収穫時の副業を例に、本市が高齢者福祉の支援事業としている高齢者世帯の除排雪等を、公益性のある地域貢献活動とみなすなら、本市職員が休みを利用し支援する高齢者世帯の除排雪等を副業として認められるのか、質問をしたいと思います。

答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小野市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、持続可能な農業についてお答えさせていただきます。

人・農地プランにつきましては、今年3月までに市内40地区において地域の現状把握を行い、中心経営体や地域農業の将来の在り方などを取りまとめたプランを作成しました。

この人・農地プランにつきましては、農業経営基盤強化促進法などの改正により地域計画と

して作成するものとなりました。その内容は、地域農業を支える多様な経営体の確保、育成などを図りながら、人・農地プランを基礎として将来の目標地図を加えたものとなります。

地域計画のスケジュールにつきましては、改正法の施行が来年4月からとなりますので、それに合わせて農業委員会など関係機関と連携し、順次、地域での話し合いを進め、令和7年3月までに作成を終わらせる予定であります。今後、作成マニュアルなどが示される予定ですので、農業者の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

これまでの農業政策では、農業経営の法人化を含め、担い手への農地集積、経営発展への支援が中心でしたが、農業者の高齢化が進み担い手不足も深刻化しており、地域計画では、経営規模の大小や法人経営か家族経営かの区別にかかわらず、農業生産に関わる多様な形態を農業を担うものとして位置づけることとしています。

市といたしましても、規模拡大を図る農家だけでなく地域農業を支える家族経営の農家も農業を担うものとして位置づけ、持続した農業経営を営むことができるよう、支援の在り方について調査研究してまいりたいと考えております。

次に、みどりの食料システム戦略の取組についてであります。国では、おっしゃるとおり、2050年までにCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現、化学農薬・肥料の使用低減、有機農業の取組などによる環境負荷軽減を目指しております。

市としては、今年度は新庄市農業再生協議会が実施主体となり、昭和地区をモデル地区として有機農産物の生産から消費、加工、流通まで、地域ぐるみでの取組を行っております。

また、環境保全型農業直接支払交付金事業の中で、化学農薬・肥料の使用低減等に取り組んでおります。

2030年まではこうした傾向を継続しながら、実施者を増やしてまいりたいと。今後は、特別

栽培を含めた有機農業等の推進により、化学農薬及び化学肥料の使用量低減を図り、環境負荷の軽減に取り組んでまいります。

次に、子育て支援策についての御質問であります。1点目の令和4年度のまちづくり市民アンケートの調査結果を、今後の子育て施策や事務事業にどのように活用していくのかという御質問であります。本アンケート調査においては子育て分野に関する項目が8項目ございます。

その中で特にニーズ度が高い項目としましては、昨年度の調査結果と同様に、子供の遊び場が充実している、子育てしながら働くことができる保育環境が充実している、子育てにおける経済的負担が軽減されているとなっております。行政評価の過程において今後の子育ての施策の重点化を判断する1つの指標として活用しております。

現在、これらの調査結果を踏まえ、さらなる子育て世帯の経済的負担軽減策について検討しているところであります。

今後とも、まちづくり市民アンケートの調査結果につきましては、子育て施策における重要な指標として参考にしながら、より効果的な子育て支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の認可保育所への入所要望の対応についての御質問でございますが、現在、保育の必要性の認定を受けた子供が、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を利用する際は、あらかじめ市が利用調整を行った上で、認可保育所などの各施設に対して利用の要請を行うこととしております。

利用調整の方法につきましては、主に保育を希望する方の就労状況や家族状況等により保育の必要度の高い順に入所決定をしておりますが、様々な個々の状況がございますので、できる限り御要望に沿うよう調整してまいりたいと考え

ております。

なお、今年度より、育児休業取得における保育所継続入所の取扱いにつきましては、これまでの2歳児クラス以上から1歳児クラス以上に拡充しているところでございます。

3点目の保育施設に空き状況が生じた場合の年度途中での受入れ実績と募集についての状況でございますが、今年度、途中入所している件数は41件となっております。

毎月10日までに申込みを受け付け、翌月1日からの入所の手続を行っておりますが、途中退所があった場合は、入所希望に応じて随時審査を実施し、優先順位の高い順に入所手続を行っております。

4点目の令和4年度における兄弟が同じ保育所に入所できなかった件数と利用についてでございますが、今年度当初に兄弟同時に入所の申込みをされて別々の保育施設に入所した事例はございませんでしたが、年度途中に、既に兄弟が入所している施設を利用希望した児童の兄弟が別々の保育施設に入所している件数は5件となっております。

入所できなかった理由といたしましては、入所を希望した施設の受入れ開始月齢に達していないケースが3件、申込み時に既に施設の受入れ定員が満員となっていたケースが2件となっております。

兄弟姉妹の同一保育施設への入所希望につきましては、審査の際に極力入所できるよう受入れ側と調整しておりますが、受入れ側の定員や受入れできる乳児の月齢、職員体制などどうしても受入れが難しい場合がございますので、その際は、保護者の方に対し丁寧な説明を行い、同意をいただいた上で入所の決定をさせていただいておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、高齢者世帯の除排雪支援事業についてお答えさせていただきます。

高齢者世帯への除排雪支援として実施している高齢者世帯冬期生活支援事業は、高齢者が冬期間でも在宅で安心して日常生活を送ることができるよう、屋根の雪下ろしや玄関前通路などの雪払いの支援を行っているものです。

対象となる世帯は、本市に居住する高齢者のみの世帯及び高齢者と障がい者のみで構成する世帯で、本人及び生計中心者において所得税が課税されていない世帯となっております。

昨年度は184世帯から申請をいただき、そのうち1世帯が適用条件に該当せず、事業の対象となりませんでした。

実施件数は延べで玄関前除雪が257件、雪下ろしは162件となっており、支援対象となったにもかかわらず対応がなされないとの苦情は昨年度はございませんでした。

事業を利用される方からは、玄関前の除雪を朝出かける前に実施してほしいとの要望もごさいますが、委託先である新庄・最上地域シルバー人材センターにおいて当事業に必要な人材の確保が困難な状況であり、要望に応えられないのが現状であります。

担い手不足への対策といたしましては、町内会や地域の任意団体等の地域の見守り活動の1つとして玄関前除雪を実施していただき、その運営及び人件費に対し助成を行う取組を実施してまいります。

また、御自身で排雪が困難な方につきましては、新庄市社会福祉協議会で実施している除雪ボランティアを活用していただいておりますが、市としても協議会と連携、協力を図り取り組んでまいります。

今後も各地域及び関係機関と連携を図り、高齢者の方が冬期間でも安心して暮らしていけるよう取組を進めてまいります。

また、高齢者福祉の支援事業に係る除排雪等について職員の副業許可を検討しているかとの御質問ですが、地方公務員につきましては、職

員のサービスの根本基準である信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務が地方公務員法で規定されており、全体の奉仕者としての職務の公正や中立性を要求されております。また、同法第38条において営利企業への従事等の制限が規定されているところです。

一方、近年、人手不足の解消などの観点から、山形県や寒河江市などではサクランボ収穫時に限定して副業を許可するなど、県内外において副業許可制度の活用例がございます。

これは職務専念義務が損なわれるおそれがないこと、職務の公正を妨げるおそれがないことなどを確認した上で、任命権者の許可を要件として認めるものであります。

現在、市が実施している高齢者世帯冬期生活支援事業の制度上、職員が直接、副業許可により従事することは難しいと考えており、副業許可についての具体的な検討は行っておりませんが、公益性のある活動に対する職員の副業は可能であるとの認識の下、課題点を整理しながら慎重に検討させていただきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** 答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

国においても、中小農家や兼業農家を重視する施策が取られておりますが、当市において法人化、集落営農により管理する面積は、市全体で4,700ヘクタールあるわけでございますけれども、一体どの程度の面積を管理しているのか、まずお聞きしたいと思います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** ただいま法人が管理している

農地、それから集落営農の組織が管理している農地はどれぐらいあるのかという御質問でございました。

新庄市では、法人につきましては11法人、こちら約157ヘクタールを管理しております。また、集落営農につきましては34団体、約419ヘクタールの管理する耕地面積となっております。以上でございます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** これに、法人化、集落営農を合わせまして、個人で大規模な農業経営をしている農家もいますので、この2つの管理は600ヘクタール弱です。

15%にも満たないのですけれども、私が言いたいのは、国でもある程度中小規模の家族農業や兼業農家も重視する政策を取っています。ただそれは今後、来年と言いますけれども、この二、三年のうちどのよう具体的なそういう中小規模農家に対する政策を新庄市で取っていくのか、私はこれがやはり大事だと思うのです。

どうしても今までは大規模農家、法人化、そして集落営農のほうに目を向けてきたわけです。しかし、実際は多くの地域では中小規模の家族経営でやっている農家はその地域を支えているわけです。その辺を酌んでいかないと、集落全体が私は衰退すると思うのですけれども、その点、この二、三年でどのような政策を打ち出していくのか、お聞きしたいと思います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 先ほどの市長答弁の中にもありましたように、これまで人・農地プランにおいてプランを40地区で策定しまして、また法律の改正によりまして来年度から2か年で地域計画、いわゆるこの農地を誰が担っていくのだというふうな目標地図を策定することになります。

これまでは、議員おっしゃるとおり、大規模

な担い手でありましてか認定農業者を中心とした人方でその農地を担っていただくということに……

**高橋富美子議長** 暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時31分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** すみません。

これまで人・農地プランにおいて大規模経営あるいは認定農業者等でその農地を担っていたというところがございますが、その地域計画の中では、認定農業者だけではなくてその地域を担う家族経営も含めた多様な経営体においてその農地を担っていただくということで、その農地一筆ごとに誰それがその農地を担っていただくのだということでの計画をこの2年間で策定していくというふうになります。

そうしますと、これまで担い手だけにその施策を集中してきたところではありますが、そうした多様な経営体においてもその施策をしながら農業経営の発展に努めさせていただくような施策展開を市としても検討していく必要があるだろうと認識してございますので、御理解のほどよろしくお聞きしたいと思っております。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** 農政通の課長でありますので、今の答弁を実施してほしいなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

次に、みどりの食料システム戦略についてお聞きするわけでございますけれども、実は、多くの農家は農薬基準を守り、そして肥料の基準を守り慣行的な農業をしてきたと私は思います。私自身も。

その中で、有機農業というのは大変な農業です。まして、2050年度までに50%の農地を有機農業のほうに振り分けるといふか、あくまでもこれは方向づけです、もう。そうした場合、本当に大変だなと私は思います。

そうだとすれば、私、お願いといふか、今、山形県でつや姫の栽培基準があります。低農薬、低肥料の、そういう特別栽培米の基準の栽培を新庄市全域で関係団体と協力してできないものかなと、私、思うのですけれども、そういう新庄市全域での環境保全型農業を、関係団体とこれから話し合って実施するといふことを考えられませんか。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** みどりの食料システムにおきましても、有機農業の推進といふこともございますが、こちら、目標年度までに化学肥料、それから化学合成農薬の使用低減をいふようなことでございますので、議員おっしゃるように、特別栽培でも慣行栽培よりも5割低減になってございますので、そちらを進めていくことによつてみどりの食料システムで掲げている目標値に近づいていくものと認識しておりますので、関係機関と連携を取りながら、新庄市の農業、特別栽培が主でその底上げをいふのだといふ認識からも検討していく必要があるのかなと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** ありがとうございます。

次の子育て支援について再質問をしたいと思ひます。

先ほども言ひましたけれども、第2期新庄市子ども・子育て支援の事業計画にも、子育て世帯の保護者の就労が増え、保育所における3歳

未満児の保育需要が高まっている現状も認識されております。

今後の中間報告もこれからの我々の産業厚生常任委員会でも受けるわけですがけれども、そういう中で保育所への入所要望の対応に、必要があれば断つといふことは、大変、私、失礼ですがけれども、先駆けて新庄独自の保育士の配置基準の見直しをいふり、そして、ゆとりのある保育士の増員等の体制整備についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思ひます。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長加藤 功さん。

**加藤 功子育て推進課長兼福祉事務所長** 保育士の今後の対応につきましてどういふふうを考えているかといふことではないかと思っておりますけれども、保護者が希望する子育て、働き方に柔軟に対応するためには、多様な保育サービスへの取組が必須となっております。その取組への対応に対して、主にマンパワーの確保は重要だと思っております。

そのため、保育士に必要な、また放課後児童クラブについても同じですがけれども、支援員などの給与などの処遇改善、また保育士等のキャリアアップ、資格取得などの継続支援、そういったところの環境改善が今後必要ではないかと考えております。

また、保育士の確保につきましては、児童の受皿として広げられることもできますし、待機児童の対策にも効果があると思ひますので、保育士の確保対策としては、子ども・子育て会議の中で十分な検討を行いながら施策化に向けて考えていく必要があると考えております。

以上です。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** 前向きな答弁ありがと

うございますと言いたいのですけれども、実は、この第2期の事業計画の11ページから書かれています。

充足率は、市立・民間立保育所とも90%台となっております。その要因として、特別な配慮が必要な児童が増加傾向にあり、保育士を配置するなどきめ細やかな対応を行っていることから、定員数までの受入れが難しい状況になっている。現況は認識しておられますよね。

はい。だとすれば、この子育てが明日の新庄市を担う子供たちのために最優先の施策であれば、私は、この保育士の増員を図り、そして、全体のもっと緩やかな体制整備を図ることが近々の課題だと思うのですけれども、その辺、具体的にどのようにしようと課長は思いますか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 保育士の定員を考える場合に当たりまして、まずもって、それぞれの保育所、幼稚園施設におきます定員調整という考え方がございます。

定員は年齢別に定められておりますので、それぞれの子供たちの年齢に合わせた居室の面積、それから職員の配置基準、そして保育士の一定の基準を満たしているということが条件となっておりますので、これらから、やはり長く勤められる方もいらっしゃれば、保育の補充が必要となっている保育の現場があるというふうには認識しているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、特別な配慮を必要とする子供たちがやはり増えておりますので、この状況につきまして、決して未就学児だけではなく就学後においても最近は増えているという状況にありますことから、やはり当課としましては、養護教諭の資格を有する職員3名がいらっしゃいますのでそういった方々と、また、

学校教育課、そして健康課、関係する課と連携しまして、保育を必要とする方々に対する支援をこれからもできるだけ分かりやすく丁寧に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番(小野周一議員)** 私が言いたいのは、3歳未満児の児童が増えているということを確認していないです、この計画は。だとすれば、いつの段階で対応策を打ち出すのですか。

では、私、再度言います。先ほど課長が言いましたけれども、保育士の配置基準の見直しというものは考えたことはありますか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長 加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 保育士の配置基準そのものにつきましては、現在の子ども・子育て支援事業計画の中で定められている、構成されている要素の1つでございまして、その定員枠につきまして子ども・子育て会議の中で一定の基準を示しまして、御了解いただいた上での定員枠を設定していることでございます。

現在、第2期の子ども・子育て支援計画の見直し時期に差しかかっておりますので、これにつきましては今後の常任委員会のところでも説明をさせていただきますので、今後の見直しの基準ということでお示ししてまいりたいと思っております。

以上です。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番(小野周一議員)** この件については、私、3回目ですけれども、あとと言いませんけれども、では、国で定めている保育士の体制整備について

て見直すということがいいですね、それ。新庄市独自の。

私が言いたいのは、国から来るそういう要綱に沿うではなくて、新庄市の独自に合ったものを子供支援のためにもっと緩やかな体制でやれば、このようなことを私は言いたくないですけれども、2日、3日の新聞に出ています。保育士によるいろいろなことが。それも恐らく1つは軽減されるのではないかなという思いで私、一般質問しているわけなのです。

先ほど課長さんが体制整備という、保育所の配置基準の見直しを図りたいという本当に前向きな答弁をいただきましたので、私もそれを期待しておきたいと思います。

あと、最後に、先ほど市長答弁で、同じ兄弟が入所できない件数はなかったという経過を聞いたのですけれども、でも実際に私聞いているのは前からもあったのですけれども。

これは亡くなった金議員もよくこの議場で質問したのですけれども、実際に兄弟が3人いて、お姉さんがその地域の保育所に入っている。しかし、1歳未満児の方は、2人だそうです、その方の家庭は。わざわざ新庄に来ている人です。その辺のことをやはりもう少し考えていただければ、私が冒頭言ったとおり、若い母親たちが新庄で子育てしてよかったなという、そういう信頼感が生まれると思うのですけれども。

極力、これから兄弟が、いろいろな問題があると思います。しかしながら、それを柔軟な対応で何とかそういうことをクリアしてほしいなという思いで、私、いつも質問しているのですけれども、その点どうですか。

いろいろ問題あると思います。しかし、誰が考えても、同じ家庭でお姉ちゃん、妹が別々の保育所なり幼稚園に通うということは、その家庭で大変なのです。

その辺のことを、今後のことなのですけれども、極力ないようにして、兄弟は同じ保育所に

入所できるような柔軟な配慮をしてほしいなという思いで質問したわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうですか。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、  
加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 兄弟姉妹の同一入所に対しまして御意見をいただいておりますけれども、こちらのほうの入所希望に当たりましては、審査の際に極力入所できるよう受入れ側と調整しておりますので、ただし、受入れ側の状況もございまして、まず丁寧な説明をさせていただいた上で、同意をいただいた上での入所決定をさせていただいていることに御理解をいただきたいと思っております。

ただし、仮に育児休業を延長できない、または今預ける必要があるといった場合につきましては、認可外保育所を紹介させていただいているところでございます。

いずれにしましても、認可外保育所も含めまして、いろいろな保護者の都合、ニーズがございまして、これに合わせた相談対応に努めさせていただいているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番(小野周一議員)** 私言うのは役所のニーズではないです。預ける側に立ったそういう要望を聞いてくださいと言っているのです。

どうしてもやはり若い世代の親たちは弱いです。同意しますよ。よほど役所に来て窓口であなた方と口論すれば、大変言葉は悪いですが、本当に市民の立場は弱いです。そのことはやはり分かってほしいなという思いで、私は質問しているのです。

何回も言います。本当に新庄市で子供を産んで育ててよかったねという、新庄市が誇りを持



たれるような子育て、そういう支援事業をしてほしいという思いで、この席から質問をしているわけですので、前列に、前の子育て課長もいますけれども、その辺は若い母親たちに沿ったそういう支援事業の充実をお願いしたいと思います。

次に、最後の高齢者世帯の除排雪支援の件について、職員の副業についてはある程度理解しました。

ただ私言いたいのは、先ほども言いましたけれども、この事業は、家が潰れるのが心配だから屋根の雪下ろし、または玄関前の除雪とあるのですけれども、雪が降ろしっ放しでなくて、せめて窓を開けていただいてその家に光が入るような事業にもう少し改正できないかということ、私、聞きたいのですけれども、どうですか、課長。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 現在の雪下ろしの事業については、議員おっしゃるとおり、屋根から雪を下ろすという作業を行っているわけですが、排雪については自己負担という原則になっておりますが、業者のほうにも確認させていただきましたが、やはり生活に支障が出ない程度に、例えば玄関先に落ちてきたとか、あと窓を塞いでいるなどというような場合については、生活に支障がないようにそちらの排雪も行っているということでありました。

業者には、そのようにまた対応するようにと伝えておきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**18番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番(小野周一議員)** 課長、やはりそのように老人世帯にもう少し配慮のある支援事業をし

てもらえば喜ぶと思いますので、よろしくお願いいたします。

**高橋富美子議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 山科春美議員の質問

**高橋富美子議長** 次に、山科春美さん。

(7番山科春美議員登壇)

**7番(山科春美議員)** こんにちは。

12月定例会の4番目に質問させていただきまず議員番号7番、起新の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1番目の質問で、空き家対策について(管理不全空き家の対応)ということで質問させていただきます。

全国的な人口減少や過疎化などに伴い、人が居住していない空き家の増加が大きな社会問題となっておりますが、当市においても例外ではありません。

空き家が長きにわたり放置されますと、周辺地域へ及ぼす影響として、風景・景観の悪化、防災・防犯機能の低下、不法投棄の誘発、火災の発生の誘発、悪臭の発生など、多岐にわたる問題が発生すると指摘されています。

国土交通省の調査によると、空き家数は1998年、平成10年の576万戸から2018年、平成30年は849万戸となってこの20年間で約1.5倍も増加しており、住宅戸数全体に対する空き家率は

13.6%と、7軒に1軒が空き家になっている状態です。

特に、賃貸用または売却用の住宅などを除いた一戸建て等のその他の住宅は20年間で約1.9倍に増加しており、年々空き家問題が深刻化していることが分かります。

今後、空き家と空き家率の推移について、野村総合研究所の調査報告では、今から10数年後の2035年には現在の約2.6倍の約2,150万件、空き家率は30%を超えて3軒に1軒が空き家になると予測しており、このままではさらに事態が悪化し、收拾がつかなくなることが予想されています。

国はその対策として、2015年、平成27年2月に、空家等対策の推進に関する特別措置法、空家等対策特別措置法が施行されました。同措置に基づいて、各市町村では空家等対策計画を策定し、計画を進めております。

また、国土交通省の調査では、2018年、平成30年後の管理不全空き家は全国で約100万戸あり、そのうち除却等の対応がなされたものが約11万戸となっております。いまだに対策が取られていない問題のある空き家が非常に多く存在していることが分かります。

当市におきましても、近年、空き家や空き地が増えてきたと思います。老朽化した空き家や雑草が繁茂する空き地の近くに住む住民の方々は住環境として改善してもらいたいという要望が私の耳にも届いており、住民の方々にとってもどのように対応したらよいのか分からないこともあるようです。

また、所有者や相続人の方々についても、空き家等を放置したくなくても管理や維持が難しく対応に苦慮していることも推察されます。

国土交通省の令和元年空き家所有者実態調査によりますと、所有者の空き家にしておく主な理由として、解体費用をかけたくない、好きなときに利用・処分ができなくなる、取り壊すと

固定資産税が高くなる、他人に貸すことに不安があるなど多岐にわたりますが、個々の所有者の考えを把握して対策を図ることも大切だと言えるのではないかと思います。

ある住民の方々から、近隣に長い間放置されている空き家があって、雑草や樹木等で隣接する住宅が迷惑している、害虫の発生や火災が起きないか心配である、あるいは、近隣の空き地には雑草が茂っていて害虫が発生して困っているなどという話も聞いております。所有者についてはかなり前から市外にいるようであり、連絡が取りにくいとも聞いています。

このようなケースは多々あると思われませんが、このまま放置されている場合が数多くあるのではないかと危惧いたします。

放置されたままの空き家や空き地は周辺の住民の方々にとって切実な問題であって、住環境の維持や防災・防犯上の観点からも個々の事態に応じた適切な対策を講じていく必要があると思います。

そこで、管理不全空き家の対応についてお伺いします。

①本市の空き家の現状について。本市の空き家の実態把握について。空き家等に対する苦情の窓口体制と具体的な対応方法について。

②本市の空き家対策について。現在の空き家等の対策はどうされているのか。新庄市空家等対策計画の概要と成果について。空き家等対策協議会の概要と成果について。空き家対策の課題をどのように捉えていますか。

③管理不全空き家の対策について。空き家の相続人が不明な場合や、いない場合の措置はどのようになりますか。空き家の相続人が相続の意思がない場合はどう対応しますか。防犯性が低下し、倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下などが想定され、周辺への悪影響が想定される管理不全空き家に対しての対応策についてを質問させていただきます。

大きな2つ目の質問です。

高齢者の集いの場の立ち上げについて（健康寿命の延伸のために）ということを質問します。

長引くコロナ禍の影響または行動制限などもあり、以前行われていた地域での行事やお茶飲み会などが行われず、地域コミュニティーが衰退していくように感じます。人と会う機会がなくなり孤立し、運動不足や物忘れなどが多くなり、健康寿命にも悪影響を与えているように思われます。

そこで、コロナ禍で町内会、敬老会など的高齢者の集いの場が減り健康寿命に悪影響を与えていると思いますが、市としてどのように認識していますか。

地域包括ケアシステムの観点からも、健康寿命の延伸のために高齢者の集いの場の立ち上げ支援を市として積極的に行うべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

高齢者の集いの場の立ち上げ支援を推進するためにお世話係を養成する必要があると考えますが、市としての考えをお聞かせください。

3つ目の質問です。

当市の国民保護計画の対応について（全国瞬時警報システム「Jアラート」の発出がなされた場合）。

11月3日の文化の日の朝、Jアラート、全国瞬時警報システムが、山形、宮城、新潟の3県に発令されました。

本県を対象にJアラートが出されたのは2017年以来5年ぶりということですが、市民の中で、一体どこに逃げたらいいのか、どう行動すればいいのか分からないという声を多数お聞きしました。市としての対応についてお聞きいたします。

本市における国民保護計画において、全国瞬時警報システム、Jアラートが発出された際の住民の避難場所等はどのように検討されていますか。

弾道ミサイル落下時の避難行動について市民への周知が必要と思われませんが、どのように行っていますか。

よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、空き家対策についての御質問であります。本市の空き家の現状につきましては、平成30年に各区長から御協力をいただいて行った市独自の調査におきまして560戸の空き家を確認しており、現在も増加傾向にあると認識しております。

また、空き家等に関する窓口体制につきましては、総合的な窓口は都市整備課に設置しておりますが、空き店舗活用については商工観光課、管理不全空き家については環境課がそれぞれ対応しております。

管理不全空き家に対する苦情や対応については、市民の方からの相談や申立てにより、その都度、職員が現状確認を行っておりますが、令和2年度で31件、令和3年度で68件と年々増加しております。

次に、本市の空き家対策につきましては、平成29年度に策定した新庄市空家等対策計画において、空き家の発生予防、適正管理、流通促進、管理不全空き家対策の4つを取組方針として掲げ、その状況に応じた対策を行っており、空き家バンクの運用や空き家相談会の開催など、関係団体と情報を共有しながら協力して対応しているところであります。

また、著しく保安上危険である、衛生上有害、周辺環境への影響が大きいなどの場合は、総合的に判断し特定空家等としての認定を行い、対応していくこととしております。

特定空家等の認定については、新庄市空き家

等対策協議会での協議、答申を踏まえて認定することとなりますが、個人財産に対する措置となることから慎重に対応する必要がありますが、これまでのところ特定空き家等の認定はございません。

本市における空き家対策の課題としましては、所有者の高齢化や経済的負担、相続問題など様々な事情により管理できていない空き家の増加への対応や、空き家の流通及び利活用の促進支援などが挙げられます。

これらの課題に対応する仕組みづくりについて、町内会などの地域、建築や不動産関連団体、企業などと連携しながら、様々な対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、管理不全空き家対策についてですが、市では、新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例に基づき管理不全空き家等による事故等の防止に努めております。

具体的には、市民の方から管理不全空き家の情報提供を受けて市で実態調査を行い、必要な措置を講ずるよう所有者等に助言、指導、勧告を行っております。

相続人が不明な場合は、条例に基づき戸籍等により相続人を調査した上で、必要な措置を講ずるよう助言等を行っております。

また、相続を放棄する場合であっても、民法上は正式な相続人が管理を行うまで管理義務が継続することとなりますので、同様の対応を行っているところです。

さらに、周囲への悪影響が認定される管理不全空き家については、速やかに必要な措置を講じるよう所有者等に助言等を行い適正管理を促しておりますが、暴風や豪雪により人命等に係る危険な状態の場合には、条例に基づき市が応急措置を行う場合があります。その際には、所有者等に応急措置の内容を連絡し、その費用請求を行っています。

今後とも、管理不全空き家の所有者等に適切

な管理を行うよう指導するとともに、人命等に係る緊急の場合は応急措置などの対応に迅速な対応を行ってまいります。

御存じのとおり、具体的には私の家の隣が大変危険家屋でありまして緊急対応させていただいたのですが、その片づける費用を誰が出すのかという問題でもう放置されている状況なのであります。弁護士さんに相談しますと、個人のものに手をつけることはいささか慎重にも慎重にやってくれということ、非常にこの個人資産への対応というのは難しいことだなというふう実感しているところであります。

次に、高齢者の集いの場の立ち上げ支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、老人クラブや敬老会、地域サロンなどの活動は現在もコロナ禍前より減少している状況が続いており、そのため、運動や交流の場が減少し、健康への影響は少なからずあるものと認識しております。

このようなコロナ禍にあって近くに高齢者サロンなどの通いの場があることは大変重要であると考えておりますので、運営方法やリーダーの養成などを学ぶ機会を設け立ち上げ支援を推進するとともに、今後のアフターコロナを見据えた活動について、新庄市社会福祉協議会と連携を図りながら積極的に取り組んでまいります。

また、運営をお手伝いする方の養成・確保としましては、介護ボランティア制度の拡充を考えております。

現在のボランティアポイント制度は、施設等においてボランティアを実施した方へポイントを付与する制度となっております。その適用範囲を地域の通いの場などの地域活動を支援していただく方に対しても適用できるよう見直し、地域における活動の活性化を図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

集いの場として、とあるスナックが午前中からカラオケ用に貸しておったのですが、コロナ

禍で貸してくれる人がいなくなったということ  
で閉鎖せざるを得なかったと。1つはこういう  
方法もあるのかなということで、参考事例にお  
聞きしたことがありました。

夜だけではなく、日中そこに集いの場を開設  
し、それらの料金は今後検討しなくてはならな  
いですが、1つの案なのだなということ  
はその経営者の方から、しかし、コロナで利用  
がなくなってしまったので、もうお店も閉じな  
くなくてはいけなくなったということですが、一方  
ではそういう方法があるということは、我々も  
検討させていただきたいなと思います。

次に、全国瞬時警報システム、Jアラートが  
発出された場合の対応についての御質問にお答  
えします。

Jアラートは、弾道ミサイル攻撃に関する情  
報や緊急地震速報などを、人工衛星を通じて全  
国の自治体、住民等に瞬時に伝達するシステム  
であります。

Jアラートが使用されると市内に設置してあ  
る防災行政無線が自動的に起動し、スピーカー  
から特別なサイレン音と避難を呼びかけるメッ  
セージが流れるほか、携帯大手事業者を經由す  
る緊急速報メールなどにより市民の皆様へ情報  
提供が行われます。

Jアラート発出時の住民の避難場所につつま  
しては、新庄市国民の保護に関する計画におい  
ては、市が提供する情報を基に県が指定するこ  
ととしており、弾道ミサイル等の着弾や衝撃や  
爆風から身を守るための緊急一時避難施設とし  
て、コンクリート造りの公共施設32か所が指定  
されております。

また、ミサイル発射後の避難行動につつま  
しては、直ちに屋内に避難する、適当な建物がな  
いときは物陰に身を隠す、地面に伏せ頭部を守  
る、屋内では窓から離れるか窓のない部屋に移  
動するなどの行動を日頃から理解しておくこと  
が必要となります。

市民の皆様への周知につきましては、北朝鮮  
のミサイル発射が続いたことから、11月に弾道  
ミサイル発射後の取るべき行動及び市内の緊急  
一時避難施設についてホームページに掲載した  
ところでは、

今後も、市民の安全を守るため必要な情報を  
速やかに周知してまいりますので、御理解くだ  
さるようお願い申し上げます。

というのが普通の答弁で、大変申し訳ありま  
せん。実際にはミサイル発射したときには追いつ  
かないそうです。Jアラートの欠陥だそうです。

ミサイルが分かるのは、地球が丸いので、向  
こうで発射したのが分かるのは頂上に来ていな  
いと分からないのだそうです。それで、落ちた  
ときに初めてJアラートが鳴るのだそうです。

これが今、欠陥で、どうしようもない、地球  
が丸いということが、捕捉できないのだそうで  
す。海の高さと同じように来るやつはレーダー  
のできるのですけれども、ミサイルがこう行っ  
てしまうと捉えられないのだそうです。

ですから、着いたらどうしようとする暇は  
ないのだなということで、大変申し訳ないです  
けれども、先ほどの答弁は定例のものですけれ  
ども、その後の解説の中では欠陥ですと。ミサ  
イル捕捉時のJアラートは、分かるまでは分か  
らないということでしたので、大変失礼な答弁  
になって申し訳ないですけれども、現実はその  
うだというふうに解説していただきましたので、付け足  
して、すみません。

以上、壇上からの答弁といたします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** いろいろ最新情報も含  
めた答弁いただいて、ありがとうございます。

では、最初に、空き家対策のところからとい  
うことで再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、新庄市空き家等対策協議会、

法定協議会なのですけれども、特別なときしか開かれなかつたか数年開かれていないような御回答でしたけれども、こちらは積極的な形で空き家対策を促進するために空き家対策全般について専門的な立場の方々もこの中に名前があつたのですけれども、協議を実施するための話し合いというのは今後なされる予定とかはございませうでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家等対策協議会の開催についてということで御質問いただいたところでは。

この協議会につきましては、平成29年度、新庄市の空き家等対策計画の策定に当たりまして御協力をいただいた皆様方に関しまして、継続して今後の対策に関しまして協議をいただくという組織づくりということで組織化しているものでございませう。

現在のところ、改めて今後開催というところの予定は今現在立っていないところでありますが、空き家に対するこれからの対策について様々な課題があるということがございませう。

また、全体の質問の中でございませうように、管理不全の空き家の認定ということに関しましては、この協議会によって協議いただいた内容を踏まえて認定を行うというシステムになってございませうので、その認定が必要な物件に関しましてはこの協議会を開催させていただいて御意見をいただくという場面をつくっていく必要があるというふうに認識しているところでございませう。

今後さらに増えていく空き家の対策について、こちらの専門的な皆様から御意見もいただきながら、今後の進め方などについても協議、検討させていただきたいと考えているところでございませう。

よろしくお願ひいたします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひ、よろしくお願ひいたします。

昨年の6月議会でも特定空き家の認定についてというような質問をさせていただいたときの答弁で、本市においては法律に基づいた特定空き家の認定というところまでの案件は今のところ発生していないということで、さきのお話にもあつたのでしたけれども、本市の緊急的な案件については応急的な措置をして、後ほど管理者に連絡してその費用を請求しているというふうな回答も先ほどもいただきました。

民法上の個人の財産権の問題もあつて市の介入ができないことも本当に承知しているのですが、同じような質問を何回もさせていただいたような気がするのですが、しかし、もしも地震、台風、降雪などの自然災害による倒壊の場合、空き家が本当に倒壊して通行人や近隣の住民に損害を与えてしまった場合は、所有者が損害賠償責任を問われる可能性が高いということで民法でもあります。

今年度の9月議会でも管理不全空き家が通学路の脇にあつたときの対応についてということで質問させていただきましたが、危険空き家の所有者、管理者を確認して助言指導を行いますという回答だったのですけれども、その所有者が助言指導にすぐに応じることができない場合、本当にどうしたらいいのかなというふうに考えてしまひませう。

市民の人の言葉でもあるのですが、新庄市の占用道路の上にあるアーケードが本当に崩壊する危険があるために代執行によって撤収されませうけれども、やはり一般住宅でも、もう管理不全の空き家について本当に危険が予測されようとも、事が進まずに耐えしのぐしかないような感じになっているのですが、どちらにしても同じ市民の安全だと思ひますが、こういったケースの場合に何かよい方策がございませうでし

ようか。すみません。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** それでは、まず空き家の適正管理につきましては環境課で担っておりますので、私から初めにお答えさせていただきます。

どうしてもこちらで指導助言を行ったにもかかわらず適正な管理が所有者等から行われない場合についてなのですが、この場合は、空家等対策特別措置法の規定にもあるんですけれども、必要な措置を命じようとする場合において、市町村長は、その者の負担においてその措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができるとして、略式代執行の規定を定めております。1つにはこのような方策があるというふうに考えます。

こちらで、まずは、住民戸籍上を全て調査しまして相続人になり得る者を全て探しまして、そうした全ての調査を行ったにもかかわらず、そのような場合が残されている場合には、略式代執行ができます。

それから、もう一つが、利害関係者が裁判所に相続財産管理人の選任を申し立てれば、その選任された財産管理人が、裁判所の許可を得て空き家を売却したり処分することができるという財産管理人制度も設けられております。

この利害関係者には、縁故者ですとか町内会長、また、固定資産税の債権がある場合、市もその申立てが可能となっております、その管理人には弁護士や司法書士が選任されるのが一般的だと。最終的には、その物件について国庫に返す、これが前提になるようなんですけれども、このような2つの方策があるということでございます。

ただ、いずれにしろ、かなり時間を要する手続でございますので、その間に、例えば屋根が落ちそうとか外壁が剥がれたなどこのような場合、環境課にてやはり応急措置というふうな

ことで対応してまいりたいと考えます。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** いろいろなケース、略式代執行とか、財産管理人を立てて、そういう策もあるということを知りました。それでも時間が物すごくかかるということなので、やはりいざ何かあったとき、本当に応急措置のほうが早いという感じなのです。分かりました。

本当にいろいろこれからもそういったことが出てくると思うのですけれども、本当に応急措置すごく大変だと思うのですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

こういった空き家が本当にこれから増えていくようなことなのですけれども、所有者が空き家にしておく主な理由ということで、先ほどお話ししたのですけれども、解体費用をかけたくないとか、好きなときに利用や処分ができなくなる、取り壊すと固定資産税が高くなる、他人に貸すのに不安があるということで、アンケート結果があったのでしたけれども、個々の所有者の考えを把握して、その前に対策を図ることも大事であると考えます。空き家をどのようにして管理、処分していけばいいのか分からないなど、金銭的な理由も含めて相談できる対策を図ることも大事なのではないかと思えます。

また今後、空き家になった実家を何とかしたいとか、自宅が空き家になる前に何とかしたいと思っている方もすごく増えてくると思うのですけれども、先ほど宅建協会主催の空き家相談会も開催されて、結構反響があったということも聞いたのですが、空き家に対するお悩みを、本当に市とも連携して各分野の専門家が前もって相談に応じる体制をさらに充実していくなどのお考えとかありましたら、教えてください。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家が管理不全空き家にならないうちに何とか対処できるような方法について、どのような方法があるのかということと御質問いただいたと思っております。

先ほど、市長答弁にもありましたように、空き家の相談会というものを開催しております。今年度新たな取組といたしまして、これまでも固定資産税の納税通知のほうに印刷物を入れさせていただいていたところではありますが、今年度は少し目立つような形で別紙の用紙を入れさせていただいて、相談会を開催させていただいております。

今年度8月と11月の2回ほど、空き家相談会ということで、宅建、不動産関係業界団体の方、また司法書士会、あと建設業や解体業などの方も同席していただいて、その場に相談に来ていただいた方には、それぞれの専門的な立場の方からどのような対応策があるかという相談も一緒に受けられるような体制を整えさせていただいて開催させていただきました。

その中で今回、結構多くの方々から相談の応募をいただきまして、2回の開催の中で20件以上の方が御相談に見えられております。

この中でも、先ほど議員おっしゃられましたように、相続はしたけれども何をしていけばいいのかとか解体するにはどのくらいの費用がかかるのかなど、それぞれの皆様の不安の要素となっているものについての御質問をいただいて、それぞれの立場の専門家から、これからの方法、管理の方法だったり解体の費用だったりというふうなことで相談を受けさせていただいているところです。

このように、それぞれ所有者の方が抱えている疑問点や課題などについてこういう相談会を基にして、分からない部分について理解できる場として有効に活用できるなというふうに感じたところでございます。

今後とも、この相談会を可能な限り連携して

継続させていただきながら、今後の空き家を発生させない手段の対応策などもいろいろ検討できるのではないかと考えているところでございます。

そのようなことも含めて、関係する団体の方々、また、業界の皆様からの御意見などいただきながら空き家対策については進めていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひよろしくお願ひします。

本当に今後さらに少子高齢化が進んでいって、空き家、空き地の問題も顕著になることが予想されていますけれども、市民の皆さんの明るい未来のために、ぜひ皆さんで本当に協力して頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の高齢者の集いの場の立ち上げ支援についてということで、質問させていただきます。

こちらの新庄市高齢者健康福祉計画の中でも、地域課題を克服するために、高齢者が健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、健康づくりの推進やサロンや老人クラブの育成、また元気な高齢者は積極的にボランティア活動をしていくこととか就労の機会を確保するという政策があるのですけれども、また、この第3期新庄市地域福祉計画、第4期新庄市地域福祉活動計画のところでも、地域共生社会の実現のために、地域のつながりづくり、地域で支え合う仕組みづくりをして、安心して暮らせる地域づくりを行う施策がいろいろ書いてあります。

その中で集いの場の推進の部分の現状の課題としまして、閉じこもりの予防のために通いの場が不足しているとか、通いの場があってもグ



ループが固定されているために新規に入りにくい場合がある。性別、特に男性とか、年齢によって参加につながらない場合もあって、多種多様な通いの場が必要だとか、ボランティアの育成講座を開催して、通いの場の運営において中心的な役割を担う地域リーダーを育成する必要があるとか、地域サロンは年々増加している一方、中心的に活動してくれる方がおらず、継続できないところも出てきているといった、そういった問題も書かれていました。

日頃やはり地域を回って思うことなのですけども、今すごく孤独になっている方が多いなというふうにすごく心痛むことがあるのですけれども、そしてまたこれから雪が降るというこの時期なので特にそうなのかもしれないのですけれども、地域とつながっていない方がすごく多いなというふうに思って、鬱々っぽくなったりとかこうしている方も多いなというふうに、私の回った地区のところですごく見受けられるなと思いました。

やはり健康寿命を延ばして介護予防のために、地域包括ケアシステムの構築のためも含めて、コロナ禍の中で不安や孤独感を募らせている高齢者の集いの場が本当にいかに必要なのかというのを切実に感じていますし、それを継続していくためにはやはり手助けするボランティアがすごく必要なんだなというふうに感じております。

うちの地域でもやっているのですけれども、お茶飲み会のような場をやっているのですが、やはりそういった場があるとすごく、月に1回なののですけれども、楽しみの1つであるとともに、本当にこういうことが結局地域福祉につながってくるのだなというふうに思います。

でも、例えば公民館でお茶飲みを行うのですけれども、その場所の予約とか当日鍵を開けたりとか、そして机を出したりとか座布団敷いたりとか、お湯を沸かしたりとかストーブをつけ

るなど、そういったことの手間が大変でおっくうになってその集いが継続しないという場合があるのです。

ですので、ボランティアとしての集いの場、お茶飲み会の段取りをしてくれる方とかがいたら、すごく集いが継続していくなというふうに思うのですけれども、そういったニーズがあると思うのですが、集いの場を支援するボランティアをつくるに当たって、先ほどの答弁にもあったのですけれども、市として協力できることとか、またありましたら教えてください。あのボランティアポイントの件もあるのですけれども、何かありましたら教えてください。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。**

**高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。**

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 高齢者の集いの場、高齢者のサロンと言っておりますが、その立ち上げですとか、あと、活動をする上でいろいろな事業計画などを提出していただく先を、今、社会福祉協議会に委託しております、社会福祉協議会のほうでそういった支援全般を行っているような状況です。**

例えば、サロンの支援としましては、ボランティア講座で地域支えあいサポーター講座というものを社会福祉協議会で9月27日に開催しております。

こちらのほうでは社会福祉協議会の職員などが講師になって、地域で見守り活動であるとかそういった支え合いの活動をしていただくための関係性のつくり方ですとか、そういったことを講座として学んだようです。

また、今、実際に地域ふれあいサロンを行っていただいている方を参加対象にした交流会というものも年1回開催しております。サロンを運営していく中でそれぞれの地域で様々な課題があるということを伺っておりますが、そうい

ったことをほかのサロンの方と交流しながら、悩みとか、こういったときはどうしているのなんていうことを気軽に話し合える場を設けて、サロンの活動をさらに活発にさせていただくための方策として実施していると聞いております。

そういった様々な講座やボランティアの養成などを通して、サロンがさらに活性化していくように、市でも社会福祉協議会と連携して、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 市として、サロンという形でいろいろ助成もしてくださってやってくださっていると思います。

この居場所とサロンの違いということで、サロンというのは百歳体操しようとかそういった感じでいろいろなメニューがあるのですが、居場所というのはただのお茶飲み会みたいな感じなのではと思います。

75歳ぐらい前までは何かメニューがあってこれに取り組もうという方も多いのですが、やはり75歳過ぎられると、ただお茶飲んでさあ話しましょうみたいなそういったタイプの会がすごくいいみたいなことも言っていました。

本当に地域、町内会でそういったことが、居場所というかお茶飲み会で結構なのではと思いますが、そういったものが本当にできていければすごくいいなと思います。

地域福祉なのではと思いますが、昔からの近所付き合いなのではと思いますが、やはり昔一緒に汗を流した仲間が本当に困っているときにできる限りのことはしたいとか、子供の頃にお世話になった近所のお年寄りを本当に見捨てられないとか、少し若い方、例えば60歳過ぎられた方でもいいし、そういった方がボランティアということで、高齢者の方たちの集いに交ざって、お湯沸かしたり何したり、そういう感じの手助けができるよ

うな体制ができれば本当に地域福祉にもつながっていきまして、地域包括ケアシステムの活動にもつながっていくと思いますので、ぜひそちらのほうも考えて進めていってほしいと思います。

次、国民保護計画の対応についてということで、先ほど市長から衝撃的な話を聞いて、この後どう質問したらいいのか分からないのですが、この間、他の自治体というか寒河江市なのではと思いますが、令和4年11月29日火曜日に弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を行っていたと、山形新聞に避難の様子が掲載されておりましたけれども、当市ではそういうのは検討をしているのでしょうか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 先日11月29日に行われた寒河江市での訓練ということではございますが、少し補足させていただくと、まず、このJアラートにつきまして、機器の受信ですとか機器の起動についての起動テストも行っているところです。

こちらは全国的に行うものではあります、毎月1回データの受信の確認のテストがあります。そのほか、年に三、四回、全国一斉の情報伝達試験というものがありまして、消防庁から試験データが送られまして、全ての設備が起動したかを環境課とともに確認しまして、県に報告するといったようなテストもございます。

そして、先ほど議員おっしゃられた弾道ミサイルを想定した住民避難訓練ということで、寒河江市では内閣官房と消防庁と山形県が参加した訓練で、そして緊急速報メールの伝達等のテスト、それから住民避難の訓練なども行っているようでした。

新庄市においては、この弾道ミサイルの攻撃による訓練ではないのですが、平成30年に、これはテロ対策として、ゆめりあにおいて爆破事件が発生して多数の死者が出たというようなこ

とを想定し、図上訓練を行ったところ。こちらについても、内閣官房ですとか消防庁、陸上自衛隊などの参加をいただき、訓練を行ったところでした。

ミサイル攻撃における訓練につきましても、時期等状況を見ながら実施について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 分かりました。

本当にこういうことはもうあってはならないことなのですけれども、先ほど市のホームページに掲載していただいたということなのですけれども、その情報を見ればいろいろ避難の仕方が分かるので、まず何かあったときはこうするのだということで見ると分かりますけれども、市のホームページを見ない、例えば高齢者の方に対して、やはりそういった方たちが結構どこさ逃げたらいいいんだというような話があるので、その方たちに対する対応はどうされますか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** ホームページを使った広報ということもございますけれども、そこには内閣官房のホームページにリンクするような形にもなっていますのでぜひ御覧になっていただきたいと思うのですが、そのほかにやはり紙媒体、市報ですとかチラシですとか、そういったものも考えていきたいと思っております。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ぜひ、本当にあってはならないことなのですけれども、一応そういうものなのだという形で分かれば、少し理解するところもあると思っておりますので、よろしく願います。

外交や国防はもう国の専権事項ではあります

けれども、いざ何かあったときにやはり不利益を被るのは国民であって、また本市の住民でもありますので、本市としても住民の生命や人権、財産を守るべく最大限の努力を行うと同時に、国に対して適切な働きかけをぜひ行っていただいて、安心・安全な市民生活が送れるようにしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

**高橋富美子議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時58分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

**高橋富美子議長** 次に、小嶋富弥さん。

（15番小嶋富弥議員登壇）

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、私もマスクを取ってよろしいですか。

**高橋富美子議長** 許可します。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

御苦労さまです。いよいよ今年も押し迫りました。

令和4年12月定例議会一般質問初日5番目、本日最後の質問者の議席番号15番、起新の会の小嶋富弥であります。

今の時間帯になりますと、議員各位、執行部の皆さんも少々お疲れのことと思いますが、気を引き締めまして質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお付き合いのほどをお願い申し上げます。

さて、今回、私が通告いたしました質問事項は3点であります。

初めの1点目の奥羽本線太田踏切についての質問であります。通告書にもありますように、再三の質問になります。

ここは新しく発足した明倫学園の児童生徒の通学路になり、地区の児童生徒はスクールバスでなく徒歩の通学路であります。

朝晩の交通量も激しく、歩行者は踏切を渡る時には車道に入らなければ渡れません。とても危険な状況にさらされます。本格的な降雪期を迎えますので、さらなる心配なことであります。

市でもこのことを十分理解、認識しておるわけですが、安全・安心な通学の解決に向けて、道路管理者の県に対し、踏切改良と側溝改修を強く図ることがとても大事だと思います。

そこで、市では、それらについて県及びJR等との協議はどうかされていきましたか。なさっていないのですか。もしなされたとしたならば、その進捗状況をお伺いいたします。

次に、2番目の質問、鉄道のローカル線の存続廃止についてお尋ねしたいと思います。

今年は、東京・新橋～横浜間に日本初の鉄道が開通してから150年の年になるそうです。旧国鉄の分割民営化でJRが発足してから35年目の節目の年だそうです。

その民営化したJR東日本は、利用客が特に減じておる35路線66区間の赤字地方路線の収支を7月28日公表いたしました。

山形県内の赤字路線公表では6路線10区間。そのうち、当市の生活に関わる足である奥羽本線新庄～湯沢区間、陸羽西線新庄～余目間、陸羽東線新庄～最上間、最上～鳴子温泉間が赤字。

JRの鉄道会社では、都市部の路線からの収益等で地方路線の赤字をカバーしてきたが、新型コロナウイルス禍の影響を受け経営の余力をなくし、それを受け、鉄道会社は赤字路線の見直しに向けた協議、議論を国と来年度以降にするとの報道もあります。

新庄市民に慕われております市民歌の歌詞には「伸びる鉄道のわが郷土」とあり、鉄道のまち新庄市としては、人口減少、交通網の多様化が進む地方路線の運営は厳しいものと認識しますが、このローカル線の廃止は、まちの機能維持向上を図るためにも切っても切れない大きな課題と考えなければなりません。

そこで、市の現状認識と、併せてローカル線鉄道赤字路線の存廃についての見解をお尋ねいたすものであります。

次に、発言事項の3番目の旧中部牧場についてであります。

この中部牧場は、申すまでもなく、鮭川村と当市が畜産振興を目指し管理組合を組織し、泉田と鮭川の土地に昭和49年から昭和51年に整備し、共同利用模範牧場設置事業に着手。肉牛、乳用牛の預託による哺育育成、そして乾草の供給等の周年公共牧場の運営がなされてきたわけですが、いろいろな理由での預託数の減少で平成11年度で事業を廃止し、この管理組合は平成14年3月31日で解散し、牧場施設は当市と鮭川村に移管、譲渡となりました。

牧場でするので大きな土地であります。これらに関しましては、私は令和2年の9月定例議会で、この地の有効利用の政策について質問した経過があります。

それについては、牧場機能を生かすため、利活用を畜産3団体からなる旧中部牧場利用団体協議会において利用計画を策定し、計画に沿った運営をしてきたと。

また、米沢牛の繁殖地の川西町のような事例を参考に、畜産団地の整備を計画してまいりたいとの考えを示されました。

その後の社会変化を見据えながら、農業振興に寄与するものと期待しておるわけですが、計画の進捗は図られてきたとは思いません。

その後の経過と、この牧場のこれからの利活用の在り方についてお伺いいたします。

以上、よろしく御回答のほどお願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、奥羽本線太田踏切の踏切道改良に関する御質問ですが、太田踏切につきましては、令和3年に明倫学園の開校に伴い新たな通学路となったことを受け、児童生徒が安全・安心に通学できるよう、踏切拡幅と歩行者空間が確保される歩道整備の推進について、踏切を管轄する国土交通大臣をはじめ、国土交通省の関係局長及び道路管理者である山形県知事宛てに、PTAや関係地区の連名による要望書を6月に提出し、改良が必要な踏切としてリスト化されました。

また、7月には山形県踏切道改良協議会合同会議が開催され、本市を含めた県内の整備すべき箇所の踏切対策の推進について協議されたところであります。

今後は、踏切道改良促進法の法指定を受けた後、踏切道改良検討会が地域ごとに設置され、改良方法の決定、改良計画の作成、改良の実施という手順で進められることとなります。

道路管理者であります県においては、昨年実施した踏切改良の要望に対して、踏切手前の道路の路肩において歩行者の転落防止措置をしていただいております。今年度は踏切手前で歩行者が退避できるスペースを確保できるよう路肩拡幅を応急的に整備していただきました。

今後も、道路管理者であります県や関係機関による踏切道改良協議会に対し、歩行者が安全・安心に通行可能となるよう、踏切道改良の早期実現に向けてしっかりと要望してまいります。

次に、鉄道のローカル線存廃についての御質

問ですが、JR東日本は本年7月28日に、輸送密度2,000人未満の利用者の少ない線区の経営状況を初公表しました。

これによりますと、本市に関連のある線区といたしましては、陸羽西線、陸羽東線及び奥羽本線新庄～湯沢間の3線区が、1日当たりの平均通過人員500人未満の赤字路線となっております。

また、現在のローカル鉄道の現状を踏まえて本年7月にまとめられた国土交通省の有識者会議の提言においては、ローカル鉄道の沿線自治体は、利用者や地域戦略の視点に立ち、将来に向けた自らの地域モビリティの在り方について関係者と検討を進めるための協議の場を設けることとしております。

特定の路線の存廃を議論するものではないとしながらも、本市関連の当該線区は全て500人未満の輸送密度であり、協議においては様々な議論が進められていくものと想定しております。

先月22日には、県をはじめとした関係機関で構成されるやまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会が立ち上がりましたので、JRや関係機関とも連携しながら鉄道の利用拡大に向けた取組を推進してまいります。

昨日は、鉄道ギャラリーにおきまして、狩川駅の旧切符改札の窓口設置のオープン式典を行ったところであります。

既に、秋口に狩川駅が新しく建て替えられているということでもありますので、陸羽西線については、今後とも存続の意思があるというふうに感じております。

さらには、駅長と話しておりますと、今回、利用拡大に向けてJR東日本としても取り組んでいかなくてはいけないということで、高屋駅でサウナ入場を開催したというお話を聞かせていただきました。全国各地からファンが来まして、30名ほどですけれども、こういう機会を通して利用拡大を図っていききたいと。

また、今度の11日におきましては、石巻、酒田、日本海と太平洋側の魚を集めた販売会を予定しているということで、利用促進に向けた様々な企画も、JR東日本としても利用拡大に向けて努力しているというふうに感じたところであります。

おかげさまで、鉄道ギャラリーに対しても様々な各地域からお子様連れで訪れていただいているということで、魅力いっぱいの鉄道ギャラリーということで全国の皆さんが新幹線で来られるという話も聞いておりますので、JR東日本と一体となりながら、利用拡大を今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、旧最上中部牧場についての御質問であります。令和2年9月定例会において、旧最上中部牧場の有効活用として畜産団地整備の考え方について説明させていただいたところですが、その後、旧最上中牧場利用団体協議会において、旧最上中牧場利用計画の見直しを行ってまいりました。

令和3年度事業において、畜舎建設に向けて既存の事務所及び宿舍等の建物を撤去し、団地への畜舎建設について協議を進めてきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う建築資材の高騰、いわゆるウッドショックにより予定した予算を大幅に上回る建築費となったことから、事業実施者より令和3年度中の建設を断念する旨、連絡をいただいたところであります。

現在は、来年度以降の団地化整備に向けて、関係機関と協議を進めているところでございます。

今後も、新庄市の畜産振興に向けて畜産団地化への新たな畜産経営者の誘致を図っていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

太田踏切について再質問をしたいと思えます。市のほうでも危険箇所だというようなことで認識していただいているのは重々知っています。ありがたいことだと思うのだけれども。

この踏切道改良促進法に基づく指定はいただいたのですか、いただいていないのですか。まず、それをお聞きします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 踏切道改良促進法の法指定につきましては、まだ指定されていないというのが現状でございます。

これから改良が必要な踏切ということでリスト化されまして、次期指定候補ということでリスト上に上げられたということで認識しているところです。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** この要望書を出したことで各団体が動いていただいたと思うのだけれども、この計画指定は、大体見通しとしてはどうということなのかな。どのぐらいの考えかな。

これはやはり非常にハードルが高い。踏切は。はっきり申し上げまして。分かります。

ただ、これ、要望書を出して、県とJRとの合同会議は図られたのかな。図られるように伺ったのだけれども、東北地方整備局と東北運輸鉄道部の方々は、これは動きがあるというようなお話をいただいたけれども、進展はやはり図られていないのでしょうか。なされてない。

いや、だから、お答えいただきます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 山形県踏切道改良協議会合同会議ということで、先ほど市長からの答弁

にもございましたけれども、今年度、その会議が開催されております。

この会議の中では、先ほど申し上げましたように、改良が必要な踏切道ということでリスト化された内容についても協議をされております。

この中には、東北地方整備局山形河川国道事務所、また運輸局のほうからも担当の方が来ていただきまして、現在進行中の踏切道改良の事業の次期の候補としてリスト化されたということにつきましては、皆さん御理解いただいている内容ということで、会議が開催されたということでございます。

実際に改良の法指定ということでございますけれども、今現在、山形県内で2か所ほど改良の工事がされております。その中の1つに市内にあります飛田～升形間の下馬踏切の改良工事が、新庄のブロックの中で、今現在、改良されているところです。

おおむね県内で2か所ほどの部分が継続して改良されていくというのが大体の数というか、というふうな流れで進んでいるということは、今までの慣例的な部分だと認識しておりますので、今現在実施されております下馬踏切の完了を見て、その後の指定というふうなことになるかと思っております。

その指定に合わせて市からも強く要望していきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** 理解はすこでましているんだけれども、やはり実現に向けていけると、ねえ、事故が起きては困るわけよ。

あそこは明倫学園になるときに、本来は北辰の児童生徒の方々がスクールバスなのでしょうけれども、距離の関係で、私が申し上げます太

田地区辺りは徒歩だと。

でも、毎日の登校の姿を見ると保護者がついてくるのです、毎日、必ずというくらい。一生懸命に、けなげにというか、頑張っ、私ども、陸羽西線の踏切のところで見守り隊などさせてもらって声掛けすると、元気な声で来るし、頑張っているなあというようなことで、歩くことも体のためにいいという考えもあるから、スクールバスがいいか悪いか、議論はしませんけれども。

あと、もう1点、あそこの県道の路肩です。先ほど市長も言ったみたいに、若干だ。この前、たまたまあそこを散歩してみたら、土のうを積んでいた。20くらい足しただけだな。はっきり言って。番号振るっているけれども。

ほんで、あそこ待機するといっても前のままだから。仮に規制を打ってテープ張ったのをそのまま、側溝の敷のところに土のうを積んだだけ。

でも、これだけ積みばということは、危険で管理者の県としてもやはり意識しているのかなという思いで来て、皆さん方が一生懸命県のほうに危険だから何とかせいでいうようなお願いしていることが、やはり結びついているのではないかなと。

牛のよだれではないけれども、少しはしてもらっているのだなという思いでしましたけれども、あれではまだまだ、これから雪も降ってくるし、認識しているとおりに、本当に安全確保できませんので。ひとつ根気よく機会あるごとに要望してもらいたいなあ、課長。どうだべ、お答えいただけますか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 県道の路肩補修というか、修理というか、その内容について改めて御指摘をいただいたところです。

議員おっしゃるとおり、今年度、ついこの間

ですけれども、路肩の補修を昨年度に加えて少し拡幅するというふうな形で実施しているところでは。

おっしゃいますように、実際には手をかけていただいているということで、気にしていただいている路線だということも相手に伝わっているのだろうという認識はございますけれども、いずれにしてもまだ仮設の状態ということで、土のうを積んだものに柵をつけてロープを張った程度というふうなことでございます。

実際に整備される段階には、当然踏切の改良と併せて歩道を確保するということが完成形ということになるかと思っておりますけれども、それまでの間、踏切を渡る前後の歩行者の待機場所、今現在以上に安全に渡ることができるような形で、本格的に本式の改良ができるように、機会を捉えながら積極的に要望もしていきたいと思っておりますので、よろしく御協力をいただければと思っております。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** ぜひ、ひとつ御尽力いただきたいなと思っております。

一生懸命要望書も書いていただいた結果、一歩前進というような感じですが、まだまだやはり地域の方々、我々も安全・安心だというふうには程遠いような気がします。

環境課長、あの踏切を渡るときの安全対策というのは、環境課のほうでは全然配慮していませんか。

例えば、通学の保護者の方が毎朝ついてくるのです、あそこの地区から。これは自主的に来て大変あれだと思っただけけれども。

あの辺、環境課としてもそういったものはいかが、安全・安心というのは、側溝もまだまだほとんど手つかずで、土のう積んで応急処置をやっているのだけれども。

前もお尋ねしたら、環境課長さんも現場を見たというようなお答えで、前向きに行っていたなと思っております、さらにその後、環境課としてはあの現場をどのように捉えているかなど。もしお答えいただければ大変ありがたいなと思うのだけれども、よろしく申し上げます。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 議員から御指摘をいただきまして、私も実際に現場を見て回ったということがございます。

その後、いつかはちょっとあれなんですけれども、新庄警察署の交通課長とも若干あの場所についてお話しした経過がございます。できますればパトカー等その場に待機して朝の通学等で見守っていただけないかというふうなお話もしたことがございまして、環境課としては、太田踏切に関しては子供が横断する際にちょっと危険な箇所だということは十分に認識しております。

交通安全指導員の配置等も検討の1つとして含まれるのかなと思っておりますので、このような形でよろしくお話ししたいと思います。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** やはり認識してもらうことが一番大事だと、理解していただくことが大事だと思うのです。

やはり通学路だから教育委員会に聞くのだけれども、通学路に関してはいろいろあるのだけれども、せっかくの機会だから、教育委員会にあそこの通学路をどういうふう、徒歩通学からどういうふう捉えているか。もしできればお答えいただきたいなという、いかがでしょうか。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 議長、平向真也。



**高橋富美子議長** 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

**平向真也教育次長兼教育総務課長** 教育委員会としましても、明倫学区の統合によりまして、線路を越えて通学路になっているというところで御心配をおかけしているし、安全確保のためには根本的な解決がまずは大事だろうというふうに考えているところでございます。

バスのほうも、路線バスを活用してそこを市で補助するという路線になっておりますけれども、線路を越えてすぐの太田地区についてもやはり難条件、危険な状況であるということで、冬期間についてはバスの運行、路線バスの補助も行っているというような形でしていますので、見守り隊を議員がいただいているというお話もありましたけれども、やはり地域で安全を見守っていくという姿勢で安全確保をしていくということが、これからも大事だと考えております。

以上です。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

なぜ私、皆さんにお願いしたかということとは、例えば踏切だから都市整備課ですよというだけではないのです。いろいろな市の行政がやはり一体となって事に当たっていただかないと、なかなか解決しない。

そういった意味で、ひとつ市全体として、各課の縦割りとか横割りではなくて、新庄市として子供の安全・安心を図るため、また、交通事故がないような環境にしてもらいたいなという思いが強いものですから、そういった形でお聞きしましたので、いずれ皆さんも認識していただいて、やはりいち早くあそこを関係機関に強く要望なりして、機会あるごとにやって、改良をしていただきたいなと思います。ひとつよろしくお願い申し上げます。

あと、次、2番目のJRのローカル線の存廃についてであります。

これは非常に危機感があるわけです。申すまでもなく鉄道というのは国策でやった経過があります。

鉄道は地域住民の通学通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤でありまして、移動手段の確保、少子高齢化の対応、まちづくりの運動とした地域経済の自立活性化の観点からもやはりなくては困るわけであり、また、重要な社会インフラであります。

市長答弁にもありましたけれども、県でも鉄道沿線活性化に向けて、申し上げました活性化プロジェクト推進会議の会合をやったとあるのですけれども、市としてはこれからすると言うのだけれども、これから、では具体的にどのような方法でやるか、お考えあればお聞きしたい。よろしく申し上げます。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** JRの収支の経営状況の公表を受けて、市としてこの赤字、存廃論議についてどのようにしていくかという御質問ですけれども、まず、7月28日に公表されました部分につきましては2019年と2020年分の公表ということで、その後、先月24日に2021年分が公表されておりまして、これによりまして、以前は35路線66区間でしたけれども、36路線72区間に、また6区間増えているというふうな状況になっております。

こういった状況を受けまして、市長も答弁申し上げましたけれども、県のほうでやまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会が11月22日に立ち上がりまして、先週12月2日に初会合をオンラインで行ったところであります。

これによりまして、今後、県の4ブロックごとにワーキングチームをまず組織しまして、その中で、うちのほうは市のほうで陸羽東西線の

利用推進協議会などもありますけれども、そういったところと連携しながら、まずは各地区の利用推進をいろいろと検討して協議していくというふうな流れになるかと思っております。

当面の状況としてはそのような活動になるのかなというふうに理解しております。よろしくお願いたします。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** これからという感じがすな。

でも、これだけ、私が言ったように地方経済に対しては非常にインパクトのあることなので、関わり。やはり先ほども言ったように、昭和24年に新庄市にできたときにつくった新庄市民歌の1番先の「伸びる鉄道のわが郷土」、私ども新庄市は鉄道の十字路であって、国道も十字路であって、可能性のある新庄だなと思って、私も何十年住んでおりますし、まさにその思いは皆さんと同じで変わりませんけれども、5月から陸羽西線がバス路線になりました。バス路線になってどういうふうな、利用している方々の声なんていうのは拾っていますか、分かりませんか。

もし、分からなかったら分からなくていいのですけれども、今は大変だと思う、鉄道も。高速道路をだあっと造って車の利用が増える。汽車の利用もなかなか進まないというようなことで、朝、駅東に行きますと、庄内のほうの高校の生徒のバス利用というのはすごいです。

昔は私学が送り迎えしなかったけれども、あの生徒が毎日酒田、鶴岡、恐らく陸羽西線を利用した数がほとんど毎日ですから、何年も続くわけですけれども、あの方々が学校のスクールバスを活用して学校の校門まで送られれば、やはり利便性もあるし、もちろんその私学も学校の経営をするためにはそういうことでやっておるわけですので、なかなか利用しろと言っても

使う人のニーズに応えなければならないわけで、大変だと思います。

でも、民間企業だから赤字なってやめればしょうがねえべやということでは、鉄道というのは意味が違うと思うのです。やはり地域の経済の活性化、駅前商店街なんて、鉄道ができたから駅前商店街ができて活性化になったのだけでも。

だから、何とかしてよその地域では、利用しましょうとかイベントしましょうとか催物を持って来るわけです。だから、そういったものを、数を寄せるようにやはり政策を考えていくことも行政の大事な仕事ではないのかと思うのだけれども、これはもし担当すれば総合政策課の担当になりますか。こういったものは。

これは市長のお考えでしょうけれども、俺は、何でもかんでも、大変申し訳ないけれども、総合政策課であれもやりこれもやりというのはいいのかと思うのです。課長、答えられねえべ。

だから、もう少しこの辺の、ちょっとずれたけれども、組織の在り方も大事なのではないかな。総務課長かな。お答えできるか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** 今、議員おっしゃいました件につきましては、観光という側面については、この陸羽東西線の部分につきまして利用促進協議会の事務局を商工観光課のほうで担当させていただいておりますので、その部分についてはこちらのほうで推進していくことになるのかなというふうに感じてございます。

現在も、ここ二、三年は当然コロナ禍ということで、実質的なイベント列車とか具体的なイベントはほとんどできていないような状況でございましたが、その前ですと、例年ですと、例えば新庄から各陸羽東西線を利用して各市町村のほうに行っていただくとか、逆のパターンもございました。

そういうイベント列車的なことを年に二、三回ほど実施してございましたし、あと、それぞれパンフレット等々もつくりまして、各駅のほうにも配布させていただいていた。あと、関係自治体と県関係自治体のほうにもお配りをさせていただいておったということがございます。

あと、隔年でございますが、ダイヤ関係の要望も、各自治体のほうからも意見をいただいた上で事務局のほうで取りまとめさせていただいて山形支店のほうに、隔年でございますけれども、要望を支所とともに上げさせていただいたという活動も協議会の中では行ってきたところでございます。

以上でございます。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** 頑張っている、意欲は感じられますけれども。

前に、湯沢でうどんサミットとかをやっている。そういったものもお互いに行っていこうものをつくっていかないと、コロナ禍だからできねえと言われると、あと何も言われぬ。でも、もう今、経済と両方しろとなっているから、そういったものも積極的に、縦割りではなくて、そういった組織的なものもあってもいいのかなという気がします。その課だからおめえたちだべというのもしっかりいいたければ、その辺、これは大事な問題だと思うから。

そして、全て行政でするわと言ってもやはり大変だと思うから、いかに地域の方々とか民間の方々とかに呼びかけをして、そういうものを育てるという方法が大事だと思うのだけれども、そういったことでやっていくお考えがあるのか、ないのかなということをまずお聞きしたいと思いますので、お願いします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** いろいろと課題が山積し

ておりますけれども、地域の方を巻き込んでというふうなことで、地域づくりという観点からはやはり総合政策的な意味合いから私どもの課で担当することになりますし、今、商工課長が説明申し上げましたけれども、利用推進の立場からは陸羽東西線の利用推進協議会のほうとも連携を重ねながら、また市民の方なども巻き込みながら、様々利用推進をやっていければなどというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 湯沢との交流事業を以前行っていたわけでありまして、当時は、新庄新幹線・山形新幹線大曲延伸運動というようなことがありまして、天童以北の市町村の会員、また、大曲以南の市町村のそれぞれの協議会がございまして、それぞれの協議会の中で相互交流を図るというようなことが行われてきたところです。

奥羽新幹線をフル新幹線化するというところで、協議会が最上地区、村山地区と、それぞれ協議会が県の主導で行われたわけでありまして、それによって山形新幹線の大曲への延伸運動というのが途中なくなりまして、湯沢は湯沢、大曲と、こちらは新庄というようなことで、一時別れ別れになったことがございます。

そこで、今現在の湯沢の市長とも協議しまして、お互い商工会議所の青年部あたりとの交流会を手始めに、今後交流活動をどうでしょうかというようなことを、今お話ししているところです。

先日は、どまんなかサミットというようなことで、大崎と新庄と最上町、全部これは電車が重なっておりますので、あと真室川、湯沢、それから由利本荘というようなことで、お互い盛り上げようというようなことをしております。

こうしたきっかけを、おっしゃるとおり、民間ベースでいかに行えるかと、一部の補助はあ

ってもいいのかなと思いますけれども、それを企画し、する者は、今でも湯沢との関係で「ikiki」という雑誌の交換作業を今行っておりますのでこれなどを中心に、今後とも向こうの市長とも話しておりますので、広げていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいなと思います。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** この新庄～湯沢間の赤字のデータを見ますと、145億円という赤字なのです。この数字を見ると。あと、陸羽西線は8億9,100万円とか陸羽東線は500万円、普通の民間会社だったら潰れるのだけれども、やはり昔の国有鉄道を、また、営業だけでなく地域の足というようなことであるわけですので、国策でもあった影響もあるわけですが。

湯沢との交流は、結構、新庄まつりに前は湯沢の方々も来てくれたというお話を聞いています。うどんサミットも行った。あと、いい道路というのは湯沢も結構あるのです。

そうやってお互いに交流しながら、JRでも利用活動に地域、自治体がそうやってやっているのだなあとという姿勢もね、やはりいきなり廃線なんていうことでなくて、廃線する前にいろいろ協議があるのでしょうかけれども、上限方式とかバス代行とかいろいろとやり方が問われているわけですが。

ぜひ、この鉄道がなくなれば新庄がだんだん廃れていくのは目に見えて分かるわけですのでやはり大事にして、みんな、行政だけでなくみんなで大事にして守っていきましようというような機運を盛り上げてもらいたいなと思いますので、私もできる限りは協力したいと思いますけれども、微々たるものですが、そういう気持ちは持っていますので、ぜひよろしくお考えいただきたいなと思いますので、要望、希望するわけでありませう。

あと、中部牧場に関して、コロナ禍でなったと言うのだけれども、私もなぜ申し上げますかという、私が議員になったときに、中部牧場の議員だったもので、あそこを廃止するまでもあそこに関わり合った一員で、思いがあるのです。

まず、農政通の課長というようなことでお聞きしますが、サイロはどういうふうに将来的にするのかなと。あと、ほかに借り物、かなりくたびれている、大変みにくい、牧草地でロールで巻いているサイレージというのかな、あれはうまくぺっと積まれていくけれども、こっちを見ると何か潰れていて、非常に建物も情けないというような感じがするのです。

そして、長寿命化にも、市の施設にも、あそここの施設は何にもなっていないし、まるっきり、これは平成13年度の8月31日の新庄市議員協議会のときの解散のを見たのです。

すると、その解散当時の3団体というのは、今もそっくり3団体で事業をやっているのだけれども、サイロとか古い建物をどういうふうに、維持管理ではないけれども考えているのか。

事務所は、前に一般質問したときも、そろそろ解体したらいいんじゃないかと言ってすっかりしたような形になっているけれども、ほかの建物の関係、あそこはなかなか市民の皆さんの目に触れないから、奥だから、皆さんあまり眼中にないと思うのだけれども、やはり行ってみるといかがかなという思いが恐らく多くの方がすると思うのだけれども、まずその辺、管理とか、あれをどういうふうにお考えか、お願いします。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 旧最上中部牧場のサイロ、それから建物に対する御質問をいただきました。

サイロにつきましては、現在、現存しているのが3基あります。南側に2基、連結している

サイロ、それから北側のほうに1基、独立したサイロということでございます。

こちらのサイロにつきましては、当初、解体するというような予定でおったわけですが、解体費用がかさむということで、この畜産団地を整備する段階で、それと一緒にしてはどうかという協議がなされたところでございました。

しかしながら、実際には、その畜産団地の整備事業が先送りになっているということもございまして、こちら解体が進んでいない状況にございますが、いつまでもそのままというわけにはいきませんので、来年度以降、解体業者等の見積りをいただきながら、早急に解体できるのかどうかについても判断していきたいというふうに考えてございます。

それから、建物につきましては、中部牧場の一番奥のほうにある牛舎につきましては、現在、畜産農家の方に貸しておるといふ建物もございまして、そちらの牛舎を貸している建物につきましては、借主からペンキ塗装等の管理をしていただきながら長寿命化に向けた作業も行っていただいているところでございますが、事務所等の要らない建物と申しますか、使用が見込めない建物につきましては、解体を既に済ませているという状況でございますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** 公共施設等の総合管理計画にはあそこは入っていないから、予算次第でできるのではないですか。早くやったほうがいいのではないかな。いずれサイロだって解体しなければならないでしょうから、いきなり一気ではなく、年度にまたがる考えとか計画とかでやればいいのかないかなと思うのですけれども、ぜひ御検討いただきたいと思います。

あと、団地、コロナ禍のウッドショックで管理者が辞退したということの答弁でしたけれども、やはり将来的にはあそこの広大な土地をどういうふうを活用するかというような観点が一番私は大事だと思うのだけれども。現状が許せば、やはり畜産団地という構想は進めていくのでしょうか。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 昨年の9月の定例会の質問でも前課長が答弁しているとおりでございますので、今後とも畜産団地に向けた整備については進めていきたいというふうに思いますが、ただ、この現在ある旧最上中部牧場利用団体協議会、その中で畜産を営む方、組織する方がたくさんいらっしゃいますので、そちらの関係団体にも周知を図りながら、今後、最上中部牧場を利用した形で畜産経営をなさる方がいらっしゃらないかということの案内についても周知を図りながら進めていってはどうかなというふうに考えているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** 一番大事なのは、今おっしゃったように、関係機関との調整です。やはりみんなに分かりやすいようにオープンに団地化を進めて、農家の方々の収入が上がるような政策をお願いします。

ありがとうございました。

散 会

**高橋富美子議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日6日午前10時より本会議を開きますので、

御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 4 9 分 散会

## 令和4年12月定例会会議録（第3号）

令和4年12月6日 火曜日 午前10時00分開議  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	総務課長	西田裕子
総合政策課長	川又秀昭	財政課長	荒澤精也
税務課長	佐藤隆	市民課長	伊藤幸枝
環境課長	小関孝	成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ
子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功	健康課長	山科雅寛
農林課長	柏倉敏彦	商工観光課長	小関紀夫
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	矢作宏幸
会計管理者 兼会計課長	荒田明子	教育長 兼職務代理	栗田正人
教育次長 兼教育総務課長	平向真也	学校教育課長	杉沼一史
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	津藤隆浩	選挙管理委員会	委員長	武田清治
選挙	管理	委員	会長	岸 聡	農業委員会	会長	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	横山 浩			

### 事務局出席者職氏名

局	長	武田信也	総務	主査	笹原佳子
主	任	小松真子	主	事	秋葉佑太

### 議事日程（第3号）

令和4年12月6日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	庄司里香	議員
2番	石川正志	議員
3番	叶内恵子	議員
4番	佐藤悦子	議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ



令和4年12月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	庄 司 里 香	1. 少子化対策について 2. 空き家対策について	市 長
2	石 川 正 志	1. 若者のふるさと回帰に向けて 2. 農業経営安定化に向けて	市 長
3	叶 内 恵 子	1. 危機時における市民の命を守るための食料備蓄・確保 とエネルギー確保対策について	市 長
4	佐 藤 悦 子	1. 消費税減税とインボイス制度導入中止を 2. マイナンバーカードの普及について 3. 子育て支援として、学校給食の無償化と子どもの医療 費無料化拡大、障害を持つ子の保育や学童保育の充実 を 4. 補聴器購入助成制度を求める 5. 看護師への手当支給から学ぶことは	市 長 教 育 長

## 開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、小松副市長が欠席しております。また、教育長が欠席のため、教育長職務代理者栗田正人さんが出席しておりますので御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は4名です。

### 庄司里香議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、庄司里香さん。

（8番庄司里香議員登壇）

8番（庄司里香議員） おはようございます。

令和4年12月議会一般質問6番目の議席番号8番の起新の会庄司里香です。まずは通告書に従い質問させていただきます。

今回は2つ、大きいことについて質問させていただきます。

1番目としては、少子化対策についてでございます。

1番、現時点で行われている少子化対策の主な施策とその有効性について検証しているのかについてお聞きいたします。

2番目に、子育てへの施策として本年度より実施されている15歳までの国民健康保険の均等割無償化は、医療費の無償化とともに子育て施策の柱となるものとお考えと思います。今後の方向性としては、他市の例に倣い18歳までの医療費の無料化へ拡大することにより充実した施策となるとと思いますが、この点について市としての方向性とその実現の可能性についてお伺いしたいです。

3番です。国でも来年1月以降1人当たり10万円の出産準備金を支給するという施策が実現化される見込みですが、現在本市で実施されている施策、新庄市出産支援給付金の今後の方向性をお尋ねいたします。

4番として、次年度以降計画している子供に対する施策としてはどのようなものをお考えなのか。また、その費用対効果についてもぜひともお聞きいたしたいと思います。

5番として、新庄市のお産支援給付金などよい施策も、対象となる市民への周知があまりされていないのではないかなというふうに思っているの、この先に進んでいかないとするとと考えたりします。今後施策の周知、PR活動はどのようにされるのかをお聞きしたいです。

6番として、他市で実施されている少子化対策に効果をもたらしている施策等、有効性のあるものや参考にされているものがあればお聞きいたします。

大きい2番として、空き家対策についてでございます。

1番、現在空き家バンクに登録されている家の件数と本年度に売買契約まで行き着いた件数があればお聞かせください。

2番として、新築物件との差別化として価格面での有利性もあるかと思いますが、住宅ローンの借入金が少なかったり、いろいろな部分で不利なところもあると思われます。この点について、市として空き家を減らすという点におい

て補助や措置などをされる予定はあるのかをお聞きいたします。

3番として、空き家のリノベーションとして成功されている御自宅や店舗を用いてPRなどは考えていないのでしょうか。

4番として、市内でも相続等で空き家のままになっている物件も多数ありますが、このようなまだ使用可能な空き家の所有者側へ、空き家バンクだけでなく仲介や相談会などは実施されているのでしょうか。この点についてお聞きしたいです。

5番として、本市で実施されている空き家対策に効果をもたらしている施策で、有効性のあるものや参考にされているものがあればお聞きしたいと思います。

6番、空き家の利活用も大切ですが、若者の定住について、市として現在の対策と今後の方向性についてもぜひともお尋ねいたしたいと思います。

以上でございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、庄司市議の御質問にお答えさせていただきます。

少子化対策についての御質問であります。初めに、現時点で行われている少子化対策の主な施策とその有効性の検証についての御質問でございますが、このたび国立社会保障・人口問題研究所より公表された出生動向基本調査によりますと、夫婦に尋ねた理想的な子供の数の平均値は、前回調査の2.32人から0.07人低下し、これまで最も低い2.25人となっております。また、夫婦が実際に持つつもり平均予定子供数につきましては、前回調査と同じ2.01人となっております。過去最低となっております。

子育て世代が理想とする子供の数を持たない

理由としましては、経済的な負担や子育て環境、仕事と子育てのバランス、年齢的な問題など様々な理由があり、性別や年齢でも理由が異なりますが、若い世代では子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという理由が圧倒的に多くなっております。

本市におきましても、子育て世帯の経済的負担の軽減施策を含め様々な子育て施策を行っております。

主な施策としましては、2人目及び3人目の児童に対する多子世帯保育料副食費免除事業や中学3年生までを対象とした子育て支援医療給付事業、風邪などを引いた児童を預けた際の病児保育事業利用料半額助成事業や、今年度からスタートしました小中学校等新入学祝い金支給事業などがございます。

また、希望する子育てや働き方ができるよう、預かり保育や病児保育、延長保育など、多様なニーズに対応できる保育サービスについても実施しております。

さらに、保護者の方が安心して仕事に従事できるように、放課後児童クラブの運営などにも取り組んでいるところであります。

このほかにも様々な少子化対策に取り組んでおりますが、各施策の有効性について検証し、より効果的な事業となるよう検討を加えるとともに、今後とも子育て支援を充実させてまいりたいと考えております。

次に、18歳までの医療費の無償化に対する市の方向性でございますが、6月定例会でも申し上げましたが、子育て世帯の負担軽減策として来年度から医療費の無償化を18歳まで拡大する方向で制度設計を進めております。子供の医療費をこれまでの15歳以下から18歳以下に拡大することで、高校生約900人が新たに事業対象に加わります。事業費といたしましては約2,100万円程度を見込んでおり、現在関係機関への周知期間も含め、開始時期等についての調整を進

めているところであります。

また、現在実施している出産支援給付金は子育て家庭の家計の支援を行う目的で新生児を対象に5万8,000円を支給する事業であり、県の事業となっております。

国では現在、出産一時金42万円について増額する予定であり、また新たに妊婦の方を対象とする出産準備金についても、来年1月以降、1人当たり10万円分を支給する予定でありますので、県としてはそれらの状況を見ながら出産支援給付金の継続について判断するというところでありますので、市といたしましても今後の国、県の動向を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、来年度以降に計画している新たな子供施策につきましては、先ほども申し上げましたが、子育て世帯の負担軽減策として、来年度から子ども医療費をこれまでの15歳以下から18歳以下に拡大する子育て支援医療給付年齢拡大事業を検討しております。

さらに、このたび酒田特別支援学校による聴覚障がい児に係るオンラインでの特別支援巡回相談事業の実施に向けた協議が調い、聴覚障がい児が通う保育所等の保育活動についての助言や相談等を月1回程度オンラインで受けることが可能となりました。これに係る特別な費用がございませんので、聴覚障がいを持つ児童に対して、これまでよりもきめ細やかな支援ができるものと考えております。

また、今後の周知方法であります、これまでの事業の周知につきましては、担当課がそれぞれの取組を個別に周知しておりましたが、今後は各担当課の子育て支援策を一元的に管理し、子供の成長に合わせた周知ができるような仕組みを検討しているところです。来年度につきましては、市内に居住する子育て世代向けのリーフレットを作成し、本市で取り組んでいる子育て支援に関する事業を一体的に周知していく事

業を展開してまいりたいと考えております。

子育て支援策の全体像が一目で分かるようにすることで、市で行っている子育て支援策の認知度向上につなげてまいりたいと考えております。

また、これまでの広報やホームページを中心とした周知に加え、SNSを活用した周知を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、他市で実施している少子化対策に効果をもたらしている事例ということではありますが、人口が9年連続増加している兵庫県明石市では、こどもを核としたまちづくりを重点施策の一つとして掲げ、独自の子育て施策として、5つの無料化事業を実施しております。

具体的には、高校3年生までの子供の医療費の無料化、第2子以降の保育料及び副食費の完全無料化、子育て経験のある見守り支援員によるゼロ歳児がいる家庭へのおむつを無料でお届けするサービス、中学校給食の無償化、公共施設の入場料の無料化の5つの事業で、特徴としては、現金を給付するのではなく、既に発生しているサービスを無料化しているところがあります。

本市におきましては、高校3年生までの子供の医療費の無料化について令和5年度からの実施に向け検討しており、保育料については、第2子を半額、第3子以降を無料化に、副食費については第3子以降を無料化しているほか、学校給食費について一部補助金の交付により負担を軽減しております。

さらに、児童が利用する施設につきましては、わらすこ広場の使用料無料化をはじめ、体育施設の使用料やふるさと歴史センターの観覧料について市内中学生以下を無料にするなど、市の独自施策により、子育て世代の経済的負担軽減に努めているところであります。

また、県内におきましては、子育て支援策を子育てスマイルプロジェクトと名づけ、テレビ

コマーシャルなどを活用したプロモーションを展開している自治体がございます。

今後も県内はもとより、県外で行っている有効な少子化対策について調査研究しながら、より効果的な子育て支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてお答えさせていただきます。

初めに、空き家バンクについてであります。平成28年度より実施しております新庄市空き家バンクの登録件数は現在12件となっております。今年度、内覧等を申し込まれた件数が4件あり、現在交渉している最中のももございますが、売買契約に至っておりません。

また、中古物件取得への補助等に関する御質問であります。金融機関からの借入れについては様々な商品があり、新築住宅と中古住宅の購入において金利などにほとんど差はないようです。

一方で、担保価値の差などから、借入限度額や返済期間において中古住宅が不利になる場合があるともお聞きしております。

本市におきましては、現在、中古住宅取得に対する支援として住宅取得支援事業を利用した補助金と金利優遇措置を実施しているところであります。

3番目の空き家活用の成功例を用いたPRなどにつきましては、空き家の活用や購入しようと検討している方が金融機関からの資金調達、改修計画のアイデアや実際の住み心地など、どのような情報を求めているか研究をする必要があると考えております。その中には、リノベーション等で成功している事例の紹介なども含まれると思いますので、情報の収集と発信についても研究してまいりたいと考えております。

次に、4番目の空き家に関する相談会の実施につきましては、山形県宅地建物取引業協会新庄支部と共催し、本年度2回開催いたしました。

建物の所有者には毎年納税通知書が送られていますが、この中に空き家バンクと空き家に関する無料相談会のお知らせを同封して周知を図っております。相談会は1回目の8月に17組、2回目の11月は8組の相談があり、相続により所有した空き家を今後どのように管理したらいいのか、解体するにはどのくらい費用と手続が必要かなど様々な相談があり、今後も関係団体と連携しながら行ってまいりたいと考えております。

5番目の他市の参考事例につきましては、補助制度を含め各自治体で様々な取組を実施しており、地域コミュニティの強化、地域自治会や民間関係団体との情報共有など、それぞれの地域に合った地道な対応が必要であると認識しております。今後も様々な事例を研究しながら、本市に合った対応策を探ってまいりたいと考えております。

最後に、空き家を活用した若者の定住につきまして、ハード面として住宅取得支援事業で最大150万円の補助、リフォーム総合支援事業で最大30万円の補助を利用いただきながら、移住体験プログラムなどのソフト面についても業界団体とも協力しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** では再質問をよろしくお願いたします。

1番目の子育て政策についてです。市長のお話だと、18歳まで完全にしてくださいという力強いお話をいただきまして、ありがたいな、うれしいなと思いました。内容的には本当にしていただけることがありがたいということなんですけれども、そのほかの他市の例を見て、したいということがあったら、ぜひともそのことに

についてもお聞きしたいのです。今後の展開として本市の目指す子育ての向かう方向性や、若い方々たちに分かりやすいようなメッセージの強いようなものがあればいいかなというふうに思っていますので、ぜひともその点について担当課ではどのようにお考えなのか、再度質問させていただきます。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、  
加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 おはようございます。

それでは、2点、ただいま御質問いただいたと思っております。一つは、今後の展開として本市の目指す子育て政策の方向性、また、2点目として若い世代に対するメッセージ性のある分かりやすい説明、施策ということについてお答えさせていただきますが、1点目の本市の目指す方向性としては、基本的には第5次総合計画並びに第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げる理念、目標、そしてその各種施策の具体化に努めることが第一義であると思っております。

しかし、全国の多くの市町村が人口減少問題を背景にしまして子育て支援施策に特に力を入れており、中には大きな成果を上げている自治体も多くございます。1つの子育て支援事業だけで効果が出るものではなく、複数の施策が合わさって効果に結びついているものと考えられます。

本市独自の新規事業メニューが必要であることは十分認識しているところではございますが、18歳までの子ども医療費無償化にも2,100万円程度の事業費を要するように、新規事業には多額の事業費が伴いますので、後年度の維持も含めて考えていく必要がございますので、国、県の補助事業の活用や中期財政計画との整合性も図りながら、限られた行政財産、行政資源の選

択と集中を図っていく必要があると考えております。その上で、出生率向上を目指し各課が取り組む子育て支援事業を横断的に集約して情報発信につなげることで、子育て世代に直接伝わるような仕組みを庁内で検討を進めているところでございます。

2点目の、若い世代に対しますメッセージ性のある分かりやすい施策ということにつきましては、若い世代に対しましてはテレビやスマートフォンから情報を得る機会が特に多く、デジタル分野での周知を積極的に行っていく必要があると思っております。将来的には移住定住など特に周知したい事業と子育て支援事業を組み合わせることによって取り上げ、他自治体の事例にもありますように、事業紹介やイメージ動画の制作、CM、フリーペーパーへの掲載など、集中的なプロモーションを図っている事業もございまして、こういったものを参考に研究させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

**8 番 (庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番 (庄司里香議員)** SNSを使った発信というのは、やっぱり今の時代でやはり若い方たちの発信力、そういうメッセージのあるものをSNSに載せるということは大変いいことだと思います。

以前、子育てで手引書みたいなものを出していたことを思い出すと、ああいうものも有効性があるのかなというふうに思ったりしたんです。イラストとかもかわいらしいのがいっぱい描いてあって、子供たちの遊び場とか、そういうものもあったように思えるんですけども、そういうふうにはぱっと絵で見て分かるような感じの冊子とか、そういうものを作るという可能性についてはどうでしょうか。再度お聞きしたいです。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、  
加藤 功。

**高橋富美子議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長  
加藤 功さん。

**加藤 功** 子育て推進課長兼福祉事務所長 たい  
ま議員から質問がありました手引書のようなP  
R方法ということでもありますけれども、今後展  
開する事業の中にそういったものが含まれてい  
ると思っておりますが、まず今年度内でありま  
すが、広報紙を活用しまして、そういったもの  
に近いような形を計画しているところですが、  
先ほど申し上げたように、庁内各課を横断した  
子育て事業を子供のライフステージに合わせた  
形で紙面を構成するような形で、これまでにな  
いちょっと変わった傾向での対策を考えている  
ところでございます。

そしてその次に、市内に居住する子育て世帯  
向けのリーフレット化を進めていくといったと  
ころが考えられると思っております。本市が取  
り組んでいる子育て支援に関する事業を一体的  
に周知していくことが、これからの展開ではな  
いかと思っております。

以上です。

**8 番 (庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番 (庄司里香議員)** 期待値が高まりますの  
で、ぜひとも子育て世代の方たちが新庄市に住  
んでよかったなというふうに思ってもらえる  
ような内容をぜひともよろしく願いいたしま  
す。

2番目の空き家対策に移らせていただきます。

1番目として、建物の利活用としては、本市  
でも古くからエコロジーガーデンや雪の里情報  
館といった趣のある古い建物を大切に保存し、  
現代にマッチしたものに作り変えて活用という  
文化が根づいていると思っております。一般住  
宅や店舗においてもこの考えを継承しつつ、住  
みよい暮らしとしてのモデルケースを市民に提

案していくことは重要と考えますが、今後円安  
やウッドショック、そして物価高騰といった若  
い方々が持家を持つことに大きな壁となってい  
くことが予想されている昨今、SDG sの観点  
からも注目されている利活用のモデルケースと  
して、まずは東北専門職大学の生徒さんたちの  
寮やシェアハウスといったものの取組は市民の  
熱い期待となっているようでございます。先日  
開催された説明会での市民の反応はどうか  
をまずはお聞かせください。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家対策ということで  
注目いただいております専門職大学向けのリノ  
ベーション事業ということで、先日、事業者、  
オーナー様向けの説明会を開催させていただ  
いたところでございます。

この説明会の中には、先日もお話しさせてい  
ただきましたが、20組を超える事業者の希望さ  
れる方の参加がいただけたところでございま  
す。その後、物件のエントリーというふうなこ  
とで、5件以上の方からエントリーをしていただ  
いている状況だというふうなことでございま  
す。

今回の説明会の中におきましても、それぞれ  
の方がお手持ちの空き家等の物件の利活用に向  
けた期待を持ちながら参加していただいたとい  
うふうなことで理解しているところでございま  
す。今回開催したのもエリアが限られておりま  
すので、これ以外の方にも、所有されている空  
き家の利活用に向けた思いというのがそれなり  
に存在するというふうなことも認識できる結果  
だったのではないかなと思っております。

今後進めていくリノベーションの事業におき  
まして、実際に空き家を活用した住居の提供と  
いうふうなことが現実として見える状況になり  
ますと、空き家をお持ちの方々のこれからの利  
活用に向けた展望も開かれるのではないかとい  
うふうに期待しているところでございます。

これに併せまして、実際の事業の展開に合わせた皆様への周知の方法なども考えながら今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ありがとうございます。

皆さん、市民の方たちも物すごく反応がよくて、自分の家の倉庫とかそういうのをリノベーションできるんだったらそれだけでもありがたいななんていう話をよく耳にしますので、実際そこまで行き着く方たちがどのぐらいいるかということも問題なのですけれども、やっぱり注目していただいて何かそういうことを考えるということも大切だと思いますので、今後とも発信力をつけて、なるべく市民に周知していただけるようによろしくお願ひいたします。

2番目として、リノベーションというと建物を購入後ということでハードルは高く思われがちです。賃貸でリノベーションという流れも安価で定住してもらうためには必要と考えるのですけれども、この点について担当課として要望に応える可能性について再度質問させていただきます。今までの施策から一步踏み込んだ内容となりますけれども、ぜひとも前向きな御回答をよろしくお願ひいたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家の活用の方法の一つとしまして、取得をしてリノベーション、またリフォームをしての活用、またそれと代わって賃貸の物件のリフォーム、リノベーションを行っての活用の方法というふうなことで、取得、また活用に関しての費用を抑える手段としての方法について御質問いただいたところです。現在新庄市で行っている空き家バンクにつつまし

ては、多くのオーナーの方の希望からしますと、処分をしたいというふうなことで売買の希望が多く寄せられているのが現状だと思っております。

ただ、そのほかの他自治体のほうで運営されている空き家バンク等を見させていただきますと、賃貸物件というふうなものも多く掲載されているというふうなことも理解しているところでございます。物件の程度にもよるかと思えますけれども、賃貸をしたいという方の思いもあるかと思えます。最終的にはオーナーの方とのお話し合いというふうなことで、オーナーの方の判断ということになるかと思えますけれども、可能性がないわけではないというふうにも考えております。

実際に賃貸物件で見ますと、現状の物件をそのまま貸すので借主がその設備や内装などを勝手に変えていいですよというふうなものの中にはあるというふうなこともございますので、その辺の利用の仕方につきましては、ほかの自治体などもどのような対応をしているのか、またオーナーの方にもそのような貸し方もしくは処分の仕方というふうなことができるかどうかというふうなことで、オーナー様の意向もございまして、その辺、もしバンクのほうに登録される方のオーナーの方の気持ちの中でそのような利用の方法も可能だというふうなことであれば、その辺も併せて掲載できるような形を取っていただけるように、今後調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 希望的なお話を聞いて前向きなお話をさせていただいて、本当に若い人たちにエールになればなというふうに思ってお話をお聞きしました。

やはり賃貸だと、そんなにお金がかからず移



住できるのではないかなというふうに思うんです。やはりアパートに入るといよりは空き家を活用してもらいたいというこちら側の、市側の気持ちも伝わるのではないかなと思ったり。小さい子供さんがいたりすると団地に入るのはちょっと厳しいというお声も聞きますので、そういう部分について前向きに検討していただければと。空き家バンクの中に賃貸物件も、賃貸も可能みたいなものがあればいいのではないかなというふうに思ったりいたします。

他市町村の例なのですけれども、戸建ての家を借りている形にして、最後それを購入の金額まで満たしたらいただけるというものもありますので、そういう部分についても、建てたものをということではなく、空き家を利用してそういう形ということもぜひとも検討していただけたらと思うのですけれども、再度質問よろしくお願いたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 空き家の利活用の促進というふうなことにつきまして、当然市としましても、今後ますます増えるであろう空き家の解消に向けた施策の一つ、大きな課題の一つとして考えているところでございます。そのようなことから、空き家を何とか利用していただくという手段に向けて動き出しができれば大変ありがたいことかと思っております。

空き家バンクの運営につきましても、なかなか物件の登録が進んでいかないという現状もございしますが、実際に利用される物件が多くなってくことで、登録される方々の希望の持てる制度の一つになるのではないかなというふうに思っております。その辺につきまして様々な使い方、オーナー様への説明なども今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく御協力もいただければと思っております。よろしくお願いたします。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ぜひとも借りる人の気持ちも見据えた形で、移住ということを重点的に考えるのであれば、いろいろな形を取って、そういう他地域からいらっしゃる方たちにいろんな選択肢を与えるというのも市側の懐の深さを見せるところだと思いますので、ぜひともそういう部分ではよろしくお願したいと、私のほうからもお願いたします。

最後になります。ちょっと移住という形でお話しさせていただきたい内容です。

本日の地方紙12月6日の朝刊の2面でこのように出ていた記事がございます。県外からの移住ということで、県のほうでも窓口を設けて大阪や名古屋でそういうことをしたいということでお話書いてあったんですけども、この中で私注目したのが2点ございまして、一つは、コロナウイルスでやっぱり首都圏から若い世代の方が地方に移住したいという要望が多いという分析と、もう一つは、この中にセミナーやツアーの内容ということで書いてあるんです。その内容についてなんですけれども、雪道の運転の体験や除雪などの体験、それから雪遊びなどということが書いてあります。ほかにも温泉を用いたアクティビティとかそういうことも書いてあるんですけども、これは多分キャンプとかそういうことが好きな方ということだと思います。ただ、この内容だと、新庄市でもいいのではないかなというふうに思ったものですから、開催できるのではないかなというふうに思うんですけれども、担当課としてこのような企画に手を挙げるお気持ちがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたくて、よろしくお願いたします。

**高橋富美子議長** 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、移住政策に絡めた質問ということで、私のほうからお答え申し上げます。

まず、今朝の新聞報道で、近畿圏のほうからの移住の施策としてそういった部分が検討されているというふうなところだと思いますけれども、まず最近の移住政策の流れの中では、新型コロナウイルス感染症の影響で関東圏の、特に若い世代の方が地方への移住を希望しているというふうなところは、移住の流れが最近積極的になってきている背景としては、そういったところの東京一極集中の部分を流れを引き戻すというふうなところで、全国の地方がそういった移住政策に力を入れているというふうなところは、今回の報道以前からそういったところは背景としてはございます。その中で、雪道運転の体験でありますとか除雪体験という部分については、新庄市は豪雪地帯でもありますので、これに限らず子供たちの雪遊びなんかも含めて様々な体験、ツアー的なものは実際組めるのかなというふうな部分は思っておりますけれども、昨日の佐藤卓也議員の質問にも移住体験の御質問ありましたけれども、現在の地域おこし協力隊の移住コーディネーターの様々な取組の中でそういったツアーなんかも、今実際やっている部分もございますけれども、さらにその成果を上げるために、そういった部分も参考にして取り組めるところから取り組んでいければなというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 急に違う内容の質問を

してしまい申し訳ありません。

今朝の新聞を見たときに、私たちのまちでもこういう内容であることができるんだったらうれしいなというふうに思ったんです。何かにつけて、やっぱり雪というとマイナスイメージしか出てこないもので、雪のない地域の方にとってはそういうのもまた楽しい体験なのかなというふうに思ったので、再度そのように質問させていただいたんです。県と連携を深めて本市のよさをPRできる千載一遇のチャンスなのかなと思ったので、あえて取り上げさせていただきました。この内容について、県の窓口と一緒にということでもなくとも、でもこういう内容を見据えた上で、やはりアクションを起こしていくということもいいのではないかなと思いますので、地域おこし協力隊の方たちにやっぱり企画していただいて、いろんな形のツアーを企画してもらって、若い人たちにアクションを起こして新庄市を知ってもらおうというだけでもすごくやりがいのあることだと思いますので、今後の、来年度に何かそういうことをやりたいということがもしあれば、お話しください。

**高橋富美子議長** 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

庄司里香さんに申し上げます。ただいまの質問は通告内容から外れておりますので、質問の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確に発言していただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

高橋富美子議長 総合政策課長川又秀昭さん。

川又秀昭総合政策課長 それでは、再度私のほうからお答え申し上げます。

地域おこし協力隊の来年度のお試的なツアーというふうなことですけれども、現在予算も編成中ということで、その部分も含めて今現在検討中でございますけれども、様々な取組はやっておりますし、今後につきましてもやっていくつもりではおりますけれども、御質問にあります若者の定住についてというふうな部分につきましても、やはり移住だけに特化してしまいますと、移住の部分でほかの自治体にも合わせて取組はやってまいりますけれども、やはり定住というふうなところからいきますと、やはり住んでいる人がやっぱり一番、住んでよかったとか、新庄市のサービスに満足しているとかというふうな部分が非常に重要だと思っております。移住施策に力を入れて体験に来てもらって移住してもらっても、実際住んでみて、ほかと比べてサービスが充実していないとすると、すぐ出ていってしまわれる可能性がありますので、その辺、移住と定住のバランスを見ながら、本当に移住だけに特化していいのかというふうな部分も考えながら今後取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） やはりバランスは大切だと思います。やはり新庄市を知っていただいて来ていただきたいという気持ち、こちら側の気持ちと裏腹に、やはり都会の方たちはいろいろなツールがあるので、いろいろなところを比較検討して住むところを選ぶ時代なのかなというふうにも思うんです。ただ、私的に思うのは、ふるさとに帰ってきたいというふうにも思う方も

いるので、そういう方たちに、親と同居、3世代とか4世代というのもいいんですけども、そうではない方たちもいるので、やはりハードルを低くして来てもらうということを重点的に考えたら、そういうツアーで、例えばその家族、本人はこの地にゆかりがあっても家族とかがあまりゆかりのない方もいるので、そういう方たちに何かそういうきっかけづくりということではどうかなということを御質問させていただいたということの内容でございます。

今後ともいろいろなことで、コロナウイルスの発生からこちらだんだん日常的になってくれば、いろいろな形で人との交流もまた再開できるようになってくると思うんです。そうなってきたら、またそこから新たな新庄市の方向性が見せられてくるのかなというふうに思いますので、人口減も少子化も本当に大変なことばかりなんですけれども、でも少しずつ何かやれることを探してやっていっていただきたいという気持ちでございます。

今後とも、市政運営は大変だと思いますけれども、こういう内容のお話をさせていただいて忌憚のない御意見をお互いにぶつけ合うということもいいことだと思いますので、ではよろしく願いいたします。

以上でございます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

## 石川正志議員の質問

高橋富美子議長 次に、石川正志さん。

(14番石川正志議員登壇)

14番(石川正志議員) 会派起新の会の石川正志でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ワールドカップベストエイト入りを目指した決戦から約10時間たとうとしております。興奮状態も若干落ち着いてございますが、非常に高い目標値に向かって挑み続けた選手の皆さん、本当にありがたいなど。

今回私が質問いたしますのも、人口流出に伴う人口減少、それから基幹産業でございます農業をどうするんだと。いずれも高い目標、ぜひ市長はじめ執行部の皆さんもチャレンジしていただきたいなど。そういったことを私も胸に刻みながら質問いたします。

それでは、通告書に基づきまして質問いたします。

初めに、若者のふるさと回帰に向けてということでございます。昨日の佐藤卓也議員、それから直前の庄司里香議員もほぼ同じ内容の質問をしておりますので、内容的には重複しておりますけれども、よろしく願いいたします。

各自治体においては、人口減少に対応した定住促進に向けた取組が加速しております。本市においても、若者世帯住宅取得支援事業が実施されています。昨年度決算ベースで拝見いたしますと、県外1世帯を含め50世帯208名の定住促進に対し、約2,330万円が助成されております。また、移住交流促進事業では、地域おこし協力隊1名を移住コーディネーターとして位置づけ、今年度から移住体験プログラムが進んでいると伺っております。

11月臨時会になります、市長から新庄まつりin巢鴨に関する報告がありました。私ども起新の会も参加させていただきましたが、ふるさと新庄の魅力を十分に発信できたのではないかと感じております。新庄にゆかりのある方々

からは歓迎の言葉をはじめ、若い学生さんから一度新庄に行ってみたい、一度新庄まつりを見てみたいといった言葉が多く寄せられました。すなわちこれは新庄へIターンもしくはUターンするという潜在が十分にあるということと私どもは捉えております。

一方、新庄市本市においても少子化の進行は止まらず、定住促進施策にもう少し力を入れてはといった市民の声が聞かれるようになってまいりました。

そこで質問いたしますが、これまでの住宅取得支援事業については複数年継続されており、ここで一度検証すべきではないかというふうに思います。市はこの事業をどう評価しているのかお伺いいたします。

また、今年度から移住体験プログラムが進んでいると思っておりますが、取組の状況はどうか伺います。

次に、地域おこし協力隊についてですが、新聞報道によれば、地域おこし協力隊については国はこれから積極的に進めていくとの方針とのことでございます。9月の決算委員会におきましても、定着率に関して質疑があったところです。地域おこし協力隊については、3年間は報酬が保障されておりますが、その後自身で起業、つまり自分で仕事をつくるか、もしくは関連の企業に就職しなければ新庄には引き続き住んでいただけない。

これまで地域おこし協力隊という捉え方は、行政のお手伝いさんみたいというふうに捉えておりました。しかし、これからは市内に存在する企業の方々と連携させるなど、広い観点から募集方法からまず改めるなど、もう一度見直す必要があるのではないかなというふうに思います。このような地域おこし協力隊に関して、庁舎内で今どのような検討がされているのか、併せてお伺いいたします。

中心市街地の空洞化は今看過できない状況に

あります。最近コロナの影響で議会報告会を開けない状況にありますが、以前の報告会では、町内会で行事をしようと思いがなかなか人がいないんだということで、うまく事業ができないといった声が多く寄せられております。公助、税金の対応になりますから、そこに至るまで地元住民のお互いさま、互助を果たしていくのが町内会の機能の一つだとすれば、それが失われ機能不全になるということは非常に大きな問題ではないかというふうに思います。まちづくりという大きなくくりの中で中心市街地へ人口誘導をしなければならないということを真剣に取り組んでみる時期ではないでしょうか。

現在、市では県と連携し専門職大学の学生さん向けに空き家を改装して提供するという事業に着手してございます。こういった空き家リノベーションのノウハウを生かし、学生向けから広く地元の若者をはじめ、ふるさと新庄を離れている方にも応用してはとといった声も聞かれています。中心市街地にある利活用可能な空き家を定住促進に活用していくことは有効と考えられますが、市長はどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

あわせて、冒頭申し上げたとおり、自治体間の人の獲得、言わばこれはゴールのない熾烈な競争となっていると。ですから、よりインパクトのある施策を打ち出すといった観点から、例えば新庄に帰ってきたいという若者が自分の好みに合わせたリフォームを行う場合、市として支援できないか。そこをお伺いいたします。

次に、農業経営の安定化に向けてという問題でございます。

今年度から5か年かけて、水田活用直接支払交付金を見直すといった国の方針を受け、議会においても東北農政局によるオンラインでの研修会を行いました。あわせて市内2つの農協をはじめ、農業者の申請に基づき、産地交付金の見直しに対しては慎重な対応を求める議会案を

関係機関に提出した経緯があります。10月末になります。農業新聞で国が政策目標として掲げる麦、大豆、飼料作物など作付面積の拡大に向けた取組に対し新たな支援策が報じられました。11月に国の令和4年度補正予算で、畑地化推進事業として畑地化支援、定着促進支援及び産地づくり体制構築等支援が具体的に示されたところです。そのメニューの中には土地改良区決済金支援も盛り込まれており、耕作面積のうち地目が水田の割合が多い新庄市において影響が大きいものと捉えております。

そこで、市として影響をどのように捉えているのか。高収益作物、ソバ、大豆、飼料作物ごとに調査していればお示しください。答弁よろしくお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

先日の新庄まつり in 巣鴨の話を出されまして、今回答弁を用意しているのはこれまで答弁してきた制度の話だけではありますが、考え方を質問されているのかなというふうに思っています。その中で、大変なるほどというようなお話の中に、やはり地元とのつながりのある方々をどのようにするのかと。ある程度広く門戸を開くのも一つの政策ではあるかもしれないですけども、一番身近な人たちに情報提供し、そしてその方々の要望にどう応えていくかというような質問であるかなというふうにお聞きしたところであります。

県におきましても、先ほどの庄司議員にもありましたように、大阪とか東京においてキャンペーンをしているというようなことがございますが、前回11月、10月にですか、県との協議が市長議長会の合同会議があったわけであり、その施策の説明を受けたときに、私から発言があ

るからということで述べさせていただいたわけでありすけれども、やはりターゲットを絞る必要があるだろうと。本市はやっぱり雪国であるということで、県一律的な形でのキャンペーンとはまた違う意味合いがあると。特に、いろんな移住者、定住者のお話を聞き、また地域おこし協力隊の方の定住のお話も、去るときに何が一番のネックであるという話をしますと、雪だというようなこと。この雪対策、いろいろやりながらも、幼い頃から順応してきた青年と、いきなり来た、来たときは4月で夏を過ごして、冬を3年間過ごす、最初は意欲に燃えていますけれども、かなり萎えてしまうというようなお話もいただいているところです。

そんな方々に対応できるのは、何ととっても地元出身の方だろうというふうに思っております。

今制度設計については総合政策課、商工、都市整備課と、内容については今ここで申し上げることはできないんですが、ある程度絞った形でやる必要があるだろうというふうに思っています。

特に地方、企業訪問をした際に、やっぱり各会社の社長、部長さんから、やっぱり地元の人の人材を確保してほしいというような大きな命題が私にも預けられておりますので、そのことと、やっぱり若者のふるさと回帰ということをどういうふうに定義づけていくかということが、先ほど申し上げたように制度設計について今苦慮しているというか、どのようにしていくかというようなことがあります。

その中で県との協議の中では、県が半分応援し、そして本市が、市町村が半分応援するというような形でふるさと回帰をする、一つの考え方としては田舎へ帰ろうキャンペーンというようなテーマでどうでしょうというような提案をさせていただきました。この制度設計をするにはかなりハードルが高いわけでありすけれども、

も、一つの背景には、出身のお孫さんがいるわけでありすけれども、小学校までは田舎に連れてくることは可能なんですけれども、思春期あるいは高校の時代に就職とか様々な課題が出てきたときに旅費が非常に高くなるというようなことで、家族4人で帰ってくる、旦那さんと奥さんと子供さん2人で新幹線に乗るとばかにならないというようなことがあるわけなんです。現実的にお話を聞いているわけです。そういうようなことをどういうふうにクリアしていくかということもあって、そうすれば多感な世代の高校生、大学1年生等が、支援することによって、田舎にいる祖父、祖母の家庭で私がここを継ごうかなというような意識に変えることができるんじゃないかと。そういう意味で田舎へ帰ろうキャンペーンというようなこと、先ほど言いました制度設計はこれからということですが、それと含めて、やっぱり企業と連携しながら、しっかり企業の福利厚生をはっきり出させていただくということ、今度の来年正月過ぎには東京ふるさと会があるわけですが、4,900名ほどに案内を出すことになっていますので、これらの機会を通じながら、地元の企業、地元での働き方、地元での住み方、そうしたことについての情報提供をしっかりしていくことが一番大事ではないかなというふうに思っております。そういうことが、いずれは空き家対策あるいは中心市街地への誘導というようなことになろうというふうに思っています。

また、少子高齢化の中でやはり社会インフラが一番充実しているのはまちの中でありすので、都市整備課との話合いの中でもまちの中に誘導していくと、拡大政策はなるべく取らないというようなことで意見を交換しているところでもあります。

そういった意味で都市マスタープラン、その他の計画についても市内地へ誘導していく。それがかなわない部分も必ず出てくる場合ですけ

れども、なるべく調整し、インフラの整ったところに整備してくるということが一番大切だろうと。そういう意味で、答弁、書いていたものと、ちょっと先ほど質問いただいたことから感じたことを答弁させてもらって申し訳ないですが、そんなことを考えているということであり、ぜひこれは慎重に制度設計しながら、多くの方々、特に地元回帰につながるような方策を探ってまいりたいというふうに思っています。

次に、農業の経営安定化に向けてであります。非常にこれにつきましても水田活用直接支払交付金、5年間水張りしないともう畑地化として水田活用の交付金がなくなると。大変大きな問題であるということで、私も農水省のほうに陳情要望してまいりました。特に水田が多い東北地方にとっては大きな打撃であるというようなことも思っているわけであり、

一方で、水田の主作物が毎年毎年需要と供給のバランスが崩れているということも大きな課題であると承知しております。ですから、一方で畑地化を進めても、それがまた需要と供給に間に合っているのかと、海外との金額の比較で国内のものは使ってもらえないとか、様々な農業の抱える問題があるのかなというふうに思っております。

そんな中で、しかし市としても国の制度を一方的に破棄することはできないというようなことでもありますので、今後本市における畑地化の支援を受けた水田について選択が迫られることになるかもしれませんが、それは十分な説明をし、また一方で、これらの麦、大豆などの生産に対する今度はいかに需要を喚起するかというような行動も大事だろうというふうに思っております。実は、そばまつり等につきましても、十何年になるわけですが、当時捨て作りと言われるような状況があったわけで、ここに何とか付加価値をつけたいということでそばまつりをし、全国に、さらにまだなっていな

いわけでありまして、それはそういうことで新庄のソバが国内的に取引が非常に激しくよくなるという大きな目的がございますので、それらの需要を喚起していくような施策についても、より一層考えていかなければと。

最後になりますけれども、農家の皆さんが目的を持って張り切って取り組めるような環境にできるような形に向けて、今後とも課内部でも十分な検討をしてみたいというふうに思います。

答弁になったかどうか分かりませんが、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番（石川正志議員）** 再々質問で聞こうと思っていた内容が今市長の口から出たので、私も今急に質問をちょっと変更しないと対応できないのかなと。

いずれにしろ、今これから長期ビジョンで進めている企業誘致と併せた住宅支援と、そこまで市長が言及されていたので、本当に私が準備した再質問は何だったのかなと。

ちなみに今、繰り返しになりますが、若者世帯住宅支援、決算ベースで2,400万円の50件とすると、大体四、五十万円。先ほど庄司里香議員の中で、空き家改装に関しては30万円です。昨日の佐藤卓也議員のことがあった、私は今回インパクトのあるというふうに申し上げましたが、ちょっと、できればもう少し思い切ったところができないか。これは未来永劫その金額でやっちはいかがかという話ではない。今々どうするかと。

例えばもう一回話を戻して、若者世帯の住宅というのは、申請すれば今言ったお金が市から助成されると。ただし、この制度を設計して多分3年ぐらい経過しているんですが、狙ったところに事業の効果があるかないか。制度設計をこれから市長がされるということで、中身まで

私は踏み込みませんが、ぜひ私ちょっと取り入れていただきたいキーワードがございます。つまり、ふるさと回帰の中で市長が今お孫さんという言葉を出された。例えば私、前の一般質問で3世代同居を勧めてはいかがかと。ただ、市民の暮らし方を行政が決定するわけにはいかないんだと。それは私も十分分かっている。ただ、実際、でもこの少子化は止まらないです。3世代同居、もしくは親御さんのそばに若者が近所に、例えば住宅を求めれば、これは毎日というわけではございませんが、私も孫を切望してもなかなかまだできないんですけれども、みんな土曜日、日曜日おじいちゃんおばあちゃんがしているから若い人たちはどっかさ出かけたらか、そこも子供が増える一つの要素にはなるのではないかなと。そういったところの一つ、制度設計の中に考え方として盛り込んでみてはと思うのですが、その辺に関してはいかがお考えでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは石川議員の御質問にお答えいたします。

まず、若い世代住宅取得助成事業につきましては平成29年からということで6年ほど実施してきている事業というふうなことで、これについての検証というふうな部分につきましては、若い世代の住宅取得に係る経済負担を解消するという部分については、当然それなりの効果があるというふうに認識しておりますし、また近隣からの移住という部分についても一定程度の効果があるのかなというふうに感じております。

ただ、その一方で、助成している方にアンケートを取っておりますけれども、この補助金がなかったらうちを建てないかと、ざっくばらんにそういうふうな話になりますと、大半の人がなくても建てたというふうなところになっています。そうしたことからいうと、効果的な税金

の使い方にはなっていないのではないかというふうなところは庁内の中では分析しているところではあります。

そういったこともありますので、また一方で、若い世帯に住宅取得を助成するということは、経済負担の解消という一方で、高齢者のみの世帯を生むというふうなところがあります。そうしますと、高齢の方々が亡くなれば空き家として増加していくようなところが課題としてその次に出てくるというふうなことがありますので、今石川議員がおっしゃった3世代同居のキーワードにつきましては、国のほうにおいても3世代を、メリットデメリットありながらも、政府としても推進しているようなキーワードでありますので、その辺に事業を組替えできないかというふうなところについては、今現在検討していく予定でおりますので、具体的なおところはこれからというふうなことになりますが、そういった形でスクラップ・アンド・ビルドできないかというふうなところでは検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番(石川正志議員)** ありがとうございます。議会のほうでも議会だよりの編集委員の方々、非常に難儀かけて、いい議会だよりに出させていただいて。表紙を飾っておりますのが3世代同居の写真、なかなか手を挙げてくださる方がいないので委員長、非常に汗をかいたと思っています。私も見ますと、非常に幸せそうなんです。我々は常に高齢者の単身世帯が増えていくことによって行政サービスをしなくてはいけないという命題を抱えつつも、暮らし方なんです。より満足度というのが、暮らしている方々本当に幸せそうなので、ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、先ほど庄司議員のほうからもあったんですが、例えば地域おこし協力隊が今コーディ



ネーターとして移住体験プログラムをしていると。その中で、庄司議員も多分同じことを言ったのかなど。当然うちの会派では1年かけて人口減少社会どうするんだということを共通のテーマにして勉強してまいりましたので、多分同じ観点からの質問になりますが、例えば空き家、中心市内に存在する空き家を人が住める状態まで整備すると。そこにお試し住宅、例えば6か月間新庄に来ていただいて、新庄の一番つらい時期の冬を体験していただくと。プログラムを体験して、それで新庄でもいけると。ただ、そこには温かい人情があったと。そうすれば、彼らが発信者になってくれるものと思うんです。だから、移住体験プログラムの中にそういったお試し住宅みたいなことは考えられるのかお伺いいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 協力隊の活動の中でのお試し住宅が可能かどうかというふうな部分の御質問ですけれども、今年度の取組といたしまして、まず協力隊の方で1回目は6月に最上の山菜とそばを楽しむ体験会ということで、1組4名の実証実験的なところでのツアーを企画しましたがけれども、当初1組4名募集あったんですけれども、ちょっと日程の都合で急遽キャンセルになったというふうなところで、結果、地元の協力隊の方々でその実証しようとしていた体験がどうだったかというところを検証したというふうな結果にはなっているんですけれども、集まっていないというふうなことであります。

あと、第2弾として先月も企画したんですけれども、こちらも一定程度の周知はしているんですけれども、なかなか集まっていってないというふうな部分がございます。その中で、ほかの自治体の例を見ますと、交通費だったり宿泊費を助成して、まず来てもらわないと、いいところも悪いところも判断できないというよ

うなところがあって、そういった助成をして、極端な話、無償でというふうなところもございますけれども、やっている自治体もありますので、そういった部分は今後検討していくことといたしまして、その中で空き家をお試し住宅として使えるかどうかにつきましては、やはり今現在個人所有のものでもありますので、そういった部分については可能性としてはなくはないと思いますけれども、課題も多くあると思いますので、そういった部分についても、できればやはり魅力のあるものになるのかなというふうに思っていますので、引き続きちょっと検証していきたいとは考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上でございます。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番（石川正志議員）** 冒頭申し上げましたが、日本サッカー代表が心を打つというのはチャレンジし続ける精神なんです。チャレンジはやめない限り失敗ではないんです。だから、手を替え品を替えチャレンジしていただきたいと。

それから、地域おこし協力隊に関しては、今原課がそれぞれ都市整備だったり商工、それから社会教育課には今配置されておりますが、総合的な窓口としては総合政策課ということでまずお伺いしますが、やはりこれまでの中で、多分この前の決算委員会、それから直近の質問の中でも大体5割程度の定着率で、これを上げるためには、やはりどういった職種で活躍してほしいのかと。ですから、これまでは行政主導でやっていたところを民間と連携させるような募集の仕方もあるかと思えます。企業連携という観点と、それからもう一つ大きな柱、これは直接市の働きかけで何ともしようがないんですが、専門職大学の学生さんはじめ地域おこし協力隊の方々にはよそ者です。彼らがい続ける理由としては、先ほど雪と引き合いに出した人情。町内

会の行事にどうやって交ざっていただくのか。そんなところが仕掛けづくり、環境づくりも新庄市は一応一つのちょっと仕事になるのかなど想定できますが、そこのお考えはどうでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 地域おこし協力隊に対する仕掛けづくりというふうな部分になりますけれども、地域おこし協力隊につきましては、石川議員おっしゃったとおり総合政策課で所管しています、雇用については各課になります。募集の段階から地域おこし協力隊に対する目的というものをちゃんとしっかり持たないと、ミスマッチが生まれて定住までつながらないというふうに認識しております。といいますのは、まず地域おこし協力隊の目的については、地域おこしの成果を上げることということと、3年後に定住してもらうというふうなことと、3年後に起業して独立とか、定住する場合は企業に勤めるというふうな部分もあるかと思うんですけれども、そういった部分を雇用の段階で、やっぱり何を目的として来てもらえるのかというところをしっかりと募集の段階から面談するなどしながら把握していくことが重要だというふうに感じています。その中で、3年間の間でやはり知らない土地に来るというふうなことになりますので、やはり私たち職員がしっかりと協力隊の相談を受けるなり、サポートしていくというふうなところが大事だと思っています。その中で、やはり地域の地域づくり団体とか、そういう民間の企業でありますとかをそれぞれ所管する部署部署で協力隊の人をそういった方々、地域の方々につなげていくということで、協力隊としてもそういった中でやりがいとか、この新庄の地域の魅力とかといった部分を3年間のうちに体験できるのかなというふうに考えておりますので、そういった部分を統括する課とし

ては、そういったところを各課のほうに雇用の段階から退任に至るまでしっかりとサポートをしてもらうように、そして新庄を好きになってもらわないと、幾ら退任後にお金をかけたとしても定住にはつながらないと思っていますので、そういった形で地域に溶け込むような形で3年間経過してもらうということが大事だと思っていますので、そういった仕掛けづくりを全庁的に雇用する担当課を中心にして行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番(石川正志議員)** 企業のほうは了解しました。肝腎の市民が本当は主役にならなければいけないんですが、せっかく来ていただいた学生さんたちも間もなくやってきますので、環境整備です。直接やるのは行政ではないにしろ、では町なかにマックス40名、地元の方も入るかもしれませんが、その方々のウエルカムといった姿勢をどうやってつくっていくのか。働きかけ方。もし案があればお示しいただければと。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** ちょっと答弁が漏れまして申し訳ありませんでしたけれども、専門職大学の学生の町なかへの呼び込み方というふうな部分になりますけれども、具体的には、これから開学後に向けてどうやって大学と連携していくかというふうなことになりますけれども、やはり町なかのイベントとかそういった部分に対しては商工観光課のほうでの対応になりますし、農家さんとの連携につきましては農林課との連携というふうな形になりますけれども、具体的などころについては今現在持ち合わせておりませんが、今後開学後、どうやっていくかについては当然庁内の中で所管する課がそれぞれ対応して、学生を町なかに誘導する仕掛けを

つくっていくこととしておりますので、今後そのような部分で説明をさせていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番(石川正志議員)** ここはぜひよろしくお願いいたします。非常に難しいんです、町内会に働きかけるとするのは、新たな支援制度をつくるということまでやってしまうとずれてくるので。ちょっとした町内会の行事、水路の掃除であったり、そういった互助とかお互いさまのところに学生さん方、それから地域おこし協力隊の方々が関われる部分も、できれば働きかけをお願いしたいなというふうに思いました。

あと、この質問で私本当に最も言いたいのは、各自治体間の競争です、今人口の奪い合い。だから、ぜひインパクトのある政策を打ち出してほしいということです。先ほど冒頭申し上げましたが、若者の方が住宅を取得する場合、まず大体50万円、40万円。先ほど庄司里香議員が聞いたところで、空き家の改装は30万円。これももう少し10倍程度の設定ができないかということです。つまり皆さん本当に気をつけていらっしゃるのが、住宅も多分空き家もそうなんですけれども、個人財産、財産形成のために税金を費やしてどうかという大きな議論があるかもしれませんが、このまま何もしなければ、町なかが本当に空洞化してしまう。人も来ない。思い切って、空き家を、では買うときには助成金、まだ150万円ぐらいあるという先ほどのお話、では住むだけにして500万円ぐらいに設定できないかと。多分それを10件も20件もやりなさいというと、財政課長が頭を抱えるんですけども、期間限定で数件でいいので本当に事業を。それで達成できるかもしれない。

このたびのこの若者回帰に向けたというところは制度設計、先ほど申し上げましたが、いか

にいい材料を発信できるか。いい材料の中には支援の額とか内容も入っていて、当然では新庄市の受入れ側の体制はできているのかと。そこも材料なんです。そういったちょっと大胆なところ、こういったお考えはどうでしょうか。可能性としてあるかないかお伺いします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** 住宅取得に関して、もっとインパクトのあるものがないかというふうなことですけれども、先ほど申し上げましたとおり、今現在の30万円から40万円の若者世帯住宅。トータルですと2,400万円ぐらいになっているわけですが、1件ずつの額としては、アンケートにもあるとおり、誘導施策にはなっていないというのが結果としてあります。それを500万円という数字にすれば、やはりそれで新庄に来て家を建てようという人は少なからず増えるかなというふうなところは、その数字だけを見れば感じるころではありますけれども、全体的な予算での財政的な問題もありますし、石川議員もおっしゃったように、その金額がほかの事業費と本当に合っているのかというふうな部分も検討しなければいけないので、その金額が妥当かどうかというふうな部分はありますけれども、組替える中で何かしら外に打って出られるインパクトのあるものがないかというところは、引き続き検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**14番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番(石川正志議員)** 我々執行権がないものですから、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、ちょっと農業問題でございます。

先ほど畑地化を含んだメニュー、令和4年度国会で多分通過したばかりかと思えます。事業の詳細、これから市としてまだ公表できる内容

か非常に難しいバランスがあるんですが、この補正に関しまして影響をどう見ておられるのか、分かっている範囲で結構です。なぜかと申しますと、数日前、県のほうでも主食用米の生産の目安がおおむね整いました。間もなく市の再生協議会のほうから各農家に来年度の作付をこうしてはいかがかと提案しなければいけないので、今々の情報をどう捉えておられるのか。それからもう少し制度を見直して農家への周知をどのタイミングでどうされるのか、ちょっとお伺いいたします。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** ただいま石川議員のほうから国の2次補正予算の件について御質問いただいたところです。

畑地化事業については、新聞報道のほうがいわけですので、10月ぐらいから案が示されているところでございますが、2次補正予算についても先週の金曜日に可決はしております。ただ、詳細なものについてはこれから示されるということでございますので、新聞報道以上のことはこの場で申し上げることはできませんが、その補正予算が通った後の説明の中で、これから私どもが説明を受けるわけですけれども、それを受けながら再生協の中でも議論しまして農業者の方々に周知していくというようなスケジュールになるかと思えます。いつもですと2月の再生協の総会で示して、その後に農業者に個別具体的な事業を周知するというようなスケジュールになりますので、そのスケジュールは変えずにやっていきたいと思えますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番（石川正志議員）** 市においては、昨年度、それから今年度に引き続き米価下落、それから資材高騰に関わる部分で早急に対応していただ

いたことに関しては非常にありがたいという農業者の声が多く寄せられてございます。

せつかく一般質問ですので、市長のほうからは先ほどこれから農業をどうするんだというところで、農家が生産意欲をなくさないような、張り切って農業できるというところまで言及されておりますが、今、認定農業者の数よりも、これから先は中心経営体をどうして育てていくんだという観点で新庄市の農政を組み立てなければならぬというふうに考えられます。例えば、昔新庄の農業の産出額は100億円を超えていたかと思えます。今は残念ながら大きな部分でいくと、当然米の生産量の減少と価格の暴落、それから大きなところでいくと畜産がちょっと元気がないなというところで、今算出額で60億円ぐらいまで落ち込んでいるのかなというふうには推察しておりますが、ある程度ぶれずに新庄市の農政も考えていかなければいけないのかなと。経営のうちの費用上昇部分をなかなか販売価格に転嫁できないという致命的なものはあるものの、そこでやはり新庄市の農業はこうあるべきだということを今真剣に考えなければいけないという時期に立っていると思えます。この辺お考えがあればお示しただければというふうに思います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 非常に難しい御質問をいただきました。国でも農業生産、特に第一次産業については、価格が生産資材を投じた分、それを満たすことができないと、自分でなかなか決められないということがございまして、国でも再生産費を下回らないような価格設定での見直しというような議論もされております。

その中で、市の農業としてどうしていくのかというふうな御質問かと思えますけれども、確かに議員おっしゃるように、以前は100億円を超えていた産出額、そちらについては確かに主

力であった米価の価格、それから元気であった畜産の生産額も高かったということでございますが、今後はそれだけにとらわれず、やはり農業の生産したものが同様の対価として販売が取引されて、なおかつ土地そのものも持続的に耕作されるようなブロックローテーションを組みながら複合的な経営を行っていくようなことをしていかないと、今後はなかなか難しくなってくるのかなというふうに思いますので、そちらについても国の動向を見ながら、市としても注視して、要望するところは要望していくというようなことを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**高橋富美子議長** 石川正志さん。

**14番（石川正志議員）** 昨日の小野周一議員も農業の件で質問されました。みどりの食料システムは、我々も一緒に市民・公明の皆さんと農水省の方と一緒に勉強会をした経緯があります。イコール新庄市に結びつくものではありませんが、残念ながら、これから環境負荷が少ないとかという観点で肥料をはじめ、国内で作れる物にこれから切り替わる可能性が非常に大きい。いずれにしろ、農家の経費の削減にはつながらないんです。例えば未利用の畜産廃棄物を肥料化したとしても、やはり化学肥料よりは高い。その部分の費用は、必ずこれからもかさんでくるんです。新しい技術、機械を取り入れとしたとしても投資した部分の費用がかかってくると。その辺を踏まえて、今制度設計していただければというふうに思いました。

市長のほうからも、冒頭、意欲をなくさない農業に取り組むんだということでちょっと一安心しておりますが、これから機会を捉えて予算委員会等で質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

**高橋富美子議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

なお、佐藤文一さんが午後から欠席となります。

## 叶内恵子議員の質問

**高橋富美子議長** 次に、叶内恵子さん。

（2番叶内恵子議員登壇）

**2番（叶内恵子議員）** 議席番号2番、勁草21、叶内恵子と申します。

通告に従いまして、質問いたします。

今年に入り、生活必需品の値上げラッシュによって市民の生活は大変厳しい状況が続いております。インフレが顕著になってきましたが、この物価高は日本経済がデフレを脱却したわけではなく、輸入物価の上昇によるコストプッシュ型インフレが起こっていると言われております。11月1日、帝国データバンクは来年も生活必需品の値上げは続き、値上げ予定は早くも2,000品目を超え、今後も大きく引き上げられる予定の電気、ガス代など、コスト上昇圧力が解消される望みは当面薄い中、来年2月から3月をピークに値上げラッシュが再来する可能性が高いと発表しています。輸入物価上昇によりエネルギー価格、食料価格が上昇したとしても私たちの所得は1円も増えません。所得が増えないにもかかわらず、支出のみが増えるという点で、中低所得者層が大打撃を受けるということになります。これは大変深刻な現象が到来すると思われまます。

ウクライナ情勢や円安の進行、コロナ禍による私たちの生活への影響は一時的なものであると思いたいのですが、そうはいかないでしょう。長期的なものになると思います。

このような国内外の情勢から、私は現在の状況をもう既に非常事態であると認識をすべきだと考えております。一般的に、安全保障とは国が行うものという認識ではあります。しかし、地方自治体には市民の生活を守るという責務があります。これまでの平常時の行政運営の在り方では市民の生活を守ることはできないと考えます。市民生活を守るためには既存の計画を遂行していく行政運営の在り方を抜本的に見直す必要があると考えます。そして、どのような施策を優先して実行すべき、実施すべきかを考え抜かなければならないと思います。

私たちの無意識の不安の根底には、食料問題があると思います。食料の確保が世界的危機である今、多くの食料を海外に依存する我が国において、改めて安定的な食料生産と供給体制の重要性を実感した市民も少なくないと考えます。本市において食料不足の事態に備えた対策はどのような取組を行っているのか伺います。

また、食料を提供するには、生産資材、エネルギーの調達が必要とされます。そうした生産資材、エネルギーの調達についても入手困難かつ高騰という状況になっています。新庄市の現状を見ると、そうした生産資材やエネルギー資源のもととなる資源が豊富にありながら、目を向けられず生かされていないと思われまます。市の地域資源を最大限に活用して自給していく体制が必要と考えますが、本市の対策や取組について伺います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

危機における市民の命を守るための食料備蓄、エネルギー確保についてであります。危機としてどのような事態を想定するかにより、備えの在り方も変わってくるものと認識しております。

自然災害における食料備蓄につきましては、市の地域防災計画で想定する4,000食を目標に計画的に備蓄を進めております。発災時には市の備蓄に加え国の支援や災害協定により応援を受け、食料、水を確保してまいります。また、エネルギー供給につきましては発災時の応急対策や復旧工事を速やかに行い供給がなされるよう、電力事業者等と災害応援協定を締結しております。

世界情勢の影響などにより農業生産資材の確保が困難になれば、農作物の生産への影響が懸念されます。食料や生産資材の多くが輸入に依存しており、食料安全保障の強化に向けた取組が進められていますが、不測の事態における対応には市町村単位でできることには限りがありますので、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**2 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番(叶内恵子議員)** 答弁の中で、今まず災害というところを答弁していただいたものですから、ちょっと全体の輸入、世界情勢に伴った本当に食料難というか、そういったところからはちょっとかけ離れますけれども。

最近、この8月の豪雨災害で県内の自治体が痛みを受けたわけですが、その中で、災害が発災した場合の災害の備蓄についても、新庄市として本当にこれは足りるのかなと思ったところがあるものですから、ちょっとその点、確認をしておきたいなと思いました。

今、第5次計画にもありますけれども、2030年までに4,000食を備蓄する、それは発災をし

て避難した市民の方のためのまず1食分の食料の備蓄に当たる量だと認識をしております。この量で実際問題本当に足りるのかどうか。この豪雨災害があって、他市の事例などを研究し見ていらっしゃると思うんですけども、どのように考えているのでしょうか。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 災害、防災に関することでございますので、私よりお答えさせていただきます。

今現在の備蓄品が足りないのではないかとということでございますが、現在保管している備蓄品だけのお話をしますと、今の数だけですと避難所の運営が長期に及ぶような大規模災害の発生時には決して十分な数ではないと言わざるを得ないと、このように考えております。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 県内のある自治体の事例だったんですけども、想定外の水害が起こり、そして想定外の数の市民が避難を余儀なくされた。そして、その自治体は、新庄市と違って想定している数の備蓄量をもう保管、確保していたんですけども、全体の数字からすると市民の全体、全人口の1割の量を3食分備蓄していた。それが計画目標であったということで、それは達成されていたということだったんですけども、結局全量は足りたんですけども、1食分だけで済んだということだった。ただ地域、周辺の市町村も同じように被災をしてしまい、お互いに協力するということがかかわなかったということをお聞きしました。

そういった現実を考えたときに、想定を超えていくやっぱり災害が巨大化しているということもあって、見直しということが必要なのではないかと、ちょっと身につまされたというか、

本当に切実だなと思いました。新庄市としても、災害は少ないといえども、みんな災害少ないと、山形県の全体は思っているわけです。そういった中でも、やはりもう巨大化してきたと、起きてきている。その中で、再度災害法に基づく備蓄についても想定を様々シミュレーションして見直す必要がある。そして2030年までという予算づけをしていると思うんですが、2030年までの最初の避難してきたところの1食分だけで本当に間に合うのかどうか。その自治体は量を増やすということを聞いておりました。再検討というか、見直しが必要なのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 市の備蓄を見直す考えはというふうな御質問でございます。

実際のところ、市で備蓄しているものに加え災害応援協定を締結している事業所等からの支援ですとか、国のプッシュ型支援、それから県をまたいだ相互支援協定に基づく支援というのが受けられるということなのでございますけれども、まずは市の備蓄に関しては、まずは4,000食を達成しまして、達成後は2食分、3食分というふうに目標を立てて計画していきたいと考えます。それから、2030年度まで4,000食というふうな計画でございますけれども、そちらのほうも極力前倒しするような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 起きたときに本当に困ったということにならないように、計画的な備蓄をいろんな角度からシミュレーションして、今ため池も修繕に入ったりしていますけれども、でも想定をしてこれがどうなったときこうなるんだということをよく想定、いろいろしていた

だいてお願いしたいなど。命を守るということ  
を大前提にお願いしたいなど思っております。

今、そしてこの備蓄というところの中から、  
この災害の備蓄は局所的なところの事象が起き  
たときに。そうすると、先ほど課長も説明して  
くださったようにプッシュ型、周辺市町村であ  
ったり、県であったり、あとは協定をしている  
県外の自治体であったり法人であったりという  
ところからプッシュ型で支援を得られる、その  
想定というかそれは高いわけです。

しかし、今日本が全体的に経験して始まった  
というか、経験していることは、日本全体が世  
界の情勢によって食料が大変厳しい状況になろ  
うとしている。そしてエネルギーが大変厳しい  
状況になろうとしている。こうであった場合に、  
そのプッシュ型の支援ということはなかなか難  
しい。答弁の中に国の動向を見ると言うんでき  
れども、でも、国の支援を待っている、市民  
をもしかしたら飢えさせてしまうようなそう  
いう事態になってしまうのではないかと。

やはり市民の中からも、こういう状況になっ  
てきて、第2次世界大戦中、後ではないですけ  
れども、食料の配給というか、そういった政策  
というはあるんだろうかというふうに聞かれ  
るようになりました。

そして、ちょっとお尋ねをしておきたいん  
ですけれども、先頃、国連が世界人口が推計で85  
億人を超えたと発表がありました。そして今後  
ますます食料の需要が高まっていくと思われま  
す。数日前、先週の日曜日、NHK特集を見ら  
れた方も多いのではないかと思うんですが、今  
まで食料を輸出してきた国々で食料の輸出を規  
制する動きが高まってきております。これは本  
当に切実な状況になっていると思っておりまし  
た。

そして日本の令和3年度の食料自給率、これ  
はカロリーベースで僅か38%しかございません。  
60%、70%近くを外国から輸入で賄っている

というのが現実の日本の姿です。そしてまた、自  
給できている米でさえ、かつて冷害による不作  
でタイ米を輸入してしのいだというそのことを  
思い出すと、そういった経験をしているわけで  
す。

今後食料が輸入できないという事態が十分に  
想定をされる。生きる上で必須の食料。その安  
定供給。中でも主食である米の供給について、  
私は県に尋ねてみました。そうしますと、政府  
備蓄米の政府買入れに対応しているというこ  
とで、県民への直接的な供給は想定していない  
ということでした。

食料の安定、安全保障というのは、先ほど答  
弁にあったように政府が行うことで県が取り組  
むことでもないような、そういったふうに平和  
の中で考えているのではないかなと思いました。  
しかし、本当に最も住民にとって困難なこと  
というのは地域で起こってきます。これからは自  
治体が積極的に、どうやったら、どういう状況  
でも飢えさせないんだというような取組が重要  
になってくると思います。市民を飢えさせない  
取組、もしかしたら起こるかもしれない大惨事、  
大きい地震も含めて、戦争も含めてですが、新  
庄市としてどのように考えているのかお伺いし  
たいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 御意見ありがとうございます。範  
囲が広過ぎまして、どのように今答弁したらい  
いかなというようなことであります。大災害の  
想定、先ほど申しましたが、どのような想定を  
されるのかと。

11年前でありますけれども、東日本大震災と  
いうようなことを経験し、南三陸から福島相馬  
のほうまで大変な被害があったわけでありまし  
す。その中において、現場をつぶさに歩いていき  
ますと、やはり食料につきましては、翌日に既に  
被災地に届いているというのが現状です。最後



にはおにぎりが余っていると、配達する人がいないと、そういうことでありますので、現状のあれを超えるような災害は想定していませんけれども、あれに近いような想定の場合でも、全国各地から食料がすぐ届くというのが現状だというふうに認識しているところであります。

ただし、それまでの期間において、ある一定程度の食料備蓄が必要だというようなことは認識しているところであります。

戦争状態までのことに対する仮定のことにつきましては私の答弁からはできませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 食料が、輸入の途絶があった場合、想定が大き過ぎるとおっしゃいますが、現実には起こった場合のことを本当に考えたときに、小さいところから何ができるのかということを実際に真剣に考えなければならないなど、私自身は市民の声を聞くにつれ、お話を聞くにつれ、非常に思うわけです。難しい課題かとは思いますが、まずは山形県自体が食料の農業政策の中で、第4次農林水産業元気創造戦略というところの中で、山形県の農業に力を入れていく、元気にしていくという、生産付加価値を高めて農業者の、農林水産業者の所得を向上させていくということが大きい目的ではないかと、計画を見させていただいたんですけれども、そちらの中で食料自給率について目標値を掲げております。山形県全体の共通目標、こちらは令和6年までに200%超という目標を掲げております。新庄市としてはこの生産額ベースの食料自給率に対してどのくらい今現在寄与しているのか、どのくらい新庄市としては割合を、割合というか寄与しているのか、どのようになっているのか伺います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 新庄市の食料自給率の御質問でございましたので、農林課のほうからお答えさせていただきます。

カロリーベースでいきますと184%、生産額ベースでいきますと123%という直近のデータとなっております。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** すみません。もう一度、課長もう一度。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** すみません。もう一度お答えします。

カロリーベースでいきますと、新庄市の自給率につきましては184%となっております。それから、生産額ベースで自給率を算出しますと123%というような数字となっております。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** これは、これまで前に聞いたときにカロリーベース、生産額ベースの自給率が新庄市ではないということだったんですが、これは数字を集めて出してくださったということによろしいでしょうか。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** はい。計算できる方法がございましたので、それに基づきまして新庄市の産出額、それを積み上げて計算して出した数字でございます。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 最近になって農水省が簡易版のカロリーベース計算と生産額ベース計

算を出せる書式を、書式というかフォーマットを出してくださっていて、それに基づいてどういふ地域の状況になっているのかというのを把握できるようになったなと思っていました。それによって、2年ぐらい前はちょっと出せないということだったんですが、今回出していたいたということ、カロリーベースで184%、これに生産額ベースで123%、そうしますと県の令和2年の生産額ベースに対しては、県が189%、カロリーベースで143%なので、新庄市としてやはり米の生産が高い、大きいというか7割を占めているというところもあって、このカロリーベースのところが高いのだなと。そして生産額ベースにしてみると、13市のデータをちょっと集めてみたんですけども、やはり農家の所得の付加価値のためにつながっていくと思われるこの生産額ベースについては、新庄市がやはりなかなか上がっていないんです。ちょっと話がそれるかもしれないんですけども、このコロナ禍の中であっても、やはり13市ある中で新庄市が一番下落していました、令和2年。課長も調べていらっしゃると思うんですけども。その中であっても、令和元年、令和2年と、高数値の農業生産額で生産額を上げている自治体もあります。この自給率、市民に市としてどのくらいの自給率があるのかということを確認に示して、その数値を目標に掲げて設定をして、その達成に向かっていくということは、農業としての市民に対する安心感につながって、農業従事者にとっても生産していく意欲という、このことにつながっていくと思います。

この数字を基にして農業の計画、具体的な食料・農業・農村基本計画ということをつくっている自治体もありました。新庄市としては、これまでを見ますと、農業の計画は基盤強化促進基本構想であったり、そういった構想はあるんですけども、具体的な計画がないというふうに思いました。計画自体です。明確に新庄市の

中で新庄市の市民をどのぐらい養えて、そして将来的にも安定して生産と供給をしていくことができるということを示せる、そういった計画が必要なのではないかなと思いましたが、どうでしょうか。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 農業生産の計画のことを質問しているのかなというふうに思いますので、その点についてお答えします。

以前は国の基本計画がございまして、それに基づいて県の基本計画があって、各自治体が農業生産の振興計画をつくるというような流れが、以前はあったんですけども、その法規制がなくなって、あとは独自でつくってもいいですよというような形になってございます。現在は新庄市の農業ビジョンというふうな計画というのはございせんが、以前私がいたときは、市独自の農業政策ビジョンをつくっておった経緯もございせん。今のところ、そうした個別具体的な農業生産の振興計画をつくっているわけではございせんが、国の食料・農業・農村基本計画に基づきまして、新庄市としてもその政策に基づいた生産体系を実施していきたいというふうには考えてございますので、今後もその制度に基づいた生産体系を維持できるようにしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

**2 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番(叶内恵子議員)** まずはカロリーベースの自給率のところから伺いますが、まず令和2年ですかね、184%であったと。しかし、このカロリーベースの中からは肥料であったり、そしてあとは機械を動かすための油というか石油であったり、そういったものの部分を差し引いたときに一体どんなふうになっていくのか。県の数字についてもこの部分については明確では

ないというふうになっております。この部分を考えたときに、昨日、今日なども質問の中にあっただと思うんですけども、地域の中の資源を使って、そして肥料をやはり作っていくということが重要なことだと思っております。

新庄市は平成9年から生ごみと学校給食、一部地域の生ごみと学校給食から堆肥製造に取り組んできております。肥料の自給につながるこの事業、廃止検討しているのではないかとというようなことがちょっと聞こえてきたんですけども、いかがなんでしょうかということと、もしそうであれば、これは時代に逆行していくことなのではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

**高橋富美子議長** 暫時休憩します。

午後1時29分 休憩

午後1時30分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 生ごみの堆肥化事業、地域循環型生ごみ堆肥活用事業について環境課で所管しておりますので、私からお答えさせていただきたいと思っております。

現在この事業に関しましては、市内の580世帯、それから公共施設、学校、保育所等13施設から生ごみを回収しまして肥料化していると、中部牧場でもって肥料化しております。

その回収量ですけれども、近年減少傾向にあります。平成27年度で合わせて123トンあったものが、令和3年度で95トンまで減少しております。それで、堆肥の製造量もそれに伴って年々減少しているということもあるんですが、そちらのほうの費用対効果ですとか、その堆肥、実際に作っても売り先があればいいんですけども、なかなかこれまで事業を展開

していく中でそういった利用してくださる方が、新たな利用者を開拓することができなかったという経過もございますので、総合的に考えまして、これからの事業の在り方について検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 生ごみをまた焼却に戻すとすると、莫大な費用をかけて焼却処分を、エネルギーが不足していると言ったときに逆行していくことになるのではないかと思います。

全国的に見渡してみますと、隣の県を見渡してみますと、先進地として、地域内の野菜の残滓から、各家庭から出る生ごみから家畜のふん尿から、そういったものを全て地域の宝だ、地域の資源だとしてバイオマスの資源の活用を行って、市とまた民間団体と大学も協力して環境都市として進めている自治体があります。必ずしも大きい都市だけではなく、人口規模にして1万人弱のところから2万人台から5万人台から様々ですが、そういった資源を活用していくことが求められているのではないかと。早い段階から新庄市としては堆肥化の事業を循環型社会ということを目指して行ってきたわけです。人口が減って生ごみが少なくなるのは当たり前といったら当たり前です。そういったものをもっと枠を広げていく、そして事業を見直して、もっと市民が活用できるものに変えていくことができるのではないかと思います。

取り組んでいる自治体にちょっと足を向けてみますと、産直などに行くと、そのバイオマス発電して残った肥料化したものをちゃんと成分分析をして、道の駅であったり、産直であったり30キロ当たり300円、400円という価格で一般的に売っています。そういったことが可能なんだなど、他市に行くと非常に思うわけです。

量が少なくなった、同じところから集めていけば量は少なく、もちろんなるわけで、では生ごみの集め方、生ごみを燃えるごみにすれば週2回、各町内収集していますけれども、生ごみについては週1回、可燃ごみについては週1回、そういったスケジュールを見直して変えていくことができると思います。そして、生ごみについては、最近であればバイオ袋というものも出てきて、堆肥化していくに当たって一回一回ナイロンの袋を破袋して破って生ごみを出してということをしなくてもいいようなことにもなっているのではないかと思います。今、せっかく平成9年からやってきた事業を大きく見直して、民間の力も活用して、地域のエネルギーとして使っていくことができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 危機時における市民の生命を守るための食料備蓄とエネルギーというような大きな命題の下に職員が答弁してきたわけですが、ここに来まして生ごみの取扱いについてどうなのかというような質問でありますので、担当のほうで様々な検討を加えているというような状況の報告であったと思います。

歴史的に、本市が生ごみを資源化しようとして取り組んだのは、確かに平成9年頃から取り組んできた経緯があるなというふうに思っております。また、580件、600件近く等が協力いただいていたこともありますが、再三議会等でその費用対効果はどうなのかというようなことをよく言われてきました。それにつきましては、その

物を出した方々が自分たちの菜園に使っているのではないかと、おかしいのではないかとというようなことの指摘がございまして、それは有料にするべきだろうというようなこともございました、過去の中では。

その中で、学校給食あるいは保育所への給食をする農家の方々にその肥料を分けて、それから生産地にするというような、循環型がいいだろうというようなこともございました。実際には、そのための肥料の数というのがなかなかそろわないと。また、一番大事なものは、それを受容して使う方がいないということが大きな課題でありまして、そこの中でごみを出す方とそれを使う方がどういうふうな形で連結させるかというようなことで、途中それに非常に意欲を持って取り組んでくれた方もあったわけでありまして、途中で無理だというようなことでさじを投げられたという経過もございます。

それに対して、市が誰かを見つけて何かしていないというようなこと、市民からも、逆に言えばその方だけが有利なのかという言葉も出ていたというようなことで、今担当課で様々な角度から検討しているということの答弁にさせていただきたいというふうに思います。

**2番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2番(叶内恵子議員)** この農林水産省の第2次の補正予算を見ると、肥料の国産化・安定供給確保対策として予算が取られているわけではないですか。これは海外からほぼ100%を依存する化学肥料の主成分であるリン、カリウム、尿素、これがこれから先大変な状況になって、入ってこない可能性のほうが高くなっているということが大きい理由かと思えます。

そういった中で、これまでの経緯を見直して、そして国がこの肥料の国産化・安定供給確保対策というふうにして打ち出しているということは、農業の在り方を一挙には、有機であったり

無農薬であったりというところに日本の農地自体がすぐにはそうはならないと思う中で、それでも環境保全型農業に切り替えざるを得ないということが大前提にあるだろうと思います。その中で、新庄市はもう平成9年から取り組んできたんです。その取組の中でいろんな障壁、問題があったと思うんですけども、これをもう一歩前に前進させて、そして一部の農家だけが使うとか、一部の人だけが使うのではなくて、いろんな全ての市民が自分のプランターで使える、買ってきて使えるというような形にしていくことは、非常に重要なのかなと思います。それが生ごみというところだけに限らず、そういう生ごみと言われる残滓、そしてあとは家畜の肥料にもあると思います。庭から出てくる草にしても落ち葉にしても、全てこの地域の中の資源に替わるものであると思うんです。

そういった見方に物事を切り替えていかななくてはならないのではないかなと私は思うわけです。再度いかがでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 農業の詳しいことについては私は承知していないわけでありましてけれども、例えば堆肥を使う場合の量、どのぐらいの堆肥を田んぼに入れるのかというような、何十トンということでもあります。結果的には需要と供給にバランスが合わないというようなことで。

家庭菜園にどうのこうのということがあります。確かにそれが民間で売られているベースの肥料と、それを作った生産費でしますと、2倍、3倍という形になるということも現実であります。

生ごみを一般の家庭で使うというような場合には完熟ということが非常に難しいと言われております。いかに完熟させるかということが、技術的にもただ放っておけばいいということではなく、切り返しというようなこととか、様々な

工程、費用がかかるということで、黙っておいとけば腐るということではなくて、そこには完熟させるための作業として人の手あるいは機械の手をかけながら、繰り返し繰り返し酸素を入れるということで完熟すると。完熟堆肥と生ごみ堆肥をどういうふうにするかということに対しては、私はプロではないので分かりませんが、おっしゃる質問の中では、循環型社会が大切であるということについては理解いたしますが、それが今即生ごみがそれに循環して全てに補われるかということに対しては、まだ私はそこまで認知しているところではありません。

本市においては、過去に議員の皆さんからも費用対効果ということ十二分に考えてくれというようなことがあるので、完熟堆肥でならないような堆肥をどのようにするかということは今検討しているというふうに、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** そうしますと、市長としてはこの事業が費用対効果を生まないからやらないということではなく、検討して、循環型社会ということは重要なので、そこにはちゃんと目を向けて新庄市としてすべきこと、できること、それは検討していくという答えだということによろしいでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** それを結果として捉えられることは大変非常に問題があるかなというふうに思います。あくまでも検討というのはプラスもマイナスもあるということで、ぜひ御理解いただければ。

先ほど国の肥料問題というようなことがありましたが、例えば、今は稲を、米肥料などを使うというようなことで様々な方策を国で示しているわけでありまして、そういうことと、関

係者との協議の中で決まっていくのだと。あくまでもやはり需要と供給というようなことがとても大事だろうというふうに思っております。

また、最近の傾向といたしましては、プラスチックをなるべく使わない、紙のかみそりが出てきているというようなことで、そういうリノベーションをやる企業等も出てきておりますので、それが将来どのような形に出てくるかということも一つの楽しみにしているところであります。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 何と言ったらいいのか。

せっかくある資源が豊富なにもかかわらず、お伺いしていると、まず費用に年間1,000万円ぐらいかかるから、その1,000万円で費用対効果を生まないからもう燃やしてしまったほうがいいというふうに聞こえてまいります。焼却炉で燃やすにしても、原油というものを使っていて、その原油自体が短期的に見ると、厚生労働省などのアナリストが話をしていたところを聞くと、短期的な来年の2023年の部分は全世界的な原油の分割というか、どこから輸入をしてくるのか、幾ら、何リッター、何バレルというか、どのくらいの量なのかということは、おおむね全世界的にまず決まったという話をしていたらっしゃいました。短期的には原油価格もちょっとだけ安定するだろうと。でも、長期的に2030年というところまでを見ていったときに、今のうちから対策を講じておかないと、日本は本当に大変なことになるという話を、それが大きい国のことだけとはやはり捉えられませんでした。なぜなら、ガソリンをちょっと詰めに行っただけでもこんなにするんだという恐怖がありますし、灯油を買ってきたとしても、こんなにかかるんだというやはり恐怖があります。そういったことを考えていくときに、燃やせばいいということではないのではないかと。だったら今

やっている事業をもう少し拡大できる、どうやったらよく拡大できるのかということを検討して、地域の中にある資源を使っていく、使っていくことができるのに使おうとしていない、そういうふうに聞こえてしまうんですが、使える方向により一層バイオエネルギーの活用を新庄市としても取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

**山尾順紀市長** 話が非常に大きなところから小さく来るものですから、非常にどういうふうに答弁したらいいか分からないですけれども、国の政策の燃油、原油の問題から地域でできるバイオマスのエネルギーというようなことも、非常に差が大き過ぎるのではないかなというふうに思っています。

例えば生ごみを堆肥化させるためのシステムとすれば、それを集めるのにも全てエネルギーがかかるわけなんです、実際には。全部を車で集めているわけですから。かからないというのならいいですよ、全部自分だけなんですというのなら。逆に言えば、個人個人がエネルギー化に堆肥化もしていくという方向の選択もあるのではないかとこのことでもあります。必ずしも燃やすとかなんとかということではなくて、再利用をどうするかということはこれからの課題であるというふうに思っております。

また、世界の課題というのは、食料と人口とエネルギーだと言われているわけなんです。それはどこの国も分かっているわけなんです。食料とエネルギーと人口だと。人口爆発すると人口少なくなると。そういう中で世界は動いているということは私は理解しているつもりでありますけれども、原油が入ってこないときにどうするかと。分かりません。原油は入ってこないときは入ってこないりの生活をするしかないだろうというふうに思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 原油が入ってこないから分かりませんんですか。その前にできることが何かあるのではないのでしょうか……何かではない。足りないのではないですかと私は思っているわけです。大きいことを言って小さいこと、もちろん大きいことの現象から小さいところで何が起こるんだろうということを考えるわけではないですか。先ほど言ったんですけれども、大きいことが起きたときに一番切実に問題が起きてくるのは、小さいところではないですか。小さい、庶民、1人の市民の暮らしではないですか。確実に今後厳しい状況になるんだろうなと、なるなと思うわけです。

話があちこち散漫してしまっていて大変申し訳ないと思うんですが、先日そういった大きいところの話から小さいところの取り組めることということでお話をしてくださった識者がありまして、その大きいところから市民単位で物事を考えていったときに、有機肥料、では自分のところで作れというのであればそういうふうに奨励をしていくこともできると思います、市として、個人個人が肥料化、自分の生ごみを肥料化してみる。そこに取組をしている自治体もあります。そういった肥料を使って1鉢運動を展開してみるということも小さいところからできることかなと。これであればアパートに住んでいる人であっても、小さいプランターで大豆を植えてみる。そこから1個の大豆が何個にもなって、それを備蓄していく、そういった小さい取組も意識変革としては重要なのではないかという話がありました。そういった取組を小さいところから、大きい世界の問題から小さいところに置き換えていくということ、私たちはしていかなければいけないのではないかと思うわけです。こう言ってみて、ああ言ってみて、何言っているか分からないというように言われましたが、

これから本当に戦争なども激化していくだろうと思う現象しかちょっとないなと思っております。そういった中で、同じ状況ではいられないのではないかと思うわけです。そういった中で、何ができるのか、何を備えていったらいいのかということ提案していかなければいけないのではないかと思った次第です。それに基づいて大変至りませんが、質問させていただきました。以上です。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

## 佐藤悦子議員の質問

高橋富美子議長 次に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して一般質問いたします。

初めに、内閣府令和4年版高齢社会白書によりますと、65歳以上の人口に占める高齢者の割合、いわゆる高齢化率は、2021年日本は28.9%で世界で断トツの第1位です。山形県は2021年34.3%、2045年には43.0%になります。医療や介護が必要な高齢者がこのように増えているのに、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化、この10月から始まりましたし、さらに介護保険の改悪が進められようとしています。

このように年金を下げ、介護保障を削減して外国を武力で攻撃するために税金を使うなど論外ではないでしょうか。

岸田政権は軍事費2倍化、大軍拡に突き進み、

攻められる前に攻める国になろうとしています。集团的自衛権の行使容認という立場に立って、日本が攻撃を受けていなくてもアメリカと一緒にやってほかの国を攻撃できるようにしようとしています。そうなれば、それがやられれば今度は日本本土が報復攻撃を受けることとなります。軍事対軍事の対応では国民を再び戦争の惨禍に巻き込むこととなります。

紛争問題については、憲法9条を守り、平和外交で話合いで解決することこそ政治家の仕事であり責任ではないでしょうか。

先日、トルコのイスタンブールでASEANが中心になってアジアの30か国の政党の国際会議が開かれ、平和外交で戦争をさせないという決議が上げられました。軍事ブロックによる排除ではなく、北朝鮮も中国なども入れて話し合う包摂的な外交によってアジアの平和を守るという決議が上げられたんです。

軍事費2倍化するためのお金、5兆円というお金は、医療費窓口負担を日本国民全員無料化できる金額です。また、小中学校の学校給食費無償化を10年分使えるぐらいのお金であります。大軍拡反対、9条を守り、平和を守り、国民の命と暮らしを守るために力を合わせることを、私はこの場を借りて皆さんに呼びかけたいと思います。

それでは、一般質問の本題に入らせていただきます。

1番、消費税減税とインボイス制度導入の中止を求めて質問します。

①として、物価高騰の中、灯油の値上げで生活保護を受給するある方は、灯油代に月3万円もかかるそうです。さらに、使っている紙おむつの価格も上がり、収入の少ない世帯は爪に火をともしような暮らしです。物価を下げ、市民の暮らしを守る特効薬は消費税減税ではないでしょうか。世界192か国の中で既に99か国が消費税付加価値税の減税に踏み出しています。今

10%である消費税を5%に減税すれば、生活に回せるお金が出てきます。消費税の5%への減税は市内の経済にもよい影響をもたらすのではないのでしょうか。機会を捉えて市長会などでも声を上げ、国に要望すべきではないのでしょうか。

②として、来年10月からインボイス制度が始まりますが、自治体との取引から免税業者を排除することになるのではないのでしょうか。公共入札で免税業者が排除されることになるのではないのでしょうか。水道事業の土木工事発注の場合などはどう考えているのでしょうか。

2つ目の質問は、マイナンバーカードの普及強要の問題についてです。

①として、政府が2024年秋に保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化する方針を出しました。事実上の強制と思われませんが、市はどのように考えているのでしょうか。

②として、高額なポイントをばらまいてもやっと半分の51%という交付率だそうです。個人にとって個人情報のだだ漏れや紛失が怖いという市民は、マイナンバーカードを持つとしません。そういう市民の対応を市はどう考えているのでしょうか。

3つ目の大きな質問として、子育て支援です。

学校給食の無償化と子供の医療費無料化拡大、障がいを持つ子の保育や学童保育の充実をということについて質問します。

物価高騰と低賃金の中で、一時的な支援では子育て世帯の不安は解消されません。市内で3人の子供を持ち、そのうち2人が障がいを持つという方がおられました。働きたくても働けず、生活がかなりの赤字でした。子供を預かってもらえれば働けるんだと言っておられました。子育てするなら新庄市と言えるように、①学校給食の無償化、②高校卒業までの子供の医療費の無料化、③障がいを持つ子の保育所入所、学童保育の受入れを拡充し、働きながら子育てできるように支援の強化、こういったことが必要



ではないかと考えますが、御見解を伺います。

4番目に、補聴器購入助成制度を求めての質問をいたします。

①WHOの基準どおり、26デシベル以上を難聴とした場合の本市の有病率はどうなっているでしょうか。

②として、健康診断でWHOの基準に沿った聴力検査をしてはいかがでしょうか。

③として、難聴になると鬱の発病率が増加し、認知症の原因ともなると言われています。市民全体の健康、認知症予防のためにも補聴器購入助成を行うべきではないでしょうか。

④として、補聴器を長く使い続けるための支援として、補聴器相談医を受診できるようにし、補聴器認定技能者による調整やアフターケアを十分に受けられるようにする制度が必要と思いますが、いかがでしょうか。

5つ目の質問です。看護師への手当支給から学ぶことはどんなことかということについて質問します。

①として、今年3月末に市の夜間休日診療所に勤務した看護師に未払いだった祝日勤務手当を7年間分一括で市は支払いました。今後このようなことがないようにどのように対処していくのでしょうか。職員に対して市長自ら誠意ある姿勢を示すことが大事ではないかと思いがいかでしょうか。

②は、夜間診療業務、またコロナ感染対策という特殊業務です。このためには正規職員の看護師が必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

③として、正規職員でも会計年度任用職員でも仕事上の意見には誠実に耳を傾け、改善し、パワハラもセクハラもない働きやすい職場づくりに努めるべきでないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**高橋富美子議長** 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、消費税とインボイス制度の御質問ですが、消費税の減税を国に要望すべきではないかとの御質問ですが、消費税は御存じのとおり、平成元年4月から税率3%課税で導入され、段階を経て令和元年10月から現在の10%課税となっております。議員御指摘のとおり、国の月例経済報告を見ても物価は高騰しており、市民生活に大きな影響を及ぼしておりますが、現在国において様々な経済施策が実施されているところでありますので、現時点で消費税減税を国に要望することにつきましては考えておりません。

次に、来年10月からインボイス制度が始まると自治体との取引から免税業者を排除することになるのではないかと質問でございますが、令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式で、請求書や領収書に必要事項を記載する方式になります。

御質問にあります自治体との取引については、本市では公共事業の入札等において免税事業者を排除する考えはありません。また、水道事業における土木工事発注の場合におきましても同様でありますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、マイナンバーカードの普及についての御質問ですが、政府は、10月13日の記者会見において、2024年秋に現在の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化を目指すことを発表しました。これは、令和4年6月7日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022における社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進という項目の中で、2024年度中を目途に保険者による保険証の選択制を

導入し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指すものと理解しております。現在、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、御本人が登録をする必要があり、保険証の原則廃止についても、加入者から申請があれば保険証は交付されることですが、マイナンバーカードの強制にはならないと考えております。

また、マイナンバーカードの安全性について不安を抱いている方もおられるようですが、マイナンバーカードの表面には本人の顔写真が入っているため、なりすましをすることができず、悪用することもできないような対策がなされております。マイナンバーカードの裏面にあるICチップに入っているデータは氏名、住所、生年月日、性別の4情報と、顔写真、マイナンバー及び電子証明書の住民票コードのみですので、プライバシー性の高い税や年金などの個人情報記録されておらず、マイナンバー制度では国が情報を一元管理することはできないシステムとなっております。

また、保険証として利用する場合でも、特定健診結果や薬剤情報がICチップには入っておりませんので、漏えいする可能性はありません。

マイナンバーカードを紛失、盗難された場合でも、国において24時間365日体制でフリーダイヤルを開設しており、一時利用停止処理ができるようになっておりますので、マイナンバーカードの安全性が高いことについても御理解いただけるよう、丁寧に周知を図ってまいります。

次に、子育て支援についてであります。子供の学校給食の無償化につきましては、教育長職務代理者から答弁させますのでよろしくお願ひします。

子供の医療費無料化の拡大、障がいを持つ子供の保育や学童保育の充実についてであります。高校生までの医療費無料化につきましては庄司議員の御質問にもお答えいたしました。令和

5年度から実施を目指し、開始時期等についての検討を進めておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

また、障がいを持つ子や特別な配慮が必要な児童の保育所や放課後児童クラブでの受入れにつきましては、保護者の方や施設側との協議の上で対応しておりますが、医療的なケアが必要な場合などケースによっては受入れが難しい場合もございます。特別な配慮が必要な児童につきましては近年増加傾向にあり、施設側としても受入れ体制の強化が求められており、市では、障がい児の保育環境の向上を図るため障がい児を受け入れるための保育士を配置した保育施設に対し補助金を交付し、保育施設の受入れ体制の強化に支援しているところであります。

また、このたび聴覚障がい児を受け入れている保育施設と酒田特別支援学校とのオンラインによる相談事業の実施が可能となりましたので、これまでよりもきめ細かな対応ができるようになると考えております。

また、特別支援を必要とする幼児や児童の増加に対応するため、子育て推進課に配属している養護教諭の資格を持つ職員を現行の2名から3名体制とし、これまで以上に福祉や医療、教育などの関係機関と連携しながら、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、補聴器購入助成制度についての質問であります。現在市では、市民の方を対象として高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査を行っております。この特定健康診査、いわゆる健診は生活習慣病の兆候などを調べることを目的としたものであり、聴力検査などの検査項目は含まれていないため、難聴者数については把握していません。そのため、聞こえにくい、日常生活に支障があるなどの相談があった場合は専門医への受診を勧めており、今後につきましても、国が進める現在の特定健康診査を継続してまいりたいと考えております。

補聴器購入助成については、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して医師の意見書及び世帯の所得額基準に基づき補聴器購入費の助成事業を実施しております。今年度は2件の交付実績がございます。助成対象にならない方への支援の在り方につきましては、難聴と認知症の関係も含め調査研究してまいりたいと考えております。

また、市では補聴器を長く使い続けるための支援として、補聴器に対して高度な知識と技術を持つ認定補聴器技能者による補聴器無料相談を月2回開催しております。聞こえの検査をはじめ、補聴器の購入、修理の相談、使用方法などについて助言指導を行っておりますので、市民の方に広く利用していただけるよう周知に努めてまいります。

次に、夜間休日診療所に勤務していた看護師に対する手当相当分の支給を受けて、今後どのように対処していくのかの御質問であります。本件につきましては、本来支給すべきであった祝日勤務手当に相当する給与を支払っていなかったことが判明したため、夜間休日診療所に勤務する会計年度任用職員2名の方に対し、謝罪した上、今年3月に祝日勤務手当相当分を支給したものであります。また、夜間休日診療所の開設以降に在籍していた4名の元職員についても同様であったことから、当該職員の方々におわび申し上げた上、支給したところであります。

今後は、休日や祝日における勤務に関する取扱いについて、全ての課において勤務日の割り振り、休日や祝日に勤務を命じる際の代休日の指定、時間外勤務命令など規則上の取扱いや考え方について、給与を取り扱う総務課と事業を推進する担当課の双方が確認を行った上で、報酬額の算定、勤務時間数の確認を双方で行うことにより、誤りを未然に防止する体制を整備したところでありますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、正規職員の看護師が必要ではないかとの御質問ですが、平成19年度に新庄市夜間休日診療所を開設して以降、診療所で勤務する看護師につきましては嘱託職員として、令和2年度からは会計年度任用職員として雇用し、市民への対応も大変しっかりと丁寧に業務に当たっていただいております。

また、昨年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきましても、看護師資格を有する方を期間を限定して会計年度任用職員として雇用し、的確に業務に当たっていただいておりますので現時点で正職員として看護師を採用する考えはございません。

最後になりますが、市民のニーズに即した行政サービスを提供するためには、正職員のみならず再任用職員、会計年度任用職員を含め組織として対応する必要があります。職場内でコミュニケーションを図っていくことが重要であります。職場においてハラスメントが発生することにより職務の円滑な遂行の阻害につながることが考えられます。

そのため、今年2月に職員一人一人の尊厳や人格が尊重され、快適に働く職場環境を保持することを目的として新庄市職員のハラスメント防止等に関する指針を策定したところであります。

指針では、職員が生き生きと仕事を行い、能力を十分に発揮できるよう、風通しのよい職場づくりのために、職場におけるハラスメントの内容と防止策を示し、仮にトラブルが発生した場合の対応、支援の在り方や相談体制などを定めており、今年4月には全職員を対象として外部講師を招き、研修会を実施したところであります。

今後とも働きやすい職場環境の整備に努めてまいりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

それでは、学校給食につきましては職務代理

者が答弁いたしますので、私からは壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

**栗田正人教育長職務代理者** 議長、栗田正人。

**高橋富美子議長** 教育長職務代理者栗田正人さん。

**栗田正人教育長職務代理者** 教育長に代わりまして、学校給食費を無料化してはどうかという御質問にお答えいたします。

以前の一般質問においても学校給食費の無償化についての質問をいただき、答弁させていただいたところですが、学校給食費については、学校給食法により経費の負担が規定されており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費等以外については、学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担することとされております。ただし、経済的に困窮した世帯については、就学援助金の中で給食費を全額支給しております。

今年度は地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の状況の中においても保護者負担を引き上げることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、給食費1食につき小学生34円、中学生41円の補助金を交付しました。

また、令和2年度からは保護者の経済的負担の軽減を図り、本市の子育て支援を推進するため、給食費1食につき小学生15円、中学生20円の補助金を交付しております。加えて、学校給食衛生管理基準に基づき、一定条件で2週間以上保存する必要がある保存食や食物アレルギー、代替食等の経費の負担も行っております。

現在、学校給食費の無償化への考えはありませんが、市全体の子育て支援施策の一つとして給食費へのさらなる支援の内容や実施時期について引き続き検討してまいります。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 消費税の関係のことで再質問です。

2021年度の大企業の内部留保は500兆円を超えました。アベノミクスが始まってから150兆円も増えています。全国商工新聞10月24日付で元静岡大学教授湖東京至税理士はこう言っています。2022年3月期の輸出還付金の合計はおおよそ6兆6,000億円になります。これは政府が発表した2022年度消費税込予算で26兆円ですが、その25.4%に相当しますと述べています。トヨタをはじめとする輸出大企業に国は消費税収の4分の1を毎年還付し、国庫に入らないのです。物品税のときは還付はなかったそうです。大企業へのこのような還付をやめ、大企業へはもうけに応じた増税をすべきです。また、富裕層への増税も必要です。1億円の壁と岸田首相も初めの頃言っていました。壁と言われる大金持ちほど税負担の割合が減るといふ日本の税制になっています。大企業と富裕層への増税で消費税減税分を十分賄うことができるんです。市長のお考えを再度お聞きします。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さんに申し上げます。

ただいまの発言は国政に係るものと思われるので、御注意願います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** では、市長のほうで国に要望する考えはないという答えはとても残念でした。また、全国商工新聞10月24日付によりますと、インボイスの無登録業者に対する公共入札排除は不適切であるというふうに全商連が指摘をし、総務省は自治体に10月7日に通知したとのことでした。このことは御存じでしょうか。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 私どものほうにも10月7日付で総務省自治行政局行政課長より通知がございます。

その内容について、先ほど市長答弁にもあり

ましたとおり、この内容について割愛してお話しさせていただきますと、地方公共団体の競争入札において適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないというような趣旨で通知をいただいているところでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） そういう通知もあり、市の対応は免税業者であっても排除するということはしないというお話でした。

そうしますと、課税業者となる一般会計は免除されますが、特別会計や公営企業会計は消費税の申告義務が発生します。そこで購入しているものなどに消費税のインボイスが必要になります。インボイスを発行できない免税業者からの仕入れは、課税業者、新庄市の一般会計ということに……一般ではない、特別会計などになりますが、課税業者の消費税増税になるという仕組みではないですか。

矢作宏幸上下水道課長 議長、矢作宏幸。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 水道事業につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、工事関係等においても課税事業者、免税事業者等に関しては区別なく対応するという考えであります。

また、あと水道事業におきましては仕入れ関係があるわけですが、主に新庄市内の業者が対象となってきますので、そういった面からも免税事業者、課税事業者区別なく対応していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 区別なく対応をなさるといのは正しいというか、そのとおりしてい

ただきたいと思いますが、しかし実際には、そうすると課税業者になっている水道会計や特別会計の場合に、今までよりも消費税がかなり増税になる仕組みがインボイスになっているのではないのでしょうか。

矢作宏幸上下水道課長 議長、矢作宏幸。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 水道事業につきましては、水道水を供給する立場、売手側にもなるわけですが、発行する請求書等がインボイスでないと取引をする各事業者において仕入税額の控除が受けられなくなるというような部分もありますので、水道事業については登録事業者として登録の手続はしているところです。

なお、先ほども申し上げましたが、水道事業を経営するに当たって様々取引してはいますが、ほとんどが新庄市内というようなこともありますので、引き続きこれまでと変わりなく対応していくというような考えているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 新庄市の場合はそのようにやるということですが、インボイスが始まったかどうかということでは、例えば農家であれば農協を通じた出荷以外の、例えばまゆの郷などの産直センターなどに入れている場合、現在は9割ぐらいが免税事業者となっている農家が多いんですが、その方々が課税業者になってもらわないとまゆの郷などの産直センターが今現在は数百万円ぐらいの消費税だと思いますが、約1,000万円前後に消費税が膨らむということもあり、農家に対して課税業者になるようお願いをするしかない。あるいは取引を中止するか、そういうことになってしまうのではないのでしょうか。御存じでしたか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 農林課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦農林課長 確かにインボイス制度におけるJA特例というのは承知しております。ただ、JAだけが優遇されているのかという問題も現在あるのかなというふうなことで、国のほうでも今見直し等審議されている途中でございますので、そちらについての発言は控えさせていただきたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） このように今言ったように活発にやっていただきたい。まゆの郷などのような産直センターであっても、インボイスが始まることで免税業者と言われている農家の方、小さな業者の方が僅かの収入であるにもかかわらず、平均で1か月分の生活ぐらいの生活費になる分ぐらいが増税として消費税を国に納めなければならない、課税業者にならなければできなくなってしまう。あるいは廃業か。これがインボイスの制度が始まることで、多くの今免税業者と言われる方がそうなると言われております。

シルバーでもやはり同じようなことがあります。この前話でシルバーに直接お聞きしました。そうしたら、6年後にはシルバーの、このままでいくと、消費税を今払っていないんですけども、6年後には2,000万円ぐらいの消費税を負担しなければならないということで、これをどうするかと考えた末、利用者からそれをもたらすようにするしかないだろうという話です。そうなりますと、シルバーを利用している弱者、高齢者、障がい者などが10%負担が増えるということになる。弱者がこのように収入が少ない免税業者と言われている方、また利用者が、このように増税になるのがインボイスです。そういう意味では、インボイスは中止しなければいけないのではないかと思います。中止を求めたい考えはないか。どうでしょうか。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 シルバー人材センターに関して申し上げますと、シルバー人材センター自体が課税業者になることによって、そこでお仕事をなさっている方への支払い額をこれまでと同様に保つためにそのような手法を取って、いわゆる仕事をお願いする方から今までよりも多少多くの負担をいただいてというのは議員おっしゃるとおりでございますけれども、そのような形を取るによって、そこでお仕事をなさっている高齢者の方への支払いをこれまで同様に保つという手法を取るというふうに聞いております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） そうです。そのとおりです。しかし、それは誰が6年後に2,000万円にもなるこの消費税負担が、誰が負担するかというと、利用者、市民です。弱者、障がい者。こういうシルバーを利用している方々が負担増になるということは、利用できにくくなるということがインボイスによって進んでいくということがあるということなんです。

次に行きます。

マイナンバーカードについてですが、マイナ保険証を本人が希望すれば保険証を交付する。これ間違いないかということと、さらにマイナ保険証について3点お聞きします。

4桁の暗証番号を忘れると使えない。そのたびに役所に行って暗証番号のことを確かめなければならなくなる。そういうことでしょうか。

それから、マイナ保険証が使える病院は、10月末現在で3割程度です。しかも医療費の負担がマイナ保険証の場合は上がると言われています。これはそうなのか。

また、病院のほうもマイナ保険証の期限切れ

などのチェックもあり、機械導入の負担もあり、事務負担が増える。これは事実でしょうか。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** 3点ほど御質問いただきましたが、すみません、1点目をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 一番最初の本人が希望すれば保険証交付はなるというふうにお答えになったのかということを確認します。

次に3点ですが、4桁との暗証番号を忘れると使えない。忘れるたびに役所に行かねばならないマイナ保険証かということです。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** ありがとうございます。保険証につきましては、現在国のほうで具体的などころを検討しておりまして、希望する方には交付できるというところまでは伺っております。

2番目の暗証番号、4桁の暗証番号についてですが、こちらは3回間違えるとロックがかかりますので、その場合は市役所のほうに来て暗証番号の再設定ということになります。ただ、暗証番号の控えを必ず御本人に紙でお渡しをしておりますので、そちらは御本人の責任できちんと管理をしていただければなというふうに考えております。

あと、病院のほうの負担につきましては、私のほうではちょっと直接分からないところも多々あるんですが、今後導入する医療機関が増えていく。ただ、そのシステム等の導入については費用がかかるので、そこがなかなか進んでいないというふうな課題を伺っているところではあります。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 紙に書かれた暗証番号ということですが、これはなくしたら大変だと思います。そういう意味では、高齢者の皆さん、暗証番号の紙、どこかでなくした、なくすことは大いにあり得るわけで、決してマイナ保険証が今の保険証に比べて便利だとは言えない。むしろ余計なことをさせられるというか、そういうものでありまして、要らないと、マイナンバーカードを持たないという方の権利は守られるべきだろうと思います。よろしくお願ひします。

次に、子育て支援ということで、物価高騰対策として1食当たりの補助拡大は大変ありがたい。敬意を表します。さらに、学校給食法第11条で給食費は保護者負担と明記されていますが、2018年12月6日の参議院文教科学委員会で我が党の質問に文科大臣が、1954年の文部事務次官通達のとおり、給食費の一部補助を禁止する意図はない。さらに自治体の判断で全額補助することを禁止する意図もないと答弁しています。また、憲法26条は、義務教育は無償とすると定めています。また、学校給食法第2条は、学校給食は食育であるとしています。

学校給食は食の教育です。国の責任で恒久的に無償化するように求めているといい、新庄市でも独自にやっていただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**高橋富美子議長** 学校教育課長杉沼一史さん。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今議員がおっしゃったように、文科省のほうでそのような回答をしたということを確認しております。また、過日国会におきまして岸田総理のほうからも、このような学校給食費の補助についてはそれぞれ各自治体の判断で行われるものというふうな発言があったということも確

認しております。

そういうこともございますので、本市といたしましては、先ほど教育長代理からも回答をさせていただいたとおり、学校給食法に基づきました受益者負担の原則をもとにして、これまでどおりの補助を行ってまいりたいと考えております。

確かに議員がおっしゃるような給食の無償化ということも一つの方策ではございますが、非常に予算もかかることでございまして、なかなか導入は難しいことがございますので、これまでの現行の一定額の補助の継続をまずは最優先に行ってまいりたいと思っております。

また、今後の物価高騰等の動きなどもしっかりと注視しまして、様々な対策についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） お金がかかるというお話でした。小中学校の児童生徒の数は何人でしょうか。そして、1人当たりの給食費を年5万円かというふうに見ますと無償化するための経費が出ると思いますが、どのぐらいでできると見えていますか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

高橋富美子議長 学校教育課長杉沼一史さん。

杉沼一史学校教育課長 現在の児童生徒数でございますが、小学校課程、中学校課程合計いたしますと2,338名ということになります。この2,338名全員の給食費を無償化となりますと、約1億5,000万円ほど経費がかかると考えております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 私は1億5,000万円のお金は決して無理なお金ではないと思います。

前、工業団地に10億円以上、市は持ち出しをして工業団地を造るという話を今進めているようですが、それよりも直接子育て支援として年間1億5,000万円出すほうが、子供を持つ親たちを喜ばせ、少子化対策として大きな力になる、そう思うので、私はぜひそちらのほうを検討していただきたいと願うものです。

次に、補聴器についてです。

難聴の方はテレビの音を高くしたり、同じことを何度も聞くと家族に言われたりして、家族関係などが悪くなりがちです。また、道を歩いても、難聴でありますと後ろからの車の音が聞こえなかったりして、外出が危険です。そういう方が補聴器をつけてみたら、明るくなって図書館に通うようになったりしています。聞こえないからと諦めていた方がよく聞き取れるようになって笑顔が広がり、社会参加を促す結果になっています。そういう新庄市にしてほしいと思うんですが、市長、どう考えますか。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。

高橋富美子議長 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 難聴の方の補聴器購入助成ということに関する御質問でございますが、議員がおっしゃるように、確かに難聴によってコミュニケーション能力が低下して、社会参加を、なかなか外出の機会なんかも減って交流の機会が減っているというような状況があるということも承知しております。それが補聴器の購入助成によって解消するかどうかということに関しては、今後なお研究、調査が必要だと思っておりますが、今のところはそういったところを実態を調査しながら、また検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。



高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 検討をどうかお願いいたします。

次に、5番目の看護師への手当支給から学ぶことはについてお尋ねいたします。

いろいろ学ぶことがあり、市としては厳しいことになりましたが、それでも大変学ぶことがあった、看護師には感謝をしなければいけないと、私は感じております。そういう意味で、市長が職員に対して自ら誠意ある姿勢を、言葉をかけ、姿勢を示すことが大事だと思うんですが、市長、何かこの場でないでしょうか。

西田裕子総務課長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 総務課長西田裕子さん。

西田裕子総務課長 この案件については令和3年度から始まったことでございまして、御本人からお話を聞く中でも、担当課長が中心になって、そして担当職員も含め何度となく謝罪をしながら十分にお話を聞いてきたつもりでございまして。4月以降についても、私もお話を担当課からは聞いておりますけれども、面談もしくは電話での十分な話し合いを誠意を持って対応させていただいていたと思っております。それらのことについては、市長、それから副市長にもその都度報告もしておりますし、担当課長が申し上げている言葉は市長を代弁しているといったふうを考えておりますので、これまでも誠意を持って十分に対応してまいっておりますし、市長のほうもこのたびのことについては、市を代表してといいますか、担当課長からの口になりますけれども、申し訳ないということは何度となくお話しておりますので、そうした責任は果たしているかと思っております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市長から直接の誠意ある姿勢を聞いたかったんですが、とても残念で

す。  
終わります。

散 会

高橋富美子議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日12月7日から12月13日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月7日から12月13日まで休会し、12月14日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時52分 散会

## 令和4年12月定例会会議録（第4号）

令和4年12月14日 水曜日 午前10時00分開議  
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	加藤功
健康課長	山科雅寛	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 事務局長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 岸 聡

農務委員会会長 横山 浩

### 事務局出席者職氏名

局長 武田信也 総務主査 笹原佳子  
主任 小松真子 主事 秋葉佑太

### 議事日程（第4号）

令和4年12月14日 水曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 1 議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第 2 議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第 3 議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第66号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 8 議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願

（質疑、討論、採決）

- 日程第10 議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第60号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

- 日程第14 議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第71号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第72号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議会案第4号インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書の提出について
- 日程第20 議会案第5号戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書の提出について

## 開 議

**高橋富美子議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、農業委員会会長が欠席しておりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 総務文教常任委員長報告

**高橋富美子議長** 日程第1議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例についてから日程第7請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

**山科正仁総務文教常任委員長** 皆さん、おはようございます。

それでは、私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願1件であります。

審査のため、12月7日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員より、部分休業の承認が職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲となっているが、病気などの場合、超えることもあるのではないかとといった質疑があり、総務課からは、最初の前提として、2分の1を超えない程度の勤務日を制定する。健康上、入院するなどの場合は、別に病気休暇等で対応することになるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

質疑は特になく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、事由がある場合には例外的に管理監督職のまま勤務することができるかとあるが、具体的にどういったものを想定しているのかといった質疑があり、総務課からは、重大なプロジェクトにおいて、その職員でなければ大きな支障が生じるような場合を想定している。特例規定のために、慎重に扱うことと考えているとの説明がありました。

また、その場合の報酬はどうなるのかとの質疑があり、改正条例の附則において、7割水準の給与ではなく、通常金額にすると規定しているとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号新庄市市税条例等の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、上場株式等の配当所

得に関わる課税方式の一致について、なぜ変更になったのかといった質疑があり、税務課からは、以前より国で議論されており、国税に合わせ、課税方式を所得税と一致させる改正が行われたものであるとの説明がありました。

また、ほかの委員からは、申告の仕方が変わること、税金及び事務負担はどうなるのかといった質疑があり、税務課からは、税金については若干のプラスの影響になると予想している。事務負担については、削減になると思われるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例については、税務課職員の出席を求め補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査に入り、委員より、国籍や職種についての制限はないのかとの質疑がありました。特に制限はないとの説明があり、また県内及び全国で同様の条例が制定されていれば、企業の獲得競争になるのではないのかとの質疑があり、税務課からは、本社機能の移転というのは非常にハードルが高く、市では、今まで相談のあった例も適用事例もないために、今後もあまりないのではないかと考えているとの説明がありました。

ほかの委員からは、本社機能の拡充とはどういうことかとの質疑があり、税務課からは、本社機能を有するものを増設することであり、工場や店舗の常設は該当しないとの説明がありました。

その他、固定資産税の減収補填等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を

受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、利用されなくなった理由は何かといった質疑があり、社会教育課からは、ナイター設備等の使い勝手のよさを考えられていなかったこともあると考えられるとの説明がありました。

そのほか、今後の施設等の建設についての意見がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願については、税務課職員の出席を求め、審査を行いました。

委員より、継続審査となった後、議員研修会を行い、制度の理解を深めた。その際の講師に、税理士団体が凍結、延期を求めているといった文言について確認したところ、現在そういう文言を使っていないとの話を聞いた。消費税は、消費者が払って国に行くことで、社会保障等の財源となる。今まで免税業者が支払っていないのはおかしいのではないのかといった意見、また別の委員からは、制度の延期ではなく、制度の周知徹底と激変緩和措置を求めたほうがよいといった意見、また別の委員からは、国のほうでも緩やかな制度移行を検討しているようである。税の公平性ということから考えても、制度の延期はどうかと思うといった意見が出されました。

また、今回の請願を不採択とし、委員会でもう一度検討し、常任委員会案を提出してはどうかとの意見もありました。

その他、議員間で討議をした後、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いたします。

**高橋富美子議長** ただいまの総務文教常任委員長長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第63号新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号案新庄市職員の高齢者部分休業に関する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号新庄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号新庄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号新庄市市税条例等の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号新庄市市税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号新庄市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

**6 番(押切明弘議員)** 議長、押切明弘。

**高橋富美子議長** 押切明弘さん。

**6 番(押切明弘議員)** 横根山運動広場という

ことで、相当な広い場所、面積かと思います。まず1点は、どのぐらいの面積があるかお聞きします。あと、廃止ということなのですが、その場所がなくなるわけではないわけで、跡地利用、運動広場は廃止するけれども、その土地、場所、跡地利用はどのような計画があるのかお聞きします。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 総務文教常任委員長山科正仁さん。

**山科正仁総務文教常任委員長** 常任委員会としては、そのような質疑もありませんでした。報告どおりです。

**高橋富美子議長** 暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、



議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。原案に反対ですか、賛成ですか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 賛成です。

**高橋富美子議長** 原案に賛成、佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1 番(佐藤悦子議員)** 請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願に賛成討論を行います。

その理由は、1として、インボイス制度は年間2,480億円の増税になると財務省も試算しているということです。インボイスとは、税務署がつけた登録番号が書かれた請求書や領収書です。インボイス制度が始まると、所得税や法人税は、インボイスがなくても経費となりますが、消費税はインボイスがないと、仕入税額控除ができなくなります。ですから、下請の免税業者の場合、親会社からインボイス発行事業者になるよう求められます。

免税事業者が、課税業者になるとどうなるでしょうか。所得税の最低税率が5%なので、100万円の利益があれば所得税は5万円となります。消費税は売上げに10%の課税なので、これは飲食料品など以外の場合ですが、年間500万円の売上げ、そして経費が400万円であれば、利益は100万円ということになります。売上げに係る消費税50万円から、仕入れに係る消費税40万円を引いた10万円が消費税の納税額とな

ります。今まで5万円だった国税が15万円に増えるのです。

これを払えないと親会社に相談しますと、親会社の対応は3つあります。1つは、親会社が消費税を負担する。2つ目は、仕事は出せないと行って取引を中止する。3つ目は、消費税分を値引きすると迫られる。事業者の力関係から、親会社が消費税を負担するということは考えられないので、泣く泣く値引きを受け入れるか、消費税の課税業者になって消費税を払うかの選択を迫られます。

もともと課税業者の方は、下請先に免税業者がいれば、その人が課税業者でない限り、仕入税額控除ができないので増税になります。

2番目は、インボイスは免税事業者制度の実質廃止の制度で、免税業者である中小零細業者の廃業を増やすことになるということです。先ほどの500万円の売上げ、経費400万円の場合、100万円の利益という免税業者が、5万円の所得税を払うということで、業者の月生活費を計算してみますと7万9,200円です。消費税課税業者ということになれば、この中からさらに10万円の消費税を納税しなければなりません。払えるでしょうか。払って、次の年も仕事を続けていけるでしょうか。免税事業者制度は何のためだったのでしょか。

財務省は、制度の趣旨として、小規模の事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置と言っております。消費税導入から30年になりましたが、この事情は変わらない状況です。

今の物価高、そしてコロナ禍という状況の中で、多くの中小零細業者が経営困難に直面しているのですが、彼らにむちを打ち、廃業を増やすことになってしまいます。

3つ目の理由は、益税ではないということです。先ほど委員長の話の中で、益税だから払わねばならないみたいなことを言っていました。

預り金だから、免税業者も国に払えという意見があったという報告でした。

それについてですが、まず農林水産業を見てみましょう。自分で値段が決められないので、益税はありません。競りで価格が決められ、現在赤字にさせられている農家がたくさんあります。多くなっています。米の価格を見ても、農林水産省は、生産費は1俵当たり1万5,000円ぐらいかかると公表しておりますが、農家には9,000円とか、よくても1万3,000円という形で支払われ、消費税がついても農家にとっては、受け取る米価は赤字です。今畜産も同じです。

また、消費税導入直後、サラリーマンの方が起こした裁判がありました。訴えた方が敗訴となりました。1990年3月26日東京地裁、11月26日には大阪地裁、2回です。東京裁判の判決を見ますと、消費者が事業者に対して払う消費税分は、あくまで商品や役務としての提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではないとしています。つまり、消費税は物価の一部であって預り金ではない、益税ではないとはっきり言っています。こう主張したのは税務署であり、国側なのです。

そして、本当に益税ならば、消費税が上がるたびに免税業者と言われる方の利益が増えてよいはずですが。増えてきたでしょうか。増税で、消費税増税が進んできて、免税業者の利益は逆に減っているのです。

4番目の理由として、消費税は公平ではないということです。大企業の懐を温める不公平な税制だということです。トヨタ自動車は、年間6,000億円もの消費税の輸出還付金が戻ってきています。全国商工新聞10月24日付で、元静岡大学教授湖東京至税理士によれば、2022年3月期の輸出還付金の合計は、およそ6兆6,000億円です。2022年度の消費税収予算がありました

が、その予算の4分の1を還付しているのです。輸出還付金は、物品税のときにはありませんでした。大企業の懐を温める、全く不公平な税制の仕組み、これを改めるべきだと思います。

5つ目の理由ですが、インボイスの中止、延期や消費税減税はできるということです。消費税10%への増税についても、政府は2度延期しました。政治が決断するかどうかなのです。

この請願を採択して、市民の声を政府に届けていくべきだと思います。

以上です。

**高橋富美子議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

請願第2号消費税インボイス制度の実施延期についての請願については、委員長報告は不採択であります。請願第2号については、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**高橋富美子議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 投票を締め切ります。

賛成3票、反対13票、賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

## 産業厚生常任委員長報告

**高橋富美子議長** 日程第8議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願の2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

**佐藤文一産業厚生常任委員長** それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、継続審査の請願1件です。

審査のため、12月8日午前10時より、議員協議会室において委員8名の出席の下、審査を行いました。

議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、子育て推進課職員の出席を求め、補足説明を受けた後に審査を行いました。

審査に入り、委員からは、自由来館機能のみとなった場合、職員配置はどう考えているのか

という質疑がありました。

子育て推進課からは、集団指導に伴う人員1名分を削減する予定で、升形児童館管理委員会と協議しているところだが、十分に運営できるような配置を考慮していきたいとの説明がありました。

また、建物の維持補修についてはどう考えているのかという質疑がありました。

子育て推進課からは、44年経過しており、かなり古いということは否めないが、メンテナンスを定期的に行っており、さほど躯体に対する支障はない状況で現在運営している。維持管理を適正に行うことで、まだ維持できると考えている。必要なものについては、随時修繕していくとの説明がありました。

その他、自由来館が主体となった際の管理運営についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第69号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願については、成人福祉課の職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、厚生労働省に尋ねたところ、この請願の内容は事実のようであるし、その意思は賛成すべきではないかという意見が出されました。

また、別の委員からは、山形県民の遺族者遺族会の心情として、沖縄戦で沖縄の土となって眠っていることに尊厳を認めなければならないと思う。その点では、請願についてはよしとするといった意見が出されました。

また、別の委員からは、土砂の埋立てに関しては、遺骨の抽出調査が終わっても、その土を使つての開発行為は、基地以外でも未来永劫できないのか、そこまで我々が言及すべきではな

く、今すぐに判断できる問題ではない。市議会として、明確でない意見書を出すのはいかなものかと思う。不採択とすべきであるといった意見が出されました。

また、別の委員からは、請願内容の2番目の要旨に関しては賛成であるといった意見が出されました。

また、別の委員からは、請願内容の2番の遺骨収集の推進に関する法律を遵守し、政府が主体となって進めるという部分を基本とした請願が理想であると思う。今の内容ではそぐわないところもあるので、採択せず、委員会でもう一度検討し、常任委員会案を提出するのがよいのではないかといった意見が出されました。

その他、議員間で討議されましたが、採決した結果、請願第1号については、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

**高橋富美子議長** それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 原案に反対ですか、賛成ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 賛成です。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん、発言を許可します。賛成の討論。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 請願が、沖縄戦で……、請願に賛成の討論……、あっ、議案に賛成……、

間違えました。失礼しました。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願について質疑ありませんか。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) 不採択となった理由なのですけれども、委員長の報告ですと、この意見書の内容そのものに肯定的な意見もあったように思います。しかし、最終的に委員間の議論の中で不採択としたということだったのですが、具体的に不採択となった理由ですね。委員間の討議で、何が不採択の決定的なことになったの

か、議論した内容をもう少し詳しく説明していただいでいいでしょうか。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 報告のとおりとなりますが、委員会でもう一度検討し、常任委員会案を提出するのがよいのではないかという言葉があったことがそのような形になったかと感じております。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 委員会で意見書を提出し直したほうがいいのではないかと考えた、その理由です。だから、この内容の中で、決定的にどこがそぐわない、産業常任委員会としては、どこがそぐわなくて、委員会として意見書を提出すべきだとなったのかということの理由を今お尋ねしたいと思ったのです。再度お願いします。具体的にお願ひしたい。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 報告のとおりとなっております。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** そうしますと、特に理由はないということなのではないでしょうか。報告のとおりということは、主立った、今報告をしていただいたわけですね。主立った意見、出た発言、その中で委員長は、そのほか委員間の中で議論がありましたが、不採択になっていった、その経過をお伺いしたかったわけなのですからけれども。

委員長報告の中で一番引かかっているのが、この項目の中の1なのだと思うのです。戦没者

の遺骨を含む可能性のある土砂を埋立てに使用する計画の中止を求めること。この部分について、具体的にどのような議論が交わされたのか、議論の内容を説明いただきたいと思います。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 再度申し上げますけれども、ただいま申し上げました報告どおりとしか私からは言えませんので、了承いただければと思います。報告どおりでございます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。討論の発言を許します。原案に反対ですか、賛成ですか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 賛成です。

**高橋富美子議長** お願いします。

（1番佐藤悦子議員登壇）

**1 番（佐藤悦子議員）** 請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願に賛成の討論を行います。

常任委員会に私も参加しました。そこで、資料を頂きました。そこに5月31日朝日新聞の資料がありました。そこで、「基地建設に利用、二度殺すのか」という題名でした。その内容の中で出ているのですが、収集した身元が分からない遺骨はどうするのですかということと質問あったことに対して、遺骨収集ボランティアの具志堅隆松さんが、「収集した遺骨は沖縄県に届け、日時や場所などを記録し、DNA鑑定のために保管されます。国は若者や一家の働き手

を、赤紙1枚で家族から引き離し、戦場に送り、死に追いやった。遺骨を返せないのは無念です」と答えています。

そして、身元が分からない遺骨が多い中、40年間休日を費やして収集してきました。なぜボランティアを続けるのですかと質問されたのに対して、遺骨収集ボランティアの具志堅さんは、「遺骨を見ると、戦争に賛美すべき死などあるのかと怒りが湧いてきます。なぜここで死なざるを得なかったのか。不条理の現場を見て、通り過ぎることはできません」ということを答えながら、後のほうでこういう話が出ています。

「土砂と骨は分けられません。現場に行くと分かりますが、土砂と骨は分けられません。戦争で命を奪われ、遺骨が辺野古の海に沈められれば、犠牲者は二度殺される。死者の尊厳を守らなければなりません」。そして、「虐殺された人たちが埋葬される場面を……」、ウクライナの戦争の場面のことを言っているのですが、「テレビで見ました。免許証なども一緒に埋めてくれると、後で遺骨を返せるのにと気がかりでした。戦争では人の命が軽く扱われる。だから、二度と戦争を起こさないために、人の命は高くつくということを為政者に実感させる必要がある。どれほど費用がかかろうとも、国が責任を持って遺骨を遺族に返さねばなりません」と言っておられました。

この資料を読んだときに、あと2年ぐらいで遺骨収集を国は終わろうとしているわけですが、それだけではない。土砂にはたくさんの骨がいっぱい埋まっているということです。これを、基地建設という戦争のための道具にまた使うというのは許せないという、この請願者の意思がこの請願にはかかっていると思います。

そういう意味で、沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画は中止してほしいというこの願いを私たちは受け取って、請願を採択すべきだと思います。

**高橋富美子議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出についての請願について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**高橋富美子議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成4票、反対12票、賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

**日程第10議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第8号)**

**高橋富美子議長** 日程第10議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** 私から2点ほどお聞きします。

1点目は、21ページの11款災害復旧費であります。

その前に、15ページの6款農林水産業の農業振興費についてお聞きします。先日の説明会では、この減額補正は補助金対象者の事業中止になったという話を聞いたのですけれども、結局どのような対象事業があったのか。あと、どういふわけで補助金対象者が事業中止になったのか、その点詳しくお聞きしたいと思います。

3回までですよ。それでは、先ほど言いました21ページの11款災害復旧費の農地災害復旧費についてもお聞きしたいと思います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** それでは、初めに6款の農業振興費の補助事業について御質問ありましたので、そちらについて御説明いたしたいと思います。

こちらの事業につきましては、減額になっている部分、農業次世代人材投資資金、こちら新規就農者に対する交付金を支給するものでございますが、1名の方から交付金の辞退があったということで減額するものでございます。

また、下段の新規就農者経営開始資金につきましては、今年度新たに3名の方が新規就農認定されたということで、75万円を3名分という

ことで補正しているものでございます。

それから、果樹園芸振興費の魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業につきましては、当初、花の土壌改良、それから苗購入費と、こちらについては一応計画上目標を立てるわけですけれども、コスト低減という目標を設定しておりましたが、今般の資材高騰、それから燃油高騰等で、コスト低減の目標達成が困難だと判断しまして、事業主体から中止するというものであります。

それからもう一つ、産地パワーアップの補助事業につきましても、2つの事業主体があるわけですけれども、1つ目が花の部会で球根の掘取機とか管理機、溝掘機を当初購入したいということで提案があったわけですけれども、こちらにつきましても、先ほどの魅力（かち）ある農業と同じように目標達成が困難であるということで、辞退ということでございます。

もう一つが、トマトを対象とする方で、経営継承によりますパイプハウスの改修をしたいということでございましたが、この方の自己都合によりまして事業を中止しなければならない状況になったため、今般の減額となったところでございます。

それから、21ページの農地災害復旧費でございますが、こちらにつきましては、6月の豪雨によりまして、新庄市域の農地ののり面が河川のほうに崩れまして、それで鮭川域の農地に河川があふれてしまって作付ができなかったということもございまして、新庄域の農地の耕作を来年度以降するために、そののり面の復旧を行いまして、営農活動に支障のないようにするものでございまして、国の査定を受けまして実施するものでございます。のり面復旧等でございます。

以上です。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** この15ページの件に関しては、農家独自の自助努力ではどうしようもないという事情があるわけですね。その辺、原課として何らかの支援策というものを考えていかないと、だんだん農家経営は先細りすると思いますので、その点は自助努力ではできないということを分かってほしいという思いで質問した次第であります。

次に、21ページの災害復旧費ですけれども、これから冬本番になるわけです。話を聞きますと、この事業は国の制度というか、それを使ったということ、いろいろ設計面とか聞いております。しかし、もっと早くできなかったのかと私は言いたいのです。ということは、これから冬になった場合、工事ができなかった場合、繰越明許を使ってもいいですよと農家に話をしているのですか。ちょっと待ってください。これ、年度内に必ず出来上がらなければならないのですか。といいますのは、課長、ちょっと待ってください。

我々、この間11月に、この案件とは違うのですけれども、農業だよりに9月補正でなった小規模農地災害緊急復旧工事費用補助金交付事業で回っております。これを見ると、今年度中に復旧工事が完了する事業のみが対象ですので、お早めに申請してくださいと。これは6月の災害ですよ。この災害も6月ですよ。これは、国の制度にのっかって、いろいろな設計であることは分かります。しかし、これから冬なのです。この11月に出了された、9月補正で350万円ですか、補正ついたと思うのですけれども、その実施内容が9月補正でなっているのかかわらず、11月ですよ、農家に周知されたのは。そして、今年度中に復旧工事が完了する事業のみが対象ですので、お早めに申請してくださいと。どうしてこれ、9月補正で議会を通過しているやつが、11月に農家の皆さんに周知があつてですよ、そしてたった1か月で雪降ってきたら、ど

うなるのですか、これ。

私が言いたいのは、事務方では、もう来年度の繰越明許を入れて、こういう事業を市民の皆さん方に説明しているのか、その点をお聞きしたいと思います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** まず、予算書の21ページの災害復旧事業につきましては、議員の質問にもありましたとおり、国の災害復旧事業を受けたものでございますので、設計の査定、それから現場査定を経まして、どうしてもこの時期になってしまったということは否めないということでございます。

それで、国の査定を受けた後、設計の変更等々ございまして、どうしてもこちらの地域の場合、冬工事になってしまうということもございまして、その後も国・県と協議しまして、繰越明許ありきとなりますけれども、なるべく早く事業を完成させたいということでございます。

それから、後段の小規模の市単の事業につきましては、当初予定しておったものの、再度農業だよりに漏れがないかということで周知させていただいたものでございます。被害に遭った方が、当課に申請、御相談に見えた場合は多々あるわけですけれども、12件今現在実施しておりますが、そのほかに本当に被害がなかったのかということで、再度周知しなければならないだろうということで、農業だよりで周知させていただいた次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**18番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**高橋富美子議長** 小野周一さん。

**18番（小野周一議員）** 私も原課に行って、その内容を聞きました。しかし、農家は役所から配布されている文書というのは、一般的に守ろうとしてやっているわけです。今の時期ですよ、もう。その辺どう考えているのか。現場の農家



サイドに立ったやり方をしてもらわないと、私は、別な方がおりますけれども、やっぱり農家の方々に寄り添った支援事業ではないのかなと私は思うのです。ここは雪国ですよ。上にやっぱり強く言うべきですよ、それはできないですよと。だから、繰越明許でやってもいいのですかと、私それを聞いているのです。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 国の災害復旧の事業につきましては、繰越しありきということで確認しているところでございます。

以上です。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 4点お聞きします。

1点目は、9ページの16款2項2目で低所得者世帯の冬的生活応援事業費、県の補助金360万円がありますが、福祉灯油の県の補助金が増えたとのこと。どのような内容になったのかということ。

2つ目。16ページの6款1項4目畜産所得向上支援事業費補助金、マイナス649万円の内容はどうか。

それから3つ目は、16ページの6款1項6目で、水田の経営所得安定対策等推進事業費補助金92万円増について、どういうことかということ。

4つ目です。12ページの2款3項1目マイナンバーカード交付事業推進費114万7,000円、人件費ということでありましたが、これに関わって、現在の普及率はどうかということをお願いします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** まず、低所得世帯に対する、冬的生活応援事業ということで、県の補助を受けての灯油助成ということですが、例年ですと1世帯当たり5,000円の補助額を上限として、県で2分の1を補助するという制度でございました。今年度に関しましては、それに上乗せの補助ということで特例の補助がございまして、市町村で上乗せした分を、県でその金額を補助していただけるということで、今回新庄市では1世帯当たり7,000円の補助を行いますので、上乗せした2,000円分を県で100%補助していただけるという制度になっております。

以上です。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** それでは、初めに畜産業費、畜産所得向上支援事業費補助金についての御質問ありましたので、お答えさせていただきます。

当初、こちら県単の事業でございますが、県単の事業で行おうとしていた事業主体が2つあるわけですが、県の補助枠が超過してしまっただめに、この2つの事業主体の補助事業を、国のクラスター事業に振り替えまして事業を実施したために、県単の補助金額を減額したものでございます。

それから、水田農業経営所得安定対策の推進事業費の補助金につきましては、県内全市町村が一斉にシステム改修を行うため、eMAFFという電子申請ができるシステム改修費のための補助金でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** マイナンバーカード交付推進事業費の補正についてですが、こちらはマイナンバーカードに係る事務が増大しておりますので、会計年度任用職員を1名増にして対応する

予算の補正となっております。

また、マイナンバーカードの交付率につきましては、11月末で新庄市が54.5%、参考までに県の平均が52.7%、全国の平均が53.9%ということで、新庄市は平均を上回る交付率となっております。

なお、申請率も大分伸びておりまして、県内13市のうち、上から3番目まで申請率を上げているといった状況となっております。

以上です。

**1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。**

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 最初に、低所得者世帯の冬の生活応援事業費補助金のことで、市が増やした2,000円分を県が全額補助してくれるということで、市の負担は福祉灯油に対してなくなったということのようでした。

このように、県の補助が増えて、ほかの市の福祉灯油の補助を見ますと、山形市などは1万円の支援となっております。県の補助を増やしたのを受けて、市でも3,000円分上げて支援を増やすことができるのではないかと、再支給できるのではないかと思います。灯油の値上がり状況というのはひどいわけで、18リットル当たり、12月7日現在で2,003円、リットル当たり111.3円ということで、30年前と比べると倍になっています。そういう意味では、30年前からあまり賃金が上がっていない、むしろ下がっているかもしれない市民の暮らし、特に非課税世帯が対象でありますし、そういうことを考えたときに、少しでも支援をほかの市並みに増やすことが必要でないかと思いますが、その考えはないか伺いしたいと思います。

2つ目なんですけど、畜産所得向上支援ということで、畜産農家の所得状況をどう把握しているのでしょうか。そして、その対策にどうすることが必要だと考えておられるのか、考えをお聞かせください。

それから、水田経営の所得安定対策で、これは市町村のシステム改修費ということでお答えがありました。この題名で、水田関係の経営所得安定対策が必要なわけです。そして、この対策として、今の農家の水田から出る米の価格をどうあるべきと見ているのか、所得安定のために何が必要だと今考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、4つ目のマイナンバーカードの交付率が大変上がって、頑張っているということが分かりました。

一方で、漏えいの問題です。12月6日の衆議院総務委員会での質疑の中で、個人情報保護委員会に寄せられた報告で、マイナンバーの紛失で約3万5,260人分、また情報漏えいは約2万1,281人分、合計で5万6,541人分の情報漏えいが明らかになっています。こうした問題などをどのように考え、市としてはどのような対策が必要とを考えておられるのか、お願いします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、伊藤リカ。**

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 灯油の補助についての御質問でしたが、まず県の補助ですけれども、新庄市の負担がなくなったわけではなくて、従来補助率5,000円に対する2分の1ということになっておりますので、その部分の市の負担は引き続きあるということでございます。

山形市の例を、議員から1万円と今お聞きしましたが、新庄市としましては、灯油の値上げの幅などを検討しながら、今年度は7,000円の補助を行うということを決定いたしましたので、今年度については、その額に変更はございません。

以上です。

**柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。**

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 畜産と水田経営の両方をどう考えているのかと御質問いただきました。

私個人が答えるということは非常に難しいと思いますので、現在国で様々な対策が打たれております。こちら、制度が出てきた段階で農家に早めに周知を行いまして、より有利な方法ができるよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私からマイナンバーの情報漏えいをどのように考えていくかという部分についてですけれども、まず一自治体として、マイナンバーの情報漏えいに対して対応していくという部分については、具体的に対応するには難しい部分もありますけれども、現在新庄市では個人情報保護条例ということで総合政策課で所管しておりますけれども、来年4月から国の法律に基づきまして、個人情報保護法に全国の自治体の条例が一元化されて、全て、それぞればらばらな条例の状況となっている部分が一本化されて、国の法律一本によって管理されるという、これはデータが今デジタル化の推進によって、全国ばらばらな考え方は駄目ですよという中での条例の一本化になるような流れになっております。今現在、その条例についても検討中でございますけれども、そういった流れの中で、今後できること、一行政としてできることについても含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 先ほど、まず福祉灯油のことについては考えていないということで、残念なお話でした。ただ、市民一人一人から見れば、福祉灯油をもらってうれしい、ありがた

いという声がありながら、しかし隣とかほかの町村を見たときに1万円もらえたんだという話を聞けば、新庄市と比較して、何か残念な思いになるという、そういう寂しい気持ちになるというのは、市民の感情としてあると思うのです。

そういう意味で、県でせつかく増やしてくれているわけですから、少しでも再支給ということを考えて、確かに事務は大変だと思いますが、そういう市であってほしいなと思います。

次に、農業、畜産と米のことについて、国の制度が出てきたら、より有利な方法に努めていきたいということでした。

市内の酪農家の方を中心にお話を伺いました。飼料高騰、それから電気代、燃油代、非常に高騰しております、今の乳価では赤字だと。子牛などが市場で売れなくて、あまりにも安くて、これも赤字だと。畜産農家として、本当に生きるか死ぬかと。そのぐらい、今厳しい状況であります。

新しい制度として、新農政の中で、補助金の中で、日本農業新聞にこのことについて載っております。国は乳牛を1頭殺せば何万円の補助みたいなことをこれからやるそうですけれども、そういうことではなくて、殺すのではなくて、乳牛1頭当たり16万円から8万円を補助すれば農家は続けられて、減収補填があれば続けられるのだということを、鈴木宣弘東大教授が11月14日の日本農業新聞で述べていました。牛を殺す補助ではなくて、生かす補助をして、農家を守るべきだということがありました。そういう点をどう考えておられるか。

また、水田について見ますと、米価はどうあるべきなのか。今このように下がっている米価で、農家は続けられるのか、米作りを続けられるかということで悩んでいる方が多くなっている市内の現状です。その原因をよく見たら、9月16日のMA米の入札の結果がありまして、アメリカ米を60キロ当たり、国産米に比べて、国

産米というのは2021年度の国産米の農家への支給額ですが、その1.5倍でした。これらを含めて、77万トンという上限をいっぱいいっぱい無理して買っているという状況でした。しかし、売れないとも言われているようです。売れなくて、飼料米程度の価格で出しているということで、税金はかなり無駄になり赤字になっていると。そういう意味で、これからの日本の農家を守る米価にしていくための経営安定対策というときに、何が必要なのか、どう考えるのか。無駄なミニマム・アクセス米は減らす、やめる、そういうことを言うべきだなと私は思うのですけれども、どうなのかをお願いします。

それから、マイナンバーカードのことなのですけれども、マイナ保険証ということで、今向かっているようですけれども、マイナ保険証は5年ごとに更新しなければならぬと聞いていますが、これが切れていたら、切れているマイナ保険証だったら、急病で病院に行ったら、未更新だから使えないという、病人にとっては大変なことが起きてしまいますが、それについてどう考えているかをお願いします。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さんに申し上げます。

質疑の際は、会議規則第55条に基づき、その内容を簡明に述べるよう、お願いいたします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 灯油の助成に関する御質問でしたが、今年度に関しましては、灯油の実際の値上げの幅などを検討して、7,000円という額に決定しておりますので、今年度についての変更は考えておりません。

以上です。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 国の制度でございますので、

私が答える立場にはないと思いますが、制度が悪いということであれば、そういった状況を国・県に伝えていきたいと考えています。

以上です。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** マイナンバーカードにひもづけられている保険証につきましても、国の制度でございますので、ここでお答えできるものではございませんので、御了承いただきたいと思います。

あと、補足といたしまして、物価高騰対策といたしまして、燃料費代も含めましての給付金ということで、去る11月臨時会において、市民1人当たり4,000円ということで新型コロナウイルス対策臨時交付金を活用した事業ということで、予算も審議いただいて、今給付に向けた準備を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

**7 番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番(山科春美議員)** 3点質問させていただきます。

1点目が、予算書9ページ、21款諸収入4項雑入3目過年度収入、生活保護費国庫負担金の件です。

2つ目が、予算書11ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費の結婚新生活支援事業です。

3つ目が、15ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の特定不妊治療費助成金について質問させていただきます。

まず、最初の生活保護費国庫負担金についてですが、9月の決算委員会でも質問させていただいたのですけれども、こちらの受益者負担分ということで168万円が収入ということであり

ますけれども、14ページの歳出のところ、3款民生費3項生活保護費2目扶助費で、生活保護事業費国返還金967万円となっておりますけれども、バランスをどのように考えておられるのか、収支が合うのか、そういったことを教えていただきたいです。

また、11月の臨時会のコロナ対策としても、そういった生活支援の部分もまた対象になっているのですけれども、こういった収支が合うのかどうか教えていただきたいということ、1点です。

あと2点目が、結婚新生活支援事業ということなのですが、令和3年度の決算が249万6,000円だったと思うのですが、今回また200万円ぐらいプラスされているので、とても人気があったのかなと思ったのですが、今まで何件あったのか、そして今後の申請見込みは何件なのか教えていただきたいです。

3点目が、特定不妊治療費助成金のところなのですが、令和4年4月、今年4月から不妊治療が保険適用されましたけれども、令和3年度と、今回補正で同じ金額ぐらいの予算となっているのですが、利用する方が増えたのかどうか教えていただきたいです。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 返還金に関する御質問ですが、歳入と歳出に返還金がございますが、これについてはどちらも国庫負担金でして、生活保護に関しては翌年度精算になります。扶助費が3つに分かれておまして、生活扶助費と医療扶助費、あと介護扶助、こちらの扶助費がございます。その種類ごとに実績報告を行って精算するという形になっております。

歳入の160万円ほどの過年度負担金について

は、介護扶助の部分が、実績報告において国庫負担金が不足しておりましたので、その分を歳入として今年度受けたという形になっております。

歳出は、生活扶助と医療扶助において返還金が出ましたので、そちらの部分を歳出として今回支出するという形になっております。

議員御質問の、5万円の給付を11月臨時会で補正させていただきましたが、こちらについては、生活保護世帯においても5万円の給付を受けることができるわけですが、それに関しましては、生活保護においては、5万円の給付については、収入認定を除外されるということになっておりますので、こちらが収入認定されて、扶助費が減るといったことはございませんので、よろしくお願いいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私から結婚新生活支援事業費補助金についてでありますけれども、こちらにつきましては、令和3年度決算額、議員おっしゃったとおり249万6,000円ということで、昨年度9件ございました。今現在、当初予算で執行している段階では、今回補正の要求をする段階で、8件分予算あった中で6件の申請があるということでございます。残り、予算残分として2件分しかないということから、今回婚姻届出件数から見た申請率を見込んだ形で、あと昨年より周知も広まってきているというところも勘案いたしまして、今年度補正した総数として15件程度見込んだ形での予算としております。よろしくお願いいたします。

**山科雅寛健康課長** 議長、山科雅寛。

**高橋富美子議長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** では、特定不妊治療の助成についてということで御質問ございましたので、私から説明させていただきます。

今回、補正で計上させていただいたものは、

不妊治療費助成金として216万円計上させていただいております。

今年度当初予算におきましては、令和3年度に治療を開始しました特定不妊治療について、継続して治療した者について助成するという予算を計上させていただいておりましたが、今回計上しております、補正をお願いしておりますものにつきましては、令和4年4月以降に不妊治療を行った、医療保険適用となった不妊治療に対する助成を新たに創設するというように計上させていただいております。

令和4年4月から医療保険が適用されました生殖補助医療等につきまして、保険適用につきまして自己負担が3割となり、また高額医療費にも該当することになったことから、治療による経済的負担は大分緩和されてはございます。

ただ、新庄市において、これまで特定不妊治療の申請をしていただいた方の傾向を見ていきますと、多くの夫婦が3回以上の治療を行っておりまして、医療保険適用になったとはいえども、自己負担がまだまだ高い状況にあるということが分かっております。

そういったことで、今回医療保険が適用となる生殖補助医療等に係る自己負担への助成と、医療保険適用外となる40歳以上43歳未満の6回目までの治療に係る自己負担への助成の2つを実施したいということで考えておまして、1つ目の医療保険適用された生殖補助医療と併せて行った先進医療に係る医療費の自己負担額から、高額療養費と県の助成金を控除した金額を、40歳未満が通算6回まで、40歳から43歳未満が通算3回まで、10万円を限度として助成したいというものでございます。

また、もう1点、2つ目が、40歳から43歳未満の方が治療を行う際、医療保険適用となるのは3回までとなっております。こちらにつきまして、40歳未満と同様に、通算6回目までの治療に関して、4回目から6回目までを、30万円を

限度として助成したいというものでございます。こちらは令和4年4月1日に遡って実施したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**高橋富美子議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 最初は、生活保護費国庫負担金のところですけども、いろいろ分けた形で、今回は介護扶助の部分が入ったということで、何かいろいろ制度があるのだなと思いました。

決算のときにも言ったのですけれども、生活保護の水準より低い暮らしをしている方も多数いらっしゃいます。なるべく本当に支払えるものは支払えるような形で、ぜひ市でも行っていただきたいと思います。

あと、2番目の新生活支援事業ということだったのですけれども、何か周知が広がったみたいで、人数も増える可能性があるということで、15件程度見込んでいるということです。こういう制度があれば、結婚に踏み切るというあれもあると思いますので、ぜひ人気のある制度のようですので、頑張ってくださいと思います。

あと、特定不妊治療助成金のところも、医療保険が4月1日から適用されたということで、ちょっと制度もいろいろ変わってきたみたいなのですけれども、県の制度とつながって、市のほうでも変わってきたみたいなのですけれども、さらにまたここもいい形で拡充していただいて、利用者の方々の悩みが解けるような形でやっていただきたいと思います。

以上です。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 私からは、8ページの、先ほどほかの議員もお話しされていましたが、マイナンバーカードの交付について、マ

イナポイントの補助金のことについて。

もう1点は、11ページの企画費の、先ほど山科議員もおっしゃっていた企画調整事業費の中の若者世帯住宅取得補助金についての2件をお聞きしたいです。

まずは、現在の取得率、マイナンバーカード54.4%ということで、かなりの躍進だと私は評価しております。県内で3位ということで、すごく頑張っているんじゃないかと思っております。中でも、携帯ショップなどでされているということもお聞きしておるのですけれども、そういうことについて、今の取得率アップに民間の協力も得て、されているのかということをお聞きしたいです。

あと、ポイントについてなのですが、ポイントはいただいたのだけれども、使えるところが分からないというお話を結構聞いていますので、そこについて、市でどのような説明をされているのか、まず1点お聞きしたいです。

それと、若者世帯の住宅取得ということで、先ほど山科議員のおっしゃっていた内容と重複するかもしれないのですけれども、補助金の上増しということで、申請者数や今後の見込みなどもお聞きしたいです。よろしくお願ひいたします。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** マイナンバーカード交付率についての御質問ですが、auショップでも積極的に交付のサポートをしていただいております。大変にありがたいと思っております。また、市民課におきましても、先月ですと菟野学区、今月ですと日新学区と、各地域の公民館などに日曜日に出張申請ということでお邪魔して、多くの方に御利用いただいております。そういったところで、大分交付率が向上して、数字に反映されているのかなということで考えております。

あと、ポイントにつきましては、年度初めの

市役所でのポイントのサポートが月50件程度だったのですが、10月以降、もう600件、700件近く、月、市民の方にポイントの申込みで来庁いただいております。その中で、丁寧はどういったポイントのカードがつけられるとか、使い方とかは説明させていただいているつもりではあるのですが、やはりふだんポイントカードを持たない方も多くいらっしゃるんじゃないかというところも現状かと思っております。ただ、お問い合わせいただければ、こちらでも丁寧に御説明させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私から若者世帯住宅取得助成金の補正について御説明申し上げます。

これにつきましては、昨年の決算が2,330万円ありましたが、当初予算で全体的な財源の関係もありまして、まずは1,480万円だけ予算を置いているという状況で、今回不足分を補正させてもらうという状況になっております。その中で、10月末までの助成件数といたしましては、22件の件数がございます。その後、11月以降の引渡し件数につきまして、各工務店へヒアリング、可能な範囲で行った結果、引渡し予定としている件数が今後19件あるという部分と、さらに工務店が把握していないところでもありますとか、事前に当課に相談に来ている件数なんかも加味いたしまして、今年度の件数といたしましては55件を見込んだ形で2,260万円という決算見込額として、今計上させていただいているところがございます。よろしくお願ひいたします。

**8番(庄司里香議員)** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** ポイントを使えるところ、場所というのもそうなのでしょうけれども、使い方も分からないという方がすごく多いので、その点について、お店とかでポイントを使うに当たって、補助していただいているのかについて、再度お聞きします。

それと、先ほどの若者世帯住宅取得助成金についてですけれども、合計で55件ということで、今後の見込みをお願いしたい。次年度に向けて、こういうふうにとすることがもしあれば、もっと広がりを持ってやっていただきたいと思しますので、このことについて再度お願いいたします。

**伊藤幸枝市民課長** 議長、伊藤幸枝。

**高橋富美子議長** 市民課長伊藤幸枝さん。

**伊藤幸枝市民課長** ポイントの使い方につきましては、ふだんお買物をされるお店のポイントカードをおつくりしたほうが良いというお話はさせていただいております。その上で、ポイントが付与されても、そのポイントの使い方が分からないという場合が多々ございますので、そういったときにはレジなり、お店のサービスカウンターなりで、そういったお声がけをしてくださいということでお話をしております。店舗でも、そういったところはサポートしていただいているようですので、今後もそういった御案内をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**高橋富美子議長** 総合政策課長川又秀昭さん。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、若者世帯住宅取得助成金の今後の広がりということで、今年度の見込みにつきましては55件ということで先ほどお答えしたとおりではございますけれども、今後につきましては、一般質問の中でも御質問があつて、お答えした内容と重複いたしますけれども、今現在30万円、40万円の、1世帯当たりなのでございますけれども、助成金額で、なかなか若

者の負担軽減にはなっていますけれども、それをもってうちを新庄に建てることを決めたという方は、アンケートを取っても全く、まずいないという状況で、2,300万円、2,400万円というお金の使い方としては、ちょっと見直さなければいけないのではないかとこの部分考えておりますというところで、現在、来年度分をスクラップして、新しい、もっと目的を明確にした助成金の使い方できないかというところで検討中でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**8 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**高橋富美子議長** 庄司里香さん。

**8 番（庄司里香議員）** 担当課長のお話は重々分かりました。

ポイントの件についても、すごく丁寧にお話しされていて、窓口の対応という話は、市民から聞こえてきていないです。単にポイントとかを使ったことがないということで、あれなんだろうのですけれども、ただ企業でも、これを機会にポイントを使ってもらって、お店に来てもらいたいということもあると思しますので、そこら辺は意思疎通を市側としていただいて、よりお客様に市民の方が使って、また生活を充実させていただけるためにということで、時間は、いろいろあるでしょうけれども、制約は、でも一人一人に丁寧にぜひとも対応していただきたいと思っております。もっと取得率が上がることを期待して、これで質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

**高橋富美子議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議



**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

**3 番（新田道尋議員）** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3 番（新田道尋議員）** 13ページ、1項の3目と4目、障がい者福祉費と、その下の自立支援費、両方兼ね合いがありますので、両方1回で質問します。

給付費が減額になっています。それで、その下を見てみますと、国・県への返還となっていますけれども、これをどう減額して、国・県に返さなければならないのか、その点をお知らせ願います。

それから、次に16ページの6款2項1目、東山線沿線の枯損木の伐倒という事業が載っていますが、これは今回の補正ですので、これからこの作業に入るということになります。冬期間を目前に控えて、どうして今の時期になったか、それをお知らせ願います。

それから17ページ、7款1項3目観光費のエコロジーガーデンの198万8,000円、これの光熱水費の内容をお知らせいただきたい。

最後に、これは前にちょっと私の記憶から薄れていますので、もう1回申し訳ございませんが、お知らせ願いたいのは、21ページの10款5項12目の北辰屋内運動場のトイレの改修、なぜこれが中止になったか、もう1回、申し訳ございませんが、お知らせいただきたいと思えます。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 13ページ、民生費の障がい者の事業についてですけれども、今回減額しているものについては、医療給付費の減額をしております。こちらについては、現在の医療費の給付の状況から見まして、今年度の支出見込額を算定しまして減額したというよ

うな形になっております。

その下の自立支援給付事業ということになりますが、こちらは障がい者が利用するサービス、こちらの事業費について、国・県に申請した額よりも、見込んだ額よりも、実際にかかった経費が少なかったということで、実績報告に基づいて返還金が出たというような形になっております。

以上です。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**高橋富美子議長** 農林課長柏倉敏彦さん。

**柏倉敏彦農林課長** 予算書16ページの林業振興費、林道東山線沿線の伐倒業務委託料について御質問いただきました。

こちらにつきましては、東山線沿線でこれから除雪作業等入るわけですが、それに支障がある、それから電線に支障が生じているということで、倒木の危険がある木が14本、支障となる部分、その27本分の枝払いをするということで、その発見時期に応じまして、この時期になってしまったということでございますので、除雪作業に支障がないように、その前段で行いたいということでございます。よろしく願います。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** エコロジーガーデンの光熱水費の関係についてお答えいたします。

こちらは、エコロジーガーデンの施設関係の電気料の増となってございまして、昨今の燃油等々の物価上昇によりまして、電気料の単価も当然上がってございます。そちら、当初予算に計上した分より約200万円ほど足らなくなるだろうという計算に基づきまして、この補正を計上したところでございます。

以上でございます。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**高橋富美子議長** 社会教育課長渡辺政紀さん。

**渡辺政紀社会教育課長** 北辰屋内運動場に係りますトイレ改修工事の減額の分についてでございますけれども、当初北辰屋内運動場前の道路に下水道管の布設がされる予定でありました。それに合わせて、今年度中にトイレの改修を図りまして、下水道に接続したいと考えておりましたけれども、下水道の本管の工事がちょっと遅れているようでございまして、今年度中の工事をする事ができないのではないかとということで、今回この部分については減額したところでございます。

**3 番（新田道尋議員）** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3 番（新田道尋議員）** エコロジーガーデンの電気料ということですが、この時期に補正で追加ということで、電気料は全体上がる、そこだけ上がるわけではないのだから、どこの部門でも電気料が上がっていくのは当然のはずで、何でエコロジーだけ200万円も急に上がらなければならなかったのか、理解に苦しむのですけれども、その辺どうですか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** エコロジーガーデンは、特に燃料調整費の単価が10円アップするものと考えてございまして、なお電気料そのものの現在の……、使用量ですね、申し訳ございません。使用量そのものの積算ベースにつきましては、10月まで見込んだ形で様々、当然省エネ対策等々いたしまして、前年より大体1,400キロ近く使用量が減っているという仮定でも、そのような積算になってございます。

以上でございます。

**3 番（新田道尋議員）** 議長、新田道尋。

**高橋富美子議長** 新田道尋さん。

**3 番（新田道尋議員）** ですから、何回も申し上げますがけれども、エコロジーだけ電気料が上がっているわけではないでしょう。何でこの

部分だけ、この施設だけ、こういうふうになってくるということを私は聞いているのです。ということは、途中から新たに新規に何かの事業が始まったと。当初計画にないものが生まれてきたから、電気料がこういうふうに緊急に発生したということに、私はそういうふう感じ取るのですけれども、その辺いかがでしょう。

それから、枯損木の伐採の件ですけれども、この時期に、条件が悪いときに、こういう作業をさせるというのは、あまり私は感心しないのです。ですからもう少し、だとすれば、今始まったことでないはずですから、枯損木は、前から枯れるものは、もう何年も前からなっているのだから、状況を見ながら、もう少し天気のいいときにさせるべきではなかったかなと思うのですけれども、時期的にちょっとずれ過ぎてはいないかと私は心配するのですけれども、何か事情があつてかと思うのですが、やはり仕事は作業がしやすいようなときに、業者も考えて与えるのが当然かと私は思っています。

それから、いろんな補助金に関して、途中で変わってくるというのは承知ですけれども、全体的にあらゆる補助金に関しては、まだ12月で、あと3か月ちょっと年度末まであるわけですから、頂いたものをなるべく返すというようなことはやらないでもらいたいのです。せっかく頂いたものを、変更、変更といって返すようなことを繰り返すと、相手の心証を害するというのも、私はあると思うのです。せっかくのものをこうやって何百万円も、何千万円も、できないから要らないわということでは、この先のいろいろな事業にも影響してくると私はいつもそう思っているのです。恐らく3月議会の中でも、補正で減額が相当各課より出てくると思うのですけれども、なるだけ頂いたものは上手に消化していくということをやらないと、頼まれたほうも、またかというようなことに私はなるのではないかと心配するわけです。ですから、十分

に検討されて、上手に使っていただきたいなど  
というのが私の考えです。

以上です。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 先ほど、エコロジーガーデン  
の光熱水費の件での質問等があった中で、予算  
の全体を通しまして、ほかにも計上させていただ  
いている、このたびの補正について、光熱水  
費、当然値上げであつたりという部分で、この  
たびの12月補正においては、およそ2,300万円  
ほど全体で計上させていただいたところござ  
います。

ただ、今今お支払いの時期を迎える中で、現  
年度予算で足りない部分については、このたび  
の12月補正で計上させていただいたということ  
になっております。

また、3月議会の補正の中でも、おおよそ見  
込みとして4,000万円ぐらい出てくるのかなと  
感じておりますが、このたびの12月補正にあつ  
ては、今今お支払いしなければならない部分も  
あったものですから、その部分のそれぞれの款  
項目において計上させていただいたという状況  
にありますので、御了承願いたいと思います。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** 私からは1点お尋ねし  
たいと思います。18ページの土木費の除排雪の  
ことに関してです。

これから当地方は何といっても雪との闘いと  
申しますか、市民生活に大きな影響を与える雪  
問題で、なぜ私がお尋ねしますかということ、補  
正で5億5,000万円という大きな金をここに計  
上なさっているわけですけれども、その内訳で  
すね、内容、市民生活の安全・安心のために御  
努力なさっているのだけれども、補正としては  
かなり大きい金額だなという感じがするもので

すから。

なお、あと確認のためなのですけれども、財  
源の裏づけはどのような算出かなということ、  
まずお聞きしたいと思います。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 除排雪費の委託費、また  
借上げ費の補正に関しての御質問をいただきま  
した。

例年でございますけれども、12月議会におき  
まして、そのシーズンの除雪に関しての費用を  
補正させていただいているということござい  
まして、今回計上させていただきました費用に  
つきましては、直近5年間の平均、加重平均と  
いいまして、多かったところ、少なかったとこ  
ろを除いた平均値をベースにして、今回補正額  
を計上させていただいているところでございま  
す。委託費につきましても同じように、借上げ  
費につきましても、直近5年間の平均というこ  
とで計上させていただいております。

こちらにつきましては、昨年、一昨年と大変  
な大雪ということで、費用も大きくかかったわ  
けでございますが、最大のかかった費用、また  
一昨年、2年前の少雪のときの少なかったとこ  
ろ、これも引かせていただいた中での平均とい  
うことで計上しているところです。

また、財源につきましては、現在のところ、  
一般単独費ということで、後ほどシーズン終え  
てから交付金等の補填ということも考えられる  
わけでございますが、当然国交省に向けての社  
会資本整備総合交付金につきましては、一部計  
上させていただいて、その部分も計上の中には  
入っているということで御理解いただければと  
思います。

以上でございます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番（小嶋富弥議員）** 市民の一番のネックは

雪対策ということも重々分かりますし、大方理解しているわけですが、当初予算で盛るべき姿ではないかなと。今おっしゃったとおり、過去5年間のデータの中でもって、市民生活の便利の安心・安全のためにするということは、本来これだけの大きい金額を何で当初予算でもってできないのかなと思うのです。本来は、補正予算なんていうのは、当初予算を計上して、やりくりの中で足りないからという筋だと思っただけでも、金額が大きいものですから、政策的にいかがかなと、ちょっと私個人です、思うものですから、その辺あたりのお考えというか、これ悪いというわけではないですよ。大変いいことだけれども、行政のやり方としてはいかがかなと思うものですから、ひとつお話しただければ、大変ありがたいなと思います。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 今議員おっしゃった部分も当然分かるのですけれども、実際に当初予算を組む段階では、当然堅く盛るといような部分がございます。その後、どうしても雪ですので、12月以降の話ということになりますので、その予算の執行状況を見ながら、また特別交付税という部分も当然後に来るわけでしょうけれども、毎年その年、その年で雪の降り方も違いますので、一応当初の段階では、ほぼほぼ道路の予算という形でまずは見ておいて、この時期に捉えて、毎年のように12月補正で計上させていただいているというようなこともございますので、当然台所事情もございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**高橋富美子議長** 小嶋富弥さん。

**15番(小嶋富弥議員)** やりくりの中の補正だから、これ以上申してもしょうがないですけれども、本来ならば予算だろう、計画ですから、当初予算でしたほうが、私はすっきりはつきり

していいのではないかなと思うのです。このもの、そのものもけしからんというわけではないけれども、分かりやすいような、市民に示すための予算総額というのは一応出てくるわけですから、金額が大きいですからね。そういう意味で、やはりこれだけ必要ですよ、そしてやった結果、交付税の関係もあるというのは重々分かりますけれども、本来のやはりそういう分かる姿のほうがいいのではないかなと。使って悪いというわけではないですから、大いに使って、市民のためになればいいんだけれども、やっぱりその辺をもう少し本来の姿にやったほうが、すっきりはつきりすると思いますので、やりくりは分かりますけれども、そういったほうが私は市民の理解を得るのではないかなと思いますので、今後のやり方だと思いますけれども、そういったことを含めて、すっきりはつきりしたような予算をしてもらえればと。補正として大きいですからね。本来、補正は足りない部分を補うようなというのが本来の補正だと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。大変だな、やりくりな。御苦労さまです。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**2番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2番(叶内恵子議員)** まずは、9ページの20款1項繰越金ですが、今この補正予算の1億3,887万1,000円を差し引くと、繰越しの残高が幾らになるのか、まずこれを伺いたい。

そして、次に13ページの1項4目、障がい者自立支援費なのですが、給付事業、先ほど課長の説明で、かかった費用が少なかった、最初の見込みよりもということで、国に返還する分、県に返還する分、それぞれ計上されているのですが、国に返還する分は国庫支出金、県に返還する分は県支出金だと思うのですが、これを一般財源で立てていることの理由と、そしてこのサービスが見込みよりも少なかった。

自立給付金について、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、こういったものがあると思うのですけれども、どの項目の利用が少なかったのか、障がい者であるのか、障がい児であるのか、状況を伺っておきます。

次に、17ページの7款1項3目の観光費、エコロジーガーデン推進事業費の光熱水費なのですが、東北電力は11月に電気料の見直しを発表していて、来年度においてもまた発表しております。そういったものを見越して増額しているというのは、今説明を聞いて、なるほど仕方がないと思うのですけれども、説明の中で、施設にかかっている電気代だということだったのですが、施設の中のどの部分であるのか、もう少し具体的に説明をお願いします。

そして、17ページの8款2項2目の道路維持事業費、こちらも光熱水費が321万2,000円増額になっていますが、これは何のために使われる何の費用であるのか、こちらをお願いします。

以上です。

**荒澤精也財政課長** 議長、荒澤精也。

**高橋富美子議長** 財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 繰越金の残高というお話でございました。一応、決算見込みでは6億100万ほどを決算見込んでおります。このたびの補正が1億3,800万円というようなことで、今の残額については137万円ほどでございます。

以上でございます。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 障がい者の自立支援給付事業ですけれども、全体的に増えたり減ったりしているところはあるのですけれども、医療に関しては、更生医療に関しては減っているところはないのですけれども、また障がい児の部分についても増えているという形

になっておりますが、それ以外の部分でやはり減っているところが多いのですけれども、その中で特にといいところはないのですが、全体的に前年度よりも減っているところが多かったということで、前年度をベースに給付費を見込みまして、申請しているものですから、前年度から減ってきたということが大きな要因だと思っております。

以上です。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** エコロジーガーデンの電気料の内訳といいますか、各施設の部分についての御質問でございますが、それぞれ各棟の入っているオーナーから、光熱水費等と雑入で受けてございますが、申し訳ございません、個別の算定の資料が今手元にはございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 道路維持管理費、維持費の光熱水費の内容ということで御質問いただいております。こちらにつきましては、道路照明灯の電気料でございます。

以上でございます。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** こちらの返還金につきましては、今年度分ではなくて、

昨年度の国の負担金において返還金が生じたものなので、一般財源で返しております。

**2 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番(叶内恵子議員)** まず、繰越金については、最初に6億100万円の繰越額から、一般財源として使ってきて、137万円が今残額として、これを計画の中で、3月の補正予算なりの中で活用していくのかなと、計画の中にあるのかなと思うのですが、そういう理解でいいということかなと思いました。

あとは、13ページの障がい者福祉費、前年度のベースで、まだ国から確定した金額が入っていないということではなくということなのでしょう。ちょっと理解し切れていないので、もう少し詳しく説明いただきたいということと、あとは全体的に医療関係のほうは、給付費、給付事業としては十分であったけれども、そのほかについて介護給付であったり、訓練等であったり、全体的に少なくなっているというのは、利用する人数自体が少なくなっているのか。例えば死亡であったり、そういったことがあって少なくなっているのか、それともコロナの影響で利用者自体は少なくなっていないのだけれども、外に出る機会が少なくなっているのか、そのところをどういうふうに分けて見ていらっしゃるのか併せて伺いたいということと、エコロジーガーデンの光熱水費については、個別のまとめがないという返答だったのですが、制度設計をこうやって、やっているということは、数字を積み上げていらっしゃるのだと思うのです。そうするとどの施設に対してどうであるのか。個人に貸している、目的外使用で貸している、もしくは使用料を頂いて貸している、その部分についてはどういう負担になっているのか。目的外使用でお借りしているところは、それぞれ電気のメーターがついているのであれば、その積み上げができるでしょうし、ついてないで

市が負担しているのかとなれば、負担しているという答え方をしてもらわないと分からない。

そして、市民に1つ要望として言われているのが、夜間のライトアップをされていらっしゃるが、何時で終わられているのか、夜遅くに、仕事の帰りに市内に戻ってくる、中心に戻ってくる方からすると、誰も行かない、誰も通らないところである電気代というのは、今この電気代の高騰で自分の生活も圧迫しているのに、税金の中からその部分が使われているということに対して納得できないというような声が、私のほうにはですけれども、寄せられているのです。そのライトアップについて幾らかかっているのか、もしくは12時過ぎても、建物周辺の街路灯については、LEDの電気に代えて、赤っぽいような、暖色の電気が点々とついていますが、建物の外壁に明るくライトアップがぱっとついているところがあったりして、それについてはどうなっているのかというような、やはり今大変厳しいわけです。電気代の負担、一般質問でも言いましたけれども、給料は上がらないでも、かかってくるのだけがどんどん出ていく。そうしたときに、税金で1回払ってしまうと、どんな形であっても痛みがないというか、しょうがないと払うわけですが、それがどういうふうに使われているのかということに対して、非常に今こういう状況であれば、皆さんも言っているように、エネルギーの高騰でとおっしゃっているじゃないですか。本当に大変な状況になっているわけです。そうすると、どんなふうに使われているのかということをもっと明確に説明していただきたいと思うわけです。

そして、新庄駅を見ても、最終の新幹線が行くと全部電気を落として消しているわけです。そうすると、何時まであそこをつけておくのが適正なのか、そういったこともきちっと示していただくべきなのではないでしょうか。

新庄駅については、JRが払っているわけで

すから、市民一人一人が何も言うことはないと思うのですが、税金で維持、運営しているところに関しては、明確にしていきたいと思えます。

そして、先ほどの道路の維持費のところ、私の質疑の仕方が悪かったのだと思うのですが、道路の街路灯だということだったので、具体的にもっとどの街路であるのかですね。関わるのですよ、全て。負担しているところがどうなのかということをお聞きしたい。こちら、もう少し具体的にお聞きします。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、伊藤リカ。

**高橋富美子議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長伊藤リカさん。

**伊藤リカ成人福祉課長兼福祉事務所長** まず、障がい者自立支援給付費の返還金についてですが、こちらも全て翌年度精算ということになっておりますので、令和3年度中に受けた交付金に対して、申請額を下回った場合に返還金が生じるということで、こちらで全て精算が、令和3年度分については終わるといような形になっております。

先ほどの自立支援の、こういったサービスが伸びているかとかいう詳しいところになりますけれども、議員おっしゃるように、やはりコロナの影響を全く受けてないかという、その点に関しては、障がい者の事業所においても、クラスターなどが発生しまして、その間事業を休止するという事も出ておりましたので、そういった影響も少なからずあるのかなとは思っておりますが、ただ全体的には伸びている部分もありますので、全てがその影響でということではないと思っております。

基本的には、返還金が今回大きく出たというのは、前年度、令和2年度の事業費に対して、令和3年度の伸びを勘案しながら申請額を決定するわけですが、その伸びについて、こ

ちらで予想したほどの伸びが全体的になかったと捉えております。

以上です。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**高橋富美子議長** 商工観光課長小関紀夫さん。

**小関紀夫商工観光課長** エコロジーガーデンの電気料関係、それからイルミネーション関係の件についてお答えいたします。

まず、電気料の部分につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。当然議員おっしゃられたとおり、電気料の高騰等はこちらでも当然把握してございまして、節約していきべきところは節約していかなければならないと感じてございます。

ただ、イルミネーション、それから、他の街路灯等、防犯上の件もございまして、あとイルミネーションにつきましては、にぎわいづくりという観点も当然でございます。そのバランスを取りながら、節約していきところは当然節約していきというスタンスで考えてございまして、よろしくお聞きいたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**高橋富美子議長** 都市整備課長長沢祐二さん。

**長沢祐二都市整備課長** 道路維持費の中の光熱水費ということで、道路照明灯のそれぞれの場所という御質問だったのですが、市道全体に関わってきている部分の、いわゆる交差点だとか、急なカーブの部分だとか、道路管理者が設置しなければいけない照明として位置づけされているものでございます。全体的には三百数十基設置されていますので、全体の光熱水費の電気料の値上げに伴う補正ということで御理解いただければと思います。

以上です。

**2番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2番(叶内恵子議員)** 障がい者自立支援につきましては、もう少し年度末までの間、コロナ

で困っている方、具体的にありますので、もう少しどういったことで見込んでいたより少ないのかということ、把握していただきたいと思っております。

次に、エコロジーガーデンの電気料金については、にぎわいづくりのためにイルミネーションとおっしゃっているのですが、8時過ぎ、9時過ぎ、あそこの場に平日行きますと、イルミネーションを見にどなたもいらしておらず、仕事から帰ってくる人からすると、何であそこだけあんなふうにしなきゃいけないのという声も聞かれます。夜や夜中の何勤交代して帰って行くとか、帰ってくるとか、そういった中で非常に不条理に思うようです。そういった、心理を理解していただきたいなと思うことと、にぎわいづくりというのですけれども、イルミネーションを誰も通らないところで何時間も点灯していることで、どういったにぎわいにつながっているのか、そこを具体的に伺いたいということと、そしてこの道路維持をするための市道に設置している、市が危険箇所であったり、さっき課長が説明してくださった、設置しなければならない箇所についての300基を超える部分の電気代だということだったので、エコロジーガーデンの光熱水費の状況、そしてまた道路の維持管理に当たっての水道光熱費で市が負担している部分の状況を考えると、例えば中心市街地の中で、商店街などにかかっている街路灯、道路は県道であったり、市道であったりするのですけれども、その電気代は商店会が全部負担しているわけです。電灯、電球が切れれば、また商店会費から負担している。そうすると、道路というのも公共のものであって公有財産、そしてこのエコロジーガーデンも公有財産。それを考えると、いつも税の公平性というような話が出てくるのですけれども、負担しているところから考えると、公平的に、例えば商店街に対して、なかなか厳しい運営状況、経営状況、1

軒1軒の中で維持運営をしていて、今までの流れで光を消さないでやっていかなくちやという意気があって、何とか維持管理しているところに、市にも相談していないと思うのです。補助金、電気代に対して、道路という公有財産に対して、そこの防災、防犯含めて、それを賄ってくれているということを考えると、市として補助金であったり、負担金であったりということの検討があってもいいのではないかと思うところがあります。

それについて負担すると、しない、その切れ目というか、それはどういうふうにして判断しているのか、それを伺いたいと思うのです。いかがでしょうか。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時42分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開します。

**小関 孝環境課長** 議長、小関 孝。

**高橋富美子議長** 環境課長小関 孝さん。

**小関 孝環境課長** 環境課において、市内の防犯灯については、その設置と電気料金の補助事業を行っております。なので、町内のそちらの街路灯、もしくは防犯灯ということであれば、環境課に御相談いただければ、そういった事業を御活用いただけることとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**小松 孝副市長** 議長、小松 孝。

**高橋富美子議長** 副市長小松 孝さん。

**小松 孝副市長** 明かりということですから、町なかの部分も含めて、道路については都市整備課での管理と。それ以外の町内で、また防犯的視点からの明かりについては、町内で設置していただいた中で、環境課で補助金を支給して対応しているというところでもあります。



高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

### 日程第11議案第60号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

高橋富美子議長 日程第11議案第60号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

### 日程第12議案第61号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

高橋富美子議長 日程第12議案第61号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号令和4年度新庄市介護保険事業特

別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）

**高橋富美子議長** 日程第13議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

ここで、財政課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

財政課長荒澤精也さん。

**荒澤精也財政課長** 大変申し訳ございません。ただいまの、それぞれ御可決いただいたのですが、予算書の中の説明文で誤字脱字等ございました。大変申し訳ございません。

まず初めに、13ページの、先ほども質問ございましたが、3款1項3目障がい者福祉費の、障がい者福祉事業費、「全国在宅がい害児」ということで、「障がい児」の誤りでございます。

また、21ページ、11款1項1目農地災害復旧費の「農地災害復事業旧費」となっております。正しくは、「農地災害復旧事業費」でございます。大変申し訳ございませんでした。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時22分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日 程 の 追 加

**高橋富美子議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

（佐藤卓也議会運営委員長登壇）

**佐藤卓也議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日、午後2時1分から議会運営委員6名出

席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての議案1件、及び議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算4件、並びに議会案第4号インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書の提出について、議会案第5号戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書の提出についての議会案2件を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、補正予算4件、議会案2件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案1件、補正予算4件、議会案2件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時27分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。それでは、追加日程に入ります。

## 日程第14議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

**高橋富美子議長** 日程第14議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当並びに特別職の期末手当について、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、一般職の職員の給料月額につきまして、若年層を中心に引上げを行うとともに、勤勉手当の支給月数を年間0.1月引き上げるものであります。

この改正に合わせ、特別職である市長、副市長、教育長及び議員の期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げるものであります。

また、令和5年度以降に支給される当該手当につきましては、6月期と12月期の支給月数を平準化するため、必要な改正を併せて行うものであります。

施行日は公布の日といたしますが、給料月額及び令和4年度の期末勤勉手当の支給月数の改正につきましては、令和4年4月1日から適用し、その他の規定は令和5年4月1日から施行することといたします。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会への付託を省略することになりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 一般職の給与引上げについてはいいと思っております。1人当たりどのぐらい年間にして上がるのかをお願いします。

それから、特別職については、どのぐらい年間上がるのか。市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員、その内容などをお知らせいただきたいと思っております。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 一般職の職員の1人当たりの上がり幅ということですが、このたびは現行の給料表から、初任給を3,000円から4,000円引き上げまして、若年層については、その以降2,000円程度、そのほかは100円または200円というような引上げ幅になっておりまして、管理職については据置きというような状況になっております。したがって、1人当たりというようなことは、試算、平均ということになります。しておりませんが、若年層を中心とした引上げということを、御了解いただきたいと思っております。

それから、特別職についての引上げ幅ということでございますが、まず人勧では、一般職の勤勉手当についての引上げがなされているところでございます。それに対して、特別職につきましては、引下げの場合も期末手当で対応して

きたという経緯もございますので、このたびの人勧では、特別職に対する対応ございませんけれども、期末手当で対応させていただきたいというところでございます。

それぞれの上がり幅でございますけれども、市長につきましては6万4,400円、副市長につきましては4万9,000円、教育長については4万1,300円、また議長につきましては3万1,360円、副議長につきましては2万7,650円、その他議員の皆様におかれましては2万5,900円となっているところでございます。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 一般職全体では、幾ら引上げになるのか。また、特別職全体では幾ら引上げになるのかということ、をお願いします。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 一般職につきましては、給与、それから勤勉手当合わせまして、再任用職員も入っておりますけれども、1,307万3,000円でございます。

そして、特別職の手当につきましては、合わせまして60万3,000円となっております。

なお、その他予算としましては、320万円ほどの退職手当、負担金等も入っておりますので、合計で1,692万2,000円が今回の影響額となっております。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 会計年度職員の勤勉手当というのが支給されているべきだと思うのですが、会計年度職員については支給されるのでしょうか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** 会計年度任用職員については、期末手当を支給しているところでございます。そして、その基本的な考え方としましては、再任用職員の手当と同額と考えております。したがって、このたびは同額ということになっておりますので、据置きとなっておりますが、報酬につきましては、一般職の職員の給料表の改定の後になりますので、来年度、4月以降の給料表に反映させていきたいと思っております。

以上です。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**高橋富美子議長** 総務課長西田裕子さん。

**西田裕子総務課長** すみません、訂正させていただきます。

会計年度任用職員の手当について、同額と申し上げましたが、同月数の誤りでございました。よろしく申し上げます。

**高橋富美子議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第74号については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**高橋富美子議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 投票を締め切ります。

賛成14票、反対2票、賛成多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

## 議案4件一括上程

**高橋富美子議長** 日程第15議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第9号)から日程第18議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)までの補正予算4件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算(第9号)から議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算(第3号)までの補正予算4件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第70号から議案第73号までの令和4年度一般会計及び介護保険事業特別会計並びに水道事業会計補正予算及び下

水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正の内容であります。各会計において、議案第74号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、所要額を補正するとともに、一般会計におきましては、予防接種法第15条の規定に基づく予防接種健康被害給付金の支給に関する費用を補正するものであります。

それぞれの会計の補正の内容であります。一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6,051万8,000円を追加し、補正後の予算総額を202億7,529万5,000円とするものであります。

補正の財源といたしましては、法人事業税交付金、国庫支出金及び前年度繰越金を充てることといたします。

歳出につきましては、各款ごとの職員給与費のほか、4款衛生費に予防接種健康被害給付金を計上しております。

議案第71号介護保険事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、補正後の予算総額を39億3,706万8,000円とするものであります。

財源といたしましては、一般会計繰入金などを充てることといたします。

議案第72号水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出に39万1,000円、資本的支出に4万1,000円を追加し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、職員給与費として43万2,000円を増額するものでございます。

議案第73号下水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出に27万1,000円、資本的支出に4万7,000円を追加し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、職員給与費として31万8,000円を増額するものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い

申し上げます。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第73号は委員会への付託を省略することに決しました。

## 日程第15 議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第9号）

**高橋富美子議長** 初めに、議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第9号）について、質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 歳入歳出両方とも、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金、給付費負担金が、歳入歳出にそれぞれなっております。新庄市内において、どのような健康被害があり、何人ぐらいおられるか把握していれば、お願いします。

**山科雅寛健康課長** 議長、山科雅寛。

**高橋富美子議長** 健康課長山科雅寛さん。

**山科雅寛健康課長** 佐藤悦子議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の予防接種健康被害給付金につきましては、予防接種法第15条の規定に基づきまして、厚生労働大臣が予防接種による健康被害を認定

したときに、予防接種法施行令により定める額を市町村が給付するものでございます。

こちらにつきましては、\_\_\_\_\_お一方に対する健康被害の給付金となっております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 定める額を給付するということですが、例えばどのようなときにどのくらい出すようになっているということがあれば、分かっているでしょうか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後2時45分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子さんに申し上げます。ただいまの発言は、国の制度に係るものと思われまので、御注意願います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 国の制度であります。しかし、市民が実際にワクチンを受けて被害を受けた場合に定める額が法律で決まっているのだというただいまのお話でした。そういうことで、例えばどのような法律で、どのような状態のときにどのくらい給付されるのかということをお聞きしたいのです。市民にとって大事なことだと思います。今、ワクチンを受けるか否か考えておられる方がおられます。それは、やっぱり被害があるやに、いろいろインターネットなどで言われていることもあって、考えているという方がいらっしゃると思います。そういう方に…

高橋富美子議長 佐藤悦子さんに申し上げます。

先ほども申し上げましたが、国政に係るものと思われまので、御注意を願います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 議長に言わせていただきたいと思ひます。これは市民に…。

高橋富美子議長 悦子さん、内容を精査してください。

1 番（佐藤悦子議員） ここで説明がありました。国が認定したとき、定める額を給付するのだと。その国が定める額は、どういふときにどういふことになるのかということ…。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後2時48分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 先ほどの発言でちょっと訂正をお願いしたいのですが、個人情報でありますので、先ほど申し上げた年齢、あと性別につきましては、発言を取り消させていただきたいと思ひます。どうもすみませんでした。

では、制度についてでございますが、こちらにつきましては、国の法律で定まっております。法律に金額等の記載はございます。例えば給付の種類としましては、ワクチン接種等によりまして、その後副反応、そういったことで健康被害が生じた場合に、市町村に申請がございまして、そこから県を通して国に進達するというような制度になってございます。給付の種類としましては、医療費及び医療手当、また障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料などとなっております。

以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 11ページ、4款1項1目保健衛生総務費のうちの予防接種健康被害給付金4,400万です。大きい金額だと思うのです。予算ですから、最大限を見込んで計上していると思うのですが、何人ぐらいを想定しているのでしょうか。そしてまた、現在具体的に健康被害に遭っている方は何人と把握しているのでしょうか。人数を言うのは個人情報ではないと思います。お願いします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 八鍬議員の質問にお答えさせていただきます。

このたび、国から健康被害の認定がございまして、そちらは1人の方ということになってございます。

以上です。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 1人ということであります。そうしますと、また国の法令により認定された方が増えていった場合には、こういう形で予算計上していくということになると理解してよろしいでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 そういった申請があつて認定になれば、その都度、補正等を考えていきたいと考えております。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第70号令和4年度新庄市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第16 議案第71号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

高橋富美子議長 次に、議案第71号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第71号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

### 日程第17議案第72号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

**高橋富美子議長** 次に、議案第72号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第72号令和4年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

### 日程第18議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）

**高橋富美子議長** 次に、議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第73号令和4年度新庄市下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

### 日程第19議会案第4号インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書の提出について

**高橋富美子議長** 次に、議会議案第4号インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

**山科正仁総務文教常任委員長** 議会議案第4号インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月14日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者、新庄市議会総務文教常任委員会委員長山科正仁。

別紙を読み上げます。

インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書。

消費税は、令和元年10月に軽減税率が導入されて複数税率になったことから、売手の売上税額と買手の仕入控除の税率を一致させる方法として、インボイス制度に移行することとなり、令和5年10月から開始が予定されている。

インボイス制度は複数税率の下で、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段となっており、税制の公平性や透明性を確保し、消費税の適正な課税を行うために必要な制度として位置付けられているものである。

しかしながら、現在多くの中小事業者が、インボイス制度への対応準備はおろか制度の理解に至っていない中で、周知と理解が進まない事業者に対して、消費税課税事業者か免税事業者のままにいるかの選択を迫れば経営上不利な選択をしてしまう可能性がある。

そのため、制度の導入が中小事業者の事務負担や取引に与える影響を懸念する声があることも踏まえて、制度の周知、広報の更なる取り組

みや事業者の十分な準備のための支援などに取り組んでいくとともに、影響を緩和するために予定されている特例である免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置をより長期にしていかなければならない。

したがって、地域で活躍する中小事業者の経営を守り、地域経済の安定と発展を願う立場から政府および国会に対し、インボイス制度の周知徹底及び開始後の影響緩和特例措置の更なる延長を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、財務大臣宛、経済産業大臣宛、以上です。よろしくお願ひします。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、議会議案第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**高橋富美子議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** この意見書は、インボイス制度を認める立場だということではないでしょうか。

それから、中小事業者の経営を守り、地域経済の安定と発展を願う立場、これは私も同じ立場だと感じていますが、中身は、インボイス制度を認めて、6年間の特例経過措置を長くしてもらいたいということであって、7年になるのか分かりませんが、始まっていいから、認めて、7年か8年か、そのぐらいでインボイスを確実に取ってほしいという内容になっているように

思います。

そうなりますと、具体的にシルバー人材センター、新庄市にあります。600人の会員がいるそうです。そこに、現在はインボイス導入されていないので、消費税を納めなければいけないというものはないようです。ところが、インボイスが始まったら、始まったときは少しですけども、完全に実施されたときには2,000万円消費税分の支出が増えるそうです。そうなったら、そのために何をするかといったら、それを補うために、障がい者や高齢者という利用者の方から、今より10%利用料を上げていただくしかないということになっております。そうなったら、今市内でシルバーに頼んで、ようやくいろんなことをお願いして頑張っている障がい者、高齢者の皆さんが利用しづらくなる。今でも年金が下がっていき、様々負担が増えるのは困るなど考えている、収入の少ないこうした弱者が、シルバーという頼りにしているものが利用しにくくなる、利用料が上がる、そういうことになるということなのです。それを認めるという内容ではないですか、これは。

それからまた、産直まゆの郷があります。今は1億5,000万円ぐらいの売上げだそうです。多分消費税は、産直まゆの郷としては、僅か、払っているとしても。しかし、インボイスが始まりますと、1,000万円近くの、何千万円という単位で消費税を納めなければいけない。1億5,000万円の売上げだとすれば、1,500万円かもしれません。分かりませんが、1,000万円を超える形で負担を、消費税を納めなければならなくなる。課税業者として。そうしたら、どうなるか。まゆの郷の経営、今何とか黒字、百何十万円とか言われておりますが、僅かの黒字でようやく回しているのに、全部吹っ飛んでいって、マイナスになります。そうしたら、倒れます、はっきり言って。それは困るでしょう。これから大事にしていかなければいけない。だけど、

インボイスでそうなるのですよ。

その負担を避けるために何するかということでは、農家が主に品物をそこに入れて、売ってもらっていますが、農家が課税業者に登録しなくちゃいけなくなる。その分を課税業者として、今まで免税業者が9割だそうです、農家は。その9割の免税業者だった方々が、まゆの郷で売り続けるために、消費税を納める課税業者に登録して、まゆの郷の消費税は増えないようにするために、それをしなくては行けないと。これがインボイスなのです。

また、建設業者で一人親方という方がおられます。市内で、そういう方々が会社に勤めています。しかし、労働者としては、会社で給料もらっているけれども、一応業者扱いです。ですから、社会保険、その方はないということで国税を払っている、自分で。そういうふうにして会社に勤めている方が、今度は会社から課税業者になってくれと、インボイスの登録業者になってくれと言って、今もらっている給料から、会社から頂いている給料から、消費税を払う課税業者にならねばならないというようにしないと、それを使っている会社が、消費税をがっとな今よりもかなり多く払わなければならなくなるのです。これがインボイスです。そのようなことを肯定している内容の意見書ではないのですか。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**高橋富美子議長** 総務文教常任委員長山科正仁さん。

**山科正仁総務文教常任委員長** インボイスに関する制度に関する様々な御意見ということは、各自皆さんがおのおの考えることであって、当委員会としては、全会一致でこの意見書を提出するというように決定しましたので、この内容にて提出いたします。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

**2番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 全会一致ということなのですが、1点確認しておきたいと思います。提出するに当たって、インボイス制度の周知徹底及び開始後の影響緩和と特例措置のさらなる延長を強く求める。この延長をどのように、どのような、どのくらいまで延長を、強く求める延長はどのくらいを定義していたのか。この前の委員会の中では説明を受けなかったし、私もここまで説明を受けていなかったの、お尋ねしたいということと、この延長が、地域の経済がどういう状況になっているところまで延長するのかということを確認しておきたいと思います。

山科正仁総務文教常任委員長 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 総務文教常任委員長山科正仁さん。

山科正仁総務文教常任委員長 議員もお分かりのことかと思いますが、常任委員会の中で、国のほうでは、今確かに期限付の割合として、消費税の2割に抑えるという、いろんな緩和措置を考えているようです。この説明は議論としてなさいました。その中で、どのように今後延長の措置を緩和措置として捉えていくかというのは、国の判断になると思いますので、現在決まっている延長期間よりも、さらなる延長という捉え方でしかお答えはできません。よろしくお願ひします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第4号インボイス制度の周知徹底と特例措置の延長を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議会案第4号については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議会案第5号戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書の提出について

高橋富美子議長 日程第20議会案第5号戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

（佐藤文一産業厚生常任委員長登壇）

佐藤文一産業厚生常任委員長 それでは、議会案第5号戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年12月14日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤文一。

別紙を読ませていただきます。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書。

今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、未だ多くの戦没者の遺骨収集が行われていないことを背景に国においては、「戦没者遺骨収集推進法」を平成28年に成立させ鋭意遺骨調査を行ってきています。

戦没者遺骨収集情報センターの報告によると、沖縄戦の収集対象者数18万8,136柱の内、令和4年3月時点で2,719柱が未収骨となっています。「戦没者遺骨収集推進法」の中では、平成28年から平成36年（令和6年）まで集中的に遺骨収集を実施すると謳われています。

新庄市においても16名の方が沖縄の土となっており、また現在、日本国民は平和を享受しておりますが、それは戦没者をはじめ多くの尊い犠牲のもとにあることを忘れてはなりません。よって以下の通り要請いたします。

記。

1. 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守し、国が責任を持って戦没者の遺骨を収集すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆議院議長宛、参議院議長宛、内閣総理大臣宛、厚生労働大臣宛、以上です。

**高橋富美子議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。よって、

議会案第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** 遺骨収集については、国が定めているとおり、それを国の責任で行うのは、まず当たり前のことですね。その中であって、この内容について異議というか、反対の立場になるのではないのですけれども、最初に否決された原案と比べると、この戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂の埋立てに使用する計画の中止を求めるということについては、この中から省かれているわけです。省かれた理由、先ほども伺いましたが、委員会で決まったからという説明ではなくて、なぜ除外されたのか。委員会の中で、具体的に除外する理由があったと思いますから、その理由について、除外した意見書を作成した理由について、具体的に詳細に説明いただきたいと思います。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** それでは、質問に答えさせていただきますけれども、先ほどと同じ内容なのです。それで、先ほどの常任委員会の中で、報告の中に入っているんです、その理由が。聞いていたかどうかはちょっと不明なのですが、その理由を報告内でしゃべっておりますので、報告のとおりですというお答えをさせていただきました。今回に関しては、この意見書に関しては、その中で委員会を開いて、再度話し合うべきだということで話し合いをした上、また再度常任委員会を開かせていただきまして、ほかの質疑等なく、全員一致で決定した次第でございます。

以上です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** そうしましたら、先ほどの説明を繰り返しお願いできますか。私、質問していることに答えてもらってないのです。聞いてない、悪くないじゃないですか。聞いてないが悪いのですか。聞いてないのが悪い、そういう発言でいいのですか。委員長、いいのですね、それで。聞いてないのが悪い。もう一度説明してくださいと言っているわけですよ。

**高橋富美子議長** 暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後3時27分 開議

**高橋富美子議長** 休憩を解いて再開いたします。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** 議長、佐藤文一。

**高橋富美子議長** 産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

**佐藤文一産業厚生常任委員長** それでは、再度説明させていただきます。

委員から、常任委員会の中で、土砂の埋立てに関しては、遺骨の抽出調査が終わっても、その土を使つての開発行為は、基地以外でも未来永劫できないのか。そこまで我々が言及すべきではなく、今すぐに判断できる問題ではない。市議会として明確でないものを、意見書を出すのはいかがなものかと思う。不採択とすべきであるという意見です。

**2 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**高橋富美子議長** 叶内恵子さん。

**2 番（叶内恵子議員）** この内容について、先ほども言いましたが、遺骨収集を継続するということについては、納得いくことなのですけども、市議会として、未来永劫その遺骨収集が終わってもこの土を使えないのか、そういうことについて判断する、意見を言えるものではないと。

やはり沖縄の状況を、私も体験はしていませ

んが、しかし遺骨収集が終わるのが、令和6年まで集中的に遺骨収集を実施するとうたわれているわけですが、その後その遺骨がどのぐらい終わるのか、終わらないのか、ちょっとそこまでも分からないですけれども、南の地域というのが、大変な戦争の惨禍に遭って、やはり沖縄の方々が、戦没者の血が染み込んだ土砂ということで、そこを使うのは許せないと県民としての活動を行っているわけです。

それに対して、全国225を超える自治体が、この土のことも含めて意見書を提出しているということを見ると、この意見書だけでは不十分で、土に関するものではないかと、私としては意見として申し述べておきたいと思います。

**高橋富美子議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第5号戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の遵守を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

**高橋富美子議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議会案第5号については、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**高橋富美子議長** 投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**高橋富美子議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 師走に入りまして、12月定例議会、様々な御意見いただきありがとうございます。

振り返ってみますと、昨年の31日から1日にかけて猛吹雪というような記憶で、年が、2022年が明けまして、昨年は新庄市では始めて以来の除雪費14億円というようなお金をかけたこと、初めてであります。市民の生活を第一ということで、何とか今年も引き続き気を引き締めながら、除排雪に努めてまいりたいと思います。

年明けから一番驚いたのは、2月末のロシアのウクライナ侵攻であります。私も含め、マスコミを含め、1週間から10日あれば戦争は終わるだろうというような解説だらけでした。しかし、今なお侵攻が続き、またウクライナの反撃がある。しかし、双方大きな中で、特にウクライナの国内は、インフラが相当ダメージを受けているというようなことで、昔も厳冬期における犠牲があったという話を聞いていますが、原発以上の被害が起きるのではないかとというような、特に緯度的には北海道の稚内市よりも北にある土地柄でありますので、そこに暮らす方々、大変な思いでこの長い冬を過ごさなければならぬのだなと思います。

それから振り返ってみますと、今確かに燃油、光熱水費が上がっておりますけれども、平和であるということが何よりも大きな財産であると

思います。今、委員会の中での話もありましたが、太平洋戦争、多くの犠牲の下に、今国が平和でいられると。しかし、いつまで平和でいられるかという約束もありません。突然日本が攻めるということは、今の状況では考えられないのですけれども、攻められるということもあると考えると、本当にぞっとするような気持ちでおおところでもあります。この平和を守るということは、本当に国民一人一人にかけられた命題ではないかと思っております。

そして、夏祭り、何とか普通にできたことが何よりもうれしかったところでもあります。そして、最終的に11月5日、6日、巢鴨に行っていました。昨日もある方から、友人が、全ての記録を撮って送ってくれたということで、本当に新庄まつりが心のふるさとだなということを改めて感じたところでもあります。

人口減少という中で、山車を造ることもなかなか難しい時代になってはきておりますけれども、それでも造る人、また応援する人の励みになるような施策も、今後とも続けなければいけないと思ったところでもあります。

人口減少、高齢化という課題に、まさしく1月からは、予算査定ということでございますので、この1年、議員の皆さんから提案されたことを十二分に、その議題にのせながら、職員と一緒に、次なる明るい新庄市へと挑戦してまいりたいと思っております。

また、年が明けますと、来春は地方統一選挙ということで、議員の皆さん、全てであります。一旦改選ということで、また市民の皆様の審判を仰がなければいけないというのは、民主主義の大前提であるということで、大いに今後ともこの議場で議事が交わされることを期待したいと。

その中であって、この議場からさらなるステージに向かうと、大きく羽ばたこうとする方もいるとお聞きしておりますので、ぜひ頑張っ

いただきたいと思います。

12月議会、いよいよ本当の本格的な雪情報、明日の朝まで30、50というような話がありますが、それに万全を期すように努めながら、12月議会の御礼の挨拶とさせていただきました。どうもありがとうございました。

**高橋富美子議長** 以上をもちまして、令和4年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午後3時36分 閉会

新庄市議会議長 高橋 富美子

会議録署名議員 佐藤 悦子

〃 〃 佐藤 文一